

一、本会議の審議概要

○昭和五十八年十二月二十六日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員藤田栄君、同下村泰君を議院に紹介した。

休憩 午前十時二分

再開 午後三時三十一分

日程第二 会期の件

右の件は、全会一致をもって百五十日間とすることに決した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その

備

考

対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第三 内閣総理大臣の指名

右の件は、記名投票の結果（投票総数二三八、過半数二二〇）、衆議院議員中曾根康弘君が一三一票をもつて指名された。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山千夏君、裁判官訴追委員予備員山田耕三郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に星長治君、裁判官訴追委員予備員に杉元恒雄君、検察官適格審査会委員予備員に秋山長造君を指名した。なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、星長治君を第二順位とし、第二順位の白木義一郎君を第三順位に、第三順位の佐藤昭夫君を第四順位とし、また、裁判官訴追委員予備

員の職務を行う順序は、杉元恒雄君を第三順位とし、第三順位の藤原房雄君を第四順位に、第四順位の抜山映子君を第五順位とした。

散会 午後四時二分

○昭和五十八年十二月二十八日 水曜日

開会 午後三時十一分

日程第一 北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

日程第二 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴ

ィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件 (衆議院送付)

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

散会 午後三時十五分

○昭和五十九年二月六日 月曜日

開会 午後三時六分

前議員郡祐一君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

国土審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土審議会委員に亀井久興君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に林道君、北海道開発審議会委員に岩本政光君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財政に関し、河本国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時四十七分

○昭和五十九年二月九日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

八百板正君、中山太郎君は、それぞれ質疑をした。

二・六 開会式

(衆議院)

二・六 国務大臣の演説

八、九 演説に対する質疑

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時二十六分

○昭和五十九年二月十日 金曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央更生保護審査会委員に貞閑晴君、電波監理審議会委員に前田陽一君を任命したことを承認又は同意することに決し、日本銀行政策委員会委員に村上素男君、社会保険審査会委員長に加藤信太郎君、同委員に新津博典君、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君、伊東光晴君を任命することに同意することに決した。

日程第一 國務大臣の演説に関する件（第三日）

二宮文造君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十九分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、三治重信君、志苦裕君、丸谷金保君、伏見康治君、前島英三郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第二 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨

時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後四時二十六分

○昭和五十九年二月二十四日 金曜日

開会 午後一時三十一分

日程第一 永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員徳永正利君を院議をもつて表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員徳永正利君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

藤田正明君は、祝辞を述べた。

徳永正利君は、謝辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に内海倫君を任命することに同意することに決した。

昭和五十八年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十八年度特別会計補正予算（特第1号）

右の両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

（衆議院議決）

二・二二 昭和五十八年度一般会計補

正予算（第1号）、昭和五

十八年度特別会計補正予算

（特第1号）

日程第二 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後二時十一分

○昭和五十九年三月九日 金曜日

開会 午前十時三十一分

日程第一 法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

右は、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、竹田四郎君、塩出啓典君、吉川春子君、抜山映子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時二十五分

○昭和五十九年三月二十三日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和五十九年度地方財政計画について）

日程第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

律案（趣旨説明）

右は、田川自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、稲村稔夫君、中野明君がそれぞれ質疑をした。

日程第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、

物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君、鈴木一弘君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時二十二分

○昭和五十九年三月三十日 金曜日

開会 午後二時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に内海倫君を任命することに同意することに決した。

（衆議院議決）

三・二七 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

第五号）

物品税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

石油税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

石油税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

三・二九 昭和五十九年度一般会計暫定予算

昭和五十九年度一般会計暫定予算

定予算

昭和五十九年度特別会計暫定予算

関暫定予算

昭和五十九年度政府関係機関暫定予算

関暫定予算

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

法律案（閣法第九号）

日程第一 昭和五十九年度一般会計暫定予算

日程第二 昭和五十九年度特別会計暫定予算

日程第三 昭和五十九年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後二時九分

○昭和五十九年三月三十一日 土曜日

開会 午後六時二分

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第一乃至第三の議案に対する討論の後、可決された。

散会 午後六時三十六分

○昭和五十九年四月十日 火曜日

開会 午後五時十一分

昭和五十九年度一般会計予算

昭和五十九年度特別会計予算

昭和五十九年度政府関係機関予算

昭和五十九年度一般会計予算

昭和五十九年度特別会計予算

昭和五十九年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・二三、二四 公聴会

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三二、反対一〇三にて可決された。

日程第一 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第三 石油税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第一及び第二は委員長報告のとおり修正議決、日程第三は可決された。

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後七時十三分

○昭和五十九年四月二十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

三・一〇、一二 分科会

三・一三 可決

(衆議院本会議)

三・一三 可決

(参議院予算委員会)

三・一、二 委員派遣 (広島・大分・

秋田地方公聴会)

三・二四 集中審議 (経済・財政・

金融・教育)

二六 " (婦人・社会保障)

二七 " (外交・防衛)

三・二九 公聴会

四・六、七、九 委嘱審査

四・一〇 可決

(参議院本会議)

四・一〇 可決

(衆議院議決)

四・一九 割賦販売法の一部を改正す

る法律案 (閣法第五七号)

(修正)

日程第三 国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第五 航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の五件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第六 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 機械類信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第六は可決、日程第七及び第八は全会一致をもつて可決された。

日程第九 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九は

可決、日程第一〇は全会一致をもつて可決された。

日程第一一 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一三 株券等の保管及び振替に関する法律案（内閣提出）

日程第一四 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一五 特許特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一三及び第一四は可決、日程第一五は全会一致をもつて可決された。

日程第一六 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一七 公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時三十四分

○昭和五十九年四月二十七日 金曜日

開会 午前十時二分

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に中尾辰義君、同予備委員に大谷操君を指名した。

日程第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第四 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

（衆議院議決）

四・二五 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

日程第五 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第八 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 国有林野法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第十一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一〇に対する討論の後、日程第八は全会一致をもつて可決、日程第九乃至第十一は可決された。

散会 午前十時三十八分

○昭和五十九年五月九日 水曜日

開会 午後零時二分

日程第一 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び

条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、赤桐操君、多田省吾君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時七分

○昭和五十九年五月十一日 金曜日

開会 午前十時一分

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、岩動国務大臣から趣旨説明があつた後、梶原敬義君が質疑をした。

関西国際空港株式会社法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、細田運輸大臣から趣旨説明があつた後、瀬谷英行君が質疑をした。

（衆議院議決）

五・八 昭和五十九年度の財政運営

に必要な財源の確保を図る

ための特別措置等に関する

法律案（閣法第三号）（修正）

五・一〇 日本原子力研究所法の一部

を改正する法律案（閣法第

五五号）

関西国際空港株式会社法案

（閣法第三五号）

日程第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件
(衆議院送付)

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 地力増進法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十一時三十六分

(衆議院議決)

五・一七 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

(修正)

○昭和五十九年五月十八日 金曜日

開会 午前十一時二分

雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、坂本労働大臣から趣旨説明があつた後、糸久八重子君、中西珠子君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 六 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第 七 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 八 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の四案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一乃至第三の議案は可決、第四の議案は全会一致をもつて可決された。

参議院事務局職員の定員に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもつて可決した。

散会 午後零時四十分

○昭和五十九年六月十五日 金曜日

開会 午後一時三十三分

元議員松澤兼人君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）

右の件は、中曽根内閣総理大臣から報告があつた。

国務大臣の報告に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後一時五十分

○昭和五十九年六月十八日 月曜日

開会 午前十時三十一分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）（第二日）

河本嘉久蔵君、対馬孝且君、和田教美君、小笠原貞子君、関嘉彦君は、それぞれ質疑をした。

日程第二 湖沼水質保全特別措置法案（趣旨説明）

右は、上田国務大臣から趣旨説明があつた後、菅野久光君が質疑をした。

散会 午後二時一分

五・二三 衆議院会期延長議決（七十

七日間）

六・六一一三 内閣総理大臣の海外出

張（第十回主要国首脳会議）

（衆議院議決）

六・一五 湖沼水質保全特別措置法案

（閣法第四八号）

（衆議院）

六・一五 内閣総理大臣の帰国報告

一八 同質疑

○昭和五十九年六月二十七日 水曜日

開会 午前十時六分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公害等調整委員会委員長に大塚正夫君、同委員に三ツ木正次君、土地鑑定委員会委員に青木茂男君、淺村廉君、幾代通君、大神三千雄君、久保田誠三君、中村友治君、松尾英男君、中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君、漁港審議会委員に岡部保君、神尾徹生君、倉武二君、戀塚新吾君、下門律善君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君、横山信立君を任命することに同意することに決した。

日程第一 國務大臣の報告に関する件（昭和五十七年度決算の概要について）

右の件は、竹下大蔵大臣から報告があつた後、久保田真苗君、服部信吾君がそれぞれ質疑をした。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、細田運輸大臣から趣旨説明があつた後、目黒今朝次郎君が質疑をした。

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

2）（衆議院送付）

日程第四 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

（衆議院議決）

六・二六 港湾運送事業法の一部を改

正する法律案（閣法第七〇

号）

2) (衆議院送付)

日程第五 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

日程第六 昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(衆議院送付)

日程第七 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(衆議院送付)

日程第八 昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(衆議院送付)

日程第九 昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

右の八件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三乃至第九は承諾することに決し、日程第一〇は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第十一 関西国際空港株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第十二 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可

決された。

散会 午後零時二十五分

○昭和五十九年七月六日 金曜日

開会 午前十一時七分

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、吉川春子君を指名した。

日本育英会法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、森文部大臣から趣旨説明があつた後、粕谷照美君、高木健太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

（衆議院議決）

七・六 日本育英会法案（閣法第二

五号）（修正）

風俗営業等取締法の一部を

改正する法律案（閣法第八

一号）（修正）

日程第 四 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後零時十一分

○昭和五十九年七月十一日 水曜日

開会 午前十時一分

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田川国務大臣から趣旨説明があつた後、志苦裕君、原田立君がそれぞれ質疑をした。

日程第 一 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

日程第 二 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 三 昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がないと決した。

散会 午前十一時二十七分

○昭和五十九年七月十三日 金曜日

開会 午前十時二分

臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、森文部大臣、本院議員久保巨君から順次趣旨説明があつた後、田沢智治君、小野明君、太田淳夫君、吉川春子君、田渕哲也君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）
右の議案は、衆議院の修正に同意することに決した。

日程第二 日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

（衆議院議決）

七・一二 臨時教育審議会設置法案

（閣法第四七号）（修正）

七・一三 健康保険法等の一部を改正する法律案（修正）

散会 午後零時四十四分

○昭和五十九年七月十六日 月曜日

開会 午後一時二分

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、渡部厚生大臣から趣旨説明があつた後、浜本万三君、高桑栄松君、安武洋子君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後三時三十一分

○昭和五十九年七月二十日 金曜日

開会 午前十時十六分

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、鈴木和美君、藤原房雄君、近藤忠孝君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

（衆議院議決）

七・一七 たばこ事業法案（閣法第七四号）

日本たばこ産業株式会社法案（閣法第七五号）

塩専売法案（閣法第七六号）

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七七号）

たばこ消費税法案（閣法第七八号）

（衆議院議決）

七・二〇 日本電信電話株式会社法案

（閣法第七二号）（修正）

電気通信事業法案（閣法第七三号）

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八〇号）（修正）

日程第二 湖沼水質保全特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

米の需給安定に関する決議案（遠藤要君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、可決された。

山村農林水産大臣は、右の決議について所信を述べた。

散会 午後零時二十九分

○昭和五十九年七月二十五日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法

及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

右は、奥田郵政大臣から趣旨説明があつた後、片山甚市君、服部信吾君、佐藤昭夫君、

中村鋭一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時五十九分

（衆議院議決）

七・二七 雇用の分野における男女の

均等な機会及び待遇の確保

を促進するための労働省関

係法律の整備等に関する法

律案（閣法第八三号）（修正）

○昭和五十九年八月一日 水曜日

開会 午前十時二分

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に安孫子藤吉君、同予備委員に杉山令肇君を指名した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、坂本労働大臣から趣旨説明があつた後、久保田真苗君、中西珠子君、山中郁子君、抜山映子君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本育英会法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後零時十一分

○昭和五十九年八月三日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内

閣提出、衆議院送付)

- 日程第三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(国鉄労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(国鉄動力車労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(全国鉄施設労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(鉄道労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(衆議院送付)
- 日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(全国電気通信労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(日本電信電話労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件(全専売労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件（全通信労働組合関係）（衆議院送付）

日程第二三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全日本郵政労働組合関係）（衆議院送付）

日程第一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処
遇を受ける常用作業員を含む。）」（衆議院送付）

日程第一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処
遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（衆議院送付）

日程第一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の
処遇を受ける常用作業員を含む。）」（衆議院送付）

日程第一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の
処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（衆議院送付）

日程第一八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全印刷局労働組合関係）（衆議院送付）

日程第一九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全造幣労働組合関係）（衆議院送付）

右の十八件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程

第二は可決、日程第三乃至第一九は全会一致をもって委員長報告（公共企業体等労働委員会）の裁定のとおり実施することを承認）のとおり決した。

日程第二〇 たばこ事業法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二一 日本たばこ産業株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二二 塩専売法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二三 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二四 たばこ消費税法案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時二十七分

○昭和五十九年八月六日 月曜日

開会 午後四時三十一分

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後五時十五分

○昭和五十九年八月七日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 臨時教育審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時四十四分

○昭和五十九年八月八日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 社会福祉・医療事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

八・七 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）（同意）

（衆議院議決）

日程第 五 保健所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四は委員長報告のとおり修正議決、日程第五は可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査特別委員長から報告があつた。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長から報告があつた。

休憩 午前十時二十七分

再開 午後四時四十九分

日程第六乃至第六四の請願

北方領土返還促進に関する請願外百六十二件の請願

右の請願は、外務委員長外十一委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、集団代表訴訟に関する法律案（参第六号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第一七号）

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（参第一一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第一六号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案（参第二号）

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八三号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、船員法の一部を改正する法律案（閣法第八四号）

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、日本電信電話株式会社法案（閣法第七二号）

一、電気通信事業法案（閣法第七三号）

一、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八〇号）

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、都市緑化促進法案（参第九号）

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決

算書

一、昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、海洋開発基本法案（参第七号）

一、海洋開発委員会設置法案（参第八号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

常任委員長辞任の件

右の件は、内閣委員長高平公友君、地方行政委員長大河原太一郎君、外務委員長後藤正夫君、大蔵委員長伊江朝雄君、文教委員長長谷川信君、社会労働委員長石本茂君、農林水産委員長長谷川寛三君、商工委員長齋藤栄三郎君、通信委員長大木正吾君、建設委員長青木新次君、予算委員長西村尚治君、決算委員長安恒良一君、懲罰委員長小林国司君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に大島友治君、地方行政委員長に金丸三郎君、外務委員長に平井卓志君、大蔵委員長に藤井裕久君、文教委員長に真鍋賢二君、社会労働委員長に遠藤政夫君、農林水

産委員長に北修二君、商工委員長に降矢敬義君、逓信委員長に松前達郎君、建設委員長に本岡昭次君、予算委員長に長田裕二君、決算委員長に佐藤三吾君、懲罰委員長に志村愛子君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。
散会 午後四時五十七分

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（八四件）

●両院通過（七〇件）

- 一 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
- 二 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案（修）
- 四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 五 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）
- 六 物品税法の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）

- 七 石油税法の一部を改正する法律案
- 八 公衆電気通信法の一部を改正する法律案
- 九 法人税法の一部を改正する法律案
- 一〇 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一一 所得税法等の一部を改正する法律案
- 一二 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 一三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（修）
- 一五 運輸省設置法の一部を改正する法律案
- 一六 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案
- 一七 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
- 一八 地方税法等の一部を改正する法律案

（件名の上の数字は提出番号、件名の下（修）は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。）

- 一九 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 二〇 恩給法等の一部を改正する法律案
- 二一 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案
- 二二 健康保険法等の一部を改正する法律案(修)
(修)(衆議院同意)
- 二三 雇用保険法等の一部を改正する法律案(修)
(修)(衆議院同意)
- 二四 郵政省設置法の一部を改正する法律案
- 二五 日本育英会法案(修)
- 二六 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二七 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
- 二八 国有林野法の一部を改正する法律案
- 三〇 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 三一 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
- 三二 関税率法等の一部を改正する法律案
- 三三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫

- 定措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 三四 機械類信用保険法の一部を改正する法律案
- 三五 関西国際空港株式会社法案
- 三七 電波法の一部を改正する法律案
- 三八 地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案
- 三九 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(修)
- 四〇 保健所法の一部を改正する法律案(修)
- 四二 社会福祉・医療事業団法案
- 四三 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(修)(参議院同意)
- 四四 地力増進法案
- 四五 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(修)
- 四六 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(修)
- 四七 臨時教育審議会設置法案(修)

- 四八 湖沼水質保全特別措置法案
- 四九 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
- 五〇 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案
- 五一 特許特別会計法案
- 五二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(修)
- 五三 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(修)
- 五四 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案
- 五五 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
- 五六 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案
- 五七 割賦販売法の一部を改正する法律案(修)
- 五八 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
- 五九 昭和四十四年度以後における私立学校教職員

- 共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
- 六一 道路運送法等の一部を改正する法律案
- 六二 著作権法の一部を改正する法律案
- 六三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(修)(衆議院同意)
- 六四 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案
- 六五 土地改良法の一部を改正する法律案
- 六六 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
- 七〇 港湾運送事業法の一部を改正する法律案
- 七一 株券等の保管及び振替に関する法律案
- 七四 たばこ事業法案
- 七五 日本たばこ産業株式会社法案
- 七六 塩専売法案
- 七七 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 七八 たばこ消費税法案
- 八一 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(修)

●本院継続（六件）

- 七十二 日本電信電話株式会社法案（修）（衆議院送付）
- 七三 電気通信事業法案（衆議院送付）
- 七九 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院送付）

- 八〇 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）（衆議院送付）

- 八三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（修）（衆議院送付）

- 八四 船員法の一部を改正する法律案（衆議院送付）

●衆議院継続（四件）

- 三六 国民年金法等の一部を改正する法律案
- 四一 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 六七 医療法の一部を改正する法律案
- 八二 公職選挙法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（四件）

- 二九 日本体育・学校健康センター法案

●本院議員提出法律案（一八件）

- 六〇 教育職員免許法等の一部を改正する法律案
- 六八 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 六九 職業安定法等の一部を改正する法律案

●本院継続（九件）

- 二 公衆浴場法の一部を改正する法律案
- 六 集団代表訴訟に関する法律案
- 七 海洋開発基本法案
- 八 海洋開発委員会設置法案
- 九 都市緑化促進法案

- 一〇 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 一一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

- 一六 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一七 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

●本院未了（七件）

- 一 林業労働法案

三 戦時災害援護法案

五 育児休業法案

一二 日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案

一四 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

一五 国民教育審議会設置法案

一八 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案

●撤回（二件）

四 男女雇用平等法案

一三 湖沼環境保全特別措置法案

●衆議院議員提出法律案（四五件）

●両院通過（八件）

一 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

三 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案

三六 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

三七 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

三八 国会職員法の一部を改正する法律案

三九 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

四一 租税特別措置法の一部を改正する法律案

四二 租税特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（二四件）

二 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

五 短時間労働者保護法案

一〇 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

一一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一三 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する

法律案

- 一四 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
- 一六 母子保健法の一部を改正する法律案
- 一七 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 一八 地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案
- 一九 水俣病問題総合調査法案
- 二〇 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案
- 二一 外国人登録法の一部を改正する法律案
- 二三 武器等の輸出の禁止等に関する法律案
- 二四 地域交通整備法案
- 二五 交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案
- 二六 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
- 二八 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案
- 二九 総合食糧管理法案

三〇 農民組合法案

- 三一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 - 三二 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
 - 三三 大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案
 - 四三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
 - 四四 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院未了(一一件)
- 六 学校教育法の一部を改正する法律案
 - 七 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
 - 八 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
 - 九 学校教育法等の一部を改正する法律案
 - 一二 原子爆弾被爆者等援護法案
 - 一五 地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置

法案

二二 日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案

二七 湖沼環境保全特別措置法案

三四 児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

三五 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

四〇 男女雇用平等法案

●撤回（二件）

四 割賦販売法の一部を改正する法律案

四五 半島振興法案

●予算（八件）

●両院通過（八件）

- 一 昭和五十八年度一般会計補正予算（第1号）
- 二 昭和五十八年度特別会計補正予算（特第1号）
- 三 昭和五十九年度一般会計予算

●条約（一二件）

●両院通過（一二件）

- 四 昭和五十九年度特別会計予算
 - 五 昭和五十九年度政府関係機関予算
 - 六 昭和五十九年度一般会計暫定予算
 - 七 昭和五十九年度特別会計暫定予算
 - 八 昭和五十九年度政府関係機関暫定予算
- 一 北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件
 - 二 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

- 三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 四 航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 五 日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件
- 六 日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件
- 七 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めめるの件
- 八 国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めめるの件
- 九 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めめるの件

●議決を求めめるの件（一七件）

●両院通過（二七件）

- 一〇 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めめるの件
 - 一一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めめるの件
 - 一二 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件
- 一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件（国鉄労働組合関係）
- 二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件（国鉄動力車労働組合関係）
- 三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件（全国

鉄施設労働組合関係)

四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）

五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）

六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）

七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）

八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）

九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）

一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通

信労働組合関係）

一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

注 右一七件は、両院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。

●承認を求めるの件（二件）

●両院通過（二件）

- 一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 二 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ

き、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件

●予備費等承諾を求めるの件（一〇件）

●両院通過（七件）

- 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

●衆議院継続（三件）

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

●決算その他（九件）

●議決（五件）

○昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十八回国会提出）

○日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十八回国会提出）

●継続（三件）

○昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

○昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

●未了（一件）

○日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●決議案（一件）

●可決（一件）

一 米の需給安定に関する決議案

●規程案（一件）

●可決（一件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	委員託	議決	本院	衆議院	議決	本院	備考
14	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	受領	五、二二	五、四、三	（予） 五、二二	可決	五、四、二〇	五、二二	（予） 五、四、二〇	可決	
15	運輸省設置法の一部を改正する法律案	受領	二、三	四、九	（予） 二、三	可決	四、二六	二、三	（予） 四、二六	可決	
20	恩給法等の一部を改正する法律案	受領	二、四	四、五	（予） 二、四	可決	五、一	二、四	（予） 四、二四	可決	
24	郵政省設置法の一部を改正する法律案	受領	二、五	五、七	（予） 二、五	可決	六、二	二、五	（予） 五、二五	可決	
47	臨時教育審議会設置法案	受領	三、七	七、二	七、二	可決	八、六	四、五	七、二	可決	本会議で趣旨説明聴取
52	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	受領	三、七	四、三	（予） 三、七	可決	四、一〇	三、七	（予） 四、一〇	可決	
53	昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の設定に関する法律等の一部を改正する法律案	受領	三、七	四、三	（予） 三、七	可決	五、二	三、七	（予） 四、二	可決	

本院議員提出法律案（一件）

15	国民教育審議会設置法案	提出者 (月 日) 久保巨君 外二名 (五九、七〇)	予備送衆へ提 付月日出月日 五九、七二〇	参議院 付託決議 五九、七三末	衆議院 付託決議 五九、七二〇 (予)	備考 九九、七二三 本会議で趣 旨説明聴取
----	-------------	--	----------------------------	-----------------------	------------------------------	--------------------------------

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
（衆議院送付）

五九、二、二二 内閣提出

四、一二 衆修正

四、二〇 参可決

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、国会の議決を経なくても皇室が賜与及び譲受けをすることができる財産の限度価額並びに内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次

のとおりである。

一、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができるとする財産の限度価額を次のように改定すること。

- (一) 天皇及び内廷にある皇族については、これらの者を通じて、賜与の限度価額を八百万円増額して九百九十万円から千八百万円に、譲受けの限度価額を二百七十万円増額して三百三十万円から六百万円にそれぞれ改定すること。
- (二) 内廷にある皇族以外の皇族については、賜与及び譲受けの限度価額を、成年の場合はそれぞれ七十万円増額して九十万円から百六十万円に、未成年の場合はそれぞれ十五万円増額して二十万円から三十五万円に改

定すること。

二、内廷費の定額を三千六百万円増額して二億二千万円から二億五千七百万円に改定すること。

三、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して二千四百万円から二千三百六十万円に改定すること。

四、昭和五十九年度においては、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額について増加額の二分の一を節減するものとし、内廷費の定額は二億三千九百万円に、皇族費算出の基礎となる定額は二千二百万円とすること。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができるとする財産の限度価額を引き上げるとともに、内廷費の定額を三千

六百万円増額して二億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して二千三百六十万円にそれぞれ改定しようとするものでありますが、昭和五十九年度分につきましては、現下の厳しい財政事情等を考慮して、内廷費の定額は二億三千九百万円、皇族費算出の基礎となる定額は、二千二百万円とすることとしております。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日とし、昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、開かれた皇室と宮内庁の役割、天皇の公的行為のあり方、国事行為臨時代行法の見直し、賜与、譲受けの実態と限度価額との関係、内廷費及び皇族費の性格と増額理由、皇族の公的活動の現状、靖国神社公式参拝問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等に

かんがみ、外国旅行における日当、宿泊料等の定額を平均四〇％程度、移転料の定額を平均二五％程度それぞれ引き上げるとともに、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日とする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、共済年金改定法案と便宜一括して審査し、行政執行上の旅費の重要性とそのあり方、内国旅費を据え置いた理由、旅費の定額改定基準と等級区分の縮小、旅費の改定時期の適正化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案（関法第一五号）（衆議院送付）

五九、 二、二二 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の最終答申実施のため決定された行政改革に関する当面の実施方針に基づき、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とするとともに、海運局の廃止に伴い海運監理部を地方運輸局に置く措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回、臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり、かつ国

際関係に配慮した運輸政策の推進、利用者のニーズに対応した地域交通の確保、総合的な貨物流通体系の形成等の諸要請に対応するため、運輸省本省の組織を従来の輸送機関別の縦割りから国際運輸、地域交通、貨物流通等分野ごとの横割りに改め、運輸政策を総合的かつ効率的に推進し得るよう内部組織を再編することといたしております。

本法律案は、これに伴い、地方出先機関においても地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的に推進するため、海運局と陸運局を統合し、地方運輸行政の中核となる地方運輸局を新設し、その所掌事務を規定するとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、運輸交通政策のあり方と今回の機構改革との関連、海運局と陸運局の統合によるメリット、許認可の整理に対する今後の方針、総合交通体系のあり方のほか、国鉄再建、地方交通線問題、青函トンネル、関西国際空港の建設、貨物輸送秩序の確立、交通弱者対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）

五九、二、二四 内閣提出

四、二五 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の引上げ等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十八年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、昭和五十九年三月から、年額百二十万円以上の仮定俸給については一・九%プラス二千四百円、年額

百二十万円未満の仮定俸給については二・一％引き上げること。

ただし、その引上額が九万八千四百円を超える場合には、この額を限度とすること。

二、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げ、更に同年八月から、戦没者遺族の処遇の改善を図るため、上積みを行い、遺族加算を含め年額百三十七万円（月額十一万四千六百六十七円）に引き上げること。

また、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額についても、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げ、更に同年八月から、公務扶助料の最低保障額に対する上積額の八割相当額を上積みし、遺族加算を含め年額百八万六千円に引き上げること。

三、傷病恩給年額の改善

増加恩給及び傷病年金の年額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げ、更に同年八月から、戦傷病者の処遇の改善を図るため、増加恩給第一項症から傷病年金第四款症については、それぞ

れ三万円乃至一万円を加算した額に引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げ、更に同年八月から、傷病恩給（増加恩給又は傷病年金）に対する加算額の八割相当額を、それぞれ加算した額に引き上げること。

四、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げ、更に同年八月から、普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

五、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一％引き上げること。

更に、普通扶助料の最低保障額については、寡婦加算を加えた場合における普通恩給の最低保障額に対する現行の給付割合（八一％）を考慮して、昭和五十九年八月から、長期在職者の場合年額五十三万三千五百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引

上げを行うこと。

六、扶養加給の改善

昭和五十八年度の国家公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和五十九年三月から、傷病恩給及び公務関係扶助料の扶養加給の年額を引き上げること。

七、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

長期在職の旧軍人又はその遺族で七十歳以上のもの（七十歳未満の妻子を含む）に係る仮定俸給については、老齢者等を優遇するため、昭和四十八年度に行われた一般文官の仮定俸給の改善措置（四号俸引上げ）に準じて昭和五十六年度二号俸、同五十八年度一号俸の引上げが行われたが、昭和五十九年十月から、残り一号俸の引上げを行うこと。

八、恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準額等について、昭和五十九年七月から、普通恩給の基準額を百五十六万円（現行百五十三万円）に、恩給外所得の基準額を七百万円（現行六百六十万円）に引き上げるとともに、停止率を三割五分（現行二割）に引き上げるほか、改正に伴う経過措置を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額でありまして、昭和五十八年度における公務員給与の改善を基礎として、本年三月分以降平均二％程度引き上げるとともに、公務関係扶助料の最低保障額及び傷病恩給の基本年額等については同年八月分以降さらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百三十七万円を保障することとしております。

第二は、普通恩給等の最低保障額の増額でありまして、長期在職の老齢者に係る普通恩給の最低保障額を本年三月分以降八十万六千八百円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げるほか、長期在職者に係る普通扶助料の最低保障額については本年八月分以降さらに引き上げ、五十三万三千五百円とするともに、その他の普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げることといたしております。

第三は、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の格付を本年十月分以降一号俸引き上げることとしております。

このほか、扶養加給の増額等、所要の改善措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、改定実施時期を本年三月からとした理由、恩給受給者の現況と将来予測、公的年金制度の改革と恩給制度との関連のほか、台湾人元日本軍人軍属に対する補償等の戦後処理問題、日赤救護看護婦等の慰労給付金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、内藤委員より、昭和五十八年度の人事院勧告に基づき、本年三月分以降恩給年額を増額する旨の日本共産党提案に係る修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、中西総理府総務長官より、政府としては、反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、内藤委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等八項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

次に、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額につき、恩給の改善措置を参酌して、その年金額を引き上げようとするものであります。その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行前の期間に係るものについては本年三月分以降、施行後の期間に係るものについては本年四月分以降平均二％程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものと及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。

第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び遺族年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の

最高限度額を引き上げることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

なお、本法律案は、衆議院におきまして施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、さきに可決されました国家公務員等の旅費に関する法律改正案と便宜一括して審査し、公的年金制度一元化の手順と共済年金改革との関係、共済年金制度の今後のあり方、官民格差の是正問題、国鉄共済年金に対する財政調整事業の準備状況、年金改定の実施時期に差異を設けた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、昨日の委員会において、小野理事より、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一カ月繰り上げ、本年三月分以降とする旨の日本社会党提案に係る修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、小野理事提出の修正案は賛成少

数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会提案に係る共済年金制度改革の検討など、二項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）（衆議院送付）

五九、二、二五 内閣提出

五、一七 衆可決

六、二七 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の答申を踏まえて決定された、政府の「行政改革に関する当面の実施方針」に基づくものであつて、郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政

局に統合し、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとする措置を講ずるとともに、所要の規定の整備等を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の答申を踏まえて決定された行政改革に関する当面の実施方針に基づくものでありまして、郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、現在郵政省の地方支分部局として置かれている地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政局に統合して、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとすることを内容とするものであります。

委員会におきましては、統合に至る経緯とその効果、臨調答申との関連など法案内容に係る諸点を初め、郵便事業の将来展望、郵便料金の今後の見通し、郵便貯金、簡易生命保険事業の財政状況と資金の運用のあり方等、郵政三事業にかかわる基本的諸問題のほか、放送衛星の故障、少額

貯蓄に対する利子課税の是非等について質疑がありました。が、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じますが、質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

臨時教育審議会設置法案（閣法第四七号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、二五 衆本会議趣旨説明

七、一二 衆修正

七、一三 参本会議趣旨説明

八、七 参可決

要旨

本案は、社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議す

る機関として、総理府に臨時教育審議会を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的及び設置

社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会（以下「審議会」という。）を設置すること。

二、所掌事務等

(一) 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議すること。

(二) 審議会は、前項の事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができるとすること。

(三) 内閣総理大臣は、(一)の諮問に対する答申又は前項の意見を尊重しなければならないものとする。

三、委員及び会長

(一) 審議会は、委員二十五人以内で組織すること。

(二) 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命すること。

(三) 委員は、非常勤とすること。

(四) 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名すること。

四、専門委員

(一) 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるものとする。

(二) 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命すること。

(三) 専門委員は、非常勤とすること。

五、資料の提出等の要求

審議会は、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

六、事務局

審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置くこと。

七、政令への委任

この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事

項は、政令で定めることができるものとする。

八、その他

(一) この法律は、昭和五十九年六月三十日までの間において政令で定める日から施行すること。

(二) この本律は、施行の日から起算して三年を経過した日に効力を失うものとする。

なお、衆議院において、次のような修正が行われている。

一、内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

二、内閣総理大臣は、委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならないものとする。

三、前項の修正により委員が特別職の公務員となることに伴い、関係規定を整備すること。

四、施行期日を「公布の日から起算して一月を超えない範囲内」とし、さらに、文部大臣の意見を聴いて委員を任命する部分及び両議院の同意に関する部分は公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につ

きまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、その提案の理由及び内容について申し上げます。

我が国の教育は、国民の努力により著しく普及し、その水準は国際的にも高く評価されているのでありますが、一方、社会の急激な変化、教育の量的拡大等は教育のあり方に対して大きな影響を与え、今や教育改革の必要性が各方面から指摘されております。このような教育改革に対する国民の要請を踏まえ、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育成を目指して、教育全般にわたる改革を図ることが緊急かつ重要な課題となっております。

本法律案は、このような状況にこたえるため、第一に、今後における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、政府全体の責任において必要な改革を図るため、臨時教育審議会を総理府に設置すること、第二に、審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野の諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について、調査審議して答申するとともに、意見を述べることをその所掌事務としており、内閣総理大臣はこの答申を尊重しな

ければならないこととすること、第三に、審議会は、文部大臣の意見を聴いて内閣総理大臣が任命する二十五人以内の委員をもって組織するとともに、文部大臣の意見を聴いて内閣総理大臣が任命する専門委員を置くことができることとのほか、審議会の事務を処理させるため、事務局を置くこと等を内容としており、本法律案は施行の日から起算して三年を経過した日に失効することとしております。

なお、本法律案は、衆議院において、内閣総理大臣が審議会の答申等を受けたときはこれを国会に報告するものとする、内閣総理大臣が審議会の委員を任命しようとするときは両議院の同意を得なければならないこととするほか、これに伴う関連規定及び施行期日について所要の修正が行われております。

他方、日本社会党所属の本院議員から、本案に対する対案として、現行の中央教育審議会に替えて新たに文部省に国民教育審議会を設置し、教育、学術、文化に関する基本的な重要事項を調査審議し、文部大臣に意見を述べることなどを内容とする国民教育審議会設置法案が提出されました。

委員会におきましては、以上二法律案を一括して審査し、

中曾根内閣総理大臣を初め衆議院内閣委員長代理の出席を求めて質疑を行うほか、文教、社会労働の二つの常任委員会との連合審査会を開くとともに、四人の参考人からの意見聴取、札幌に委員を派遣して地方公聴会を行うなど、総審査時間四十時間を超す熱心な審査が行われました。

この間の主な質疑を申し上げますと、教育荒廃の現状認識と開かれた改革の必要性、審議会を総理直属とする理由、委員の構成と任命のあり方、公開制の是非、諮問事項の具体的内容、教育改革における教育基本法の本質的精神の尊重と国民的合意を得る手だて、委員の国会承認の基準と守秘義務を課す理由のほか、教育改革と行革審答申及び財政との関連、障害児に対する統合教育の必要性及び文部省関係の汚職問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事より賛成、日本共産党を代表して橋本委員より反対、公明党・国民会議を代表して峯山委員より賛成、民社党・国民連合を代表して藤井委員より賛成の旨の意見が、それぞれ表明されました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。
以上、御報告申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五二号)(衆議院送付)

五九、 三、二七 内閣提出

四、一二 衆修正

四、二〇 参可決

要旨

本案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行の旅費の定額等について改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日当、宿泊料及び食卓料の定額については平均約四〇%、また移転料については約二五%それぞれ引き上げる。
二、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改める。

なお、本案は、衆議院において施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の委員長報告
参照

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五三号)(衆議院送付)

五九、 三、二七 内閣提出

四、一二 衆修正

五、一一 参可決

要旨

本案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額につき恩給の改善措置を参酌してその引上げを凶る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」、「旧国家公務員共済組合法」、「国家公務

員等共済組合法」及び「旧公共企業体職員等共済組合法」に基づく退職年金等について、昭和五十八年度の国家公務員給与の改善内容に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を、「国家公務員等共済組合法」及び「旧公共企業体職員等共済組合法」の施行前の期間に係るものについては昭和五十九年三月分から、施行後の期間に係るものについては同年四月分から増額することにより、年金の額を平均二〇程度引き上げること。

ただし、昭和五十七年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものと及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、年金額の引上げは行わないこと。

二、長期在職した退職年金受給者等の最低保障額を昭和五十九年三月分から一律二・一〇％引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務関係年金受給者に支給する配遇者等に係る扶養加給の額を昭和五十九年三月分から引き上げること。

四、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十四万円を昭和五十九年四月一日から四十五万円に引

き上げること。

五、昭和五十七年度において退職した公共企業体職員の「旧公共企業体職員等共済組合法」に基づく退職年金等の額について、退職手当支給額との関連から既裁定年金の額の引上げに準じて引き上げること。

なお、衆議院において、施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

恩給法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○地方行政委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
81	風俗営業等取締法の一部を改正する法律案 右により「風俗営業等取締法」の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改正		四二四	受領 七、六	可決 八、七 可決 八、八	四二七	修正 七、五 修正 七、六 本会議で趣旨説明聴取 七、二
79	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案		四一六	受領 八、二	継続審査	四一六	
46	昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案		三二二	受領 五、五	可決 五、七 可決 五、八	三二二	修正 五、〇 修正 五、五
38	地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案		三二三	受領 四、五	可決 五、七 可決 五、八	三二三	可決 四、四 可決 四、五
31	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案		二二八	受領 三、五	可決 三、三 可決 三、三	二二八	可決 三、五 可決 三、五
19	地方交付税法等の一部を改正する法律案		二二四	受領 四、五	可決 五、七 可決 五、八	二二六	可決 四、四 可決 四、五
18	地方税法等の一部を改正する法律案		二二四	受領 三、七	可決 三、三 可決 三、三	二二六	可決 三、三 可決 三、七
2	地方交付税法の一部を改正する法律案		五、二八	受領 五、二三	可決 五、二三 可決 五、二四	五、二八	可決 五、二三 可決 五、二三
							五九、三三 本会議で趣旨説明聴取

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院
送付）

五九、 二、 八 内閣提出

二、二二 衆可決

二、二四 参可決

要旨

本案は、昭和五十八年度補正予算において、同年度分所得税の減税等による減収見込額が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税交付金においても当初予算計上額に対して八百三十二億円の落ち込みを生ずることとなつたため、地方交付税の総額の確保に資する措置として、昭和五十八年度分の地方交付税交付金に特例加算額を三百二十二億百九十五万円加えようとするものである。

なお、右の外、予算上の補てん措置として昭和五十七年度決算に伴う精算分五百九億九千八百五万円が充てられることとなつている。

委員長報告

御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度地方交付税の総額について、所得税収入の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、約三百二十二億円の特例加算をすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、補てん措置における国の責任範囲、今後の地方財政対策のあり方等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院
送付）

五九、 二、二四 内閣提出

二、二八 衆本会議趣旨説明

三、一三三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、昭和五十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除について、基礎、配遇者、扶養の各控除額を二十五万三千円（現行二十二万円）に、老人配遇者、老人扶養の各控除額を二十六万三千円（現行二十三万円）に、同居特別障害者扶養（配遇者）控除額を二十九万三千円（現行二十五万円）に、同居老親等扶養控除額を三十万三千円（現行二十六万円）に、それぞれ引き上げる。
- 二、昭和六十年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除について、基礎、配遇者、扶養の各控除額を二十六万円に、老人配遇者、老人扶養の各控除額を二十七万円に、同居特別障害者扶養（配遇者）控除額を三十万円に、同居老親等扶養控除額を三十一万円に、それぞれ引き上げる。
- 三、個人の道府県民税及び市町村民税の障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ二十四万円（現行二十一万円）に、特別障害者控除

額を二十六万円（現行二十三万円）に引き上げる。

- 四、個人の道府県民税及び市町村民税において、生命保険等の契約のうち、一定の要件に該当する個人年金保険等の掛金について、現行の生命保険料控除の別枠で、年三千五百円（支払掛金を限度とする）を所得控除する制度を設ける。
- 五、個人の道府県民税及び市町村民税における障害者等の非課税の範囲を、合計所得金額百万円（現行八十万円）までとする。
- 六、市町村民税の所得割の最低税率を二十万円以下の金額二・五％（現行三十万円以下二％）に改める等、税率及び適用区分の調整を行うとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割額並びに所得税額の合計額が、市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額の合計額の百分の七十八（現行百分の八十）を超えることがないように改める。
- 七、当分の間、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が二十九万円（現行二十七万円）に本人、控除対象配遇者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、

控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。

八、法人の道府県民税及び市町村民税の均等割の税率をおおむね二・五倍に引き上げるとともに、制限税率については法人等の区分に応じ標準税率に一・二を乗じて得た税率とする。

九、自動車税及び軽自動車税について、家用はそれぞれおおむね十五％、十％、営業用はおおむね五％の税率の引上げを行う。

十、国民健康保険税の課税限度額を三十五万円（現行二十八万円）に引き上げるとともに、昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十六万円（現行二十四万円）に一定の金額を加算した金額とする。

十一、国際科学技術博覧会の開催に伴う特例として、国際科学技術博覧会協会等に対する住民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。

十二、道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の

事業税の徴収猶予制度を廃止するとともに、地方税に関する調査について官公署等への協力要請等に関する規定を設ける等、地方税における納税環境の整備を図ることとする。

十三、地方道路譲与税法等の地方譲与税の譲与時期又は譲与時期ごとに譲与すべき額について、所要の経過措置を講じた上、三月期に譲与することとしていた三月における収入見込額を次期譲与時期に譲与することに改める等の改正を行う。

以上のほか、住民税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税、事業税、日本国有鉄道の市町村納付金などに適用される非課税措置または課税標準の特例措置等について所要の整理合理化を行うほか、地方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、電気税に関する改正は昭和五十九年六月一日、市町村民税の分離課税に係る所得割の税率等の改正は昭和六十年一月一日、昭和六十年年度分以降の年度分の道府県民税及び市町村民税の所得控除の引上げ、個人年金保険等の所得控除制度の創設、市町村民税の所得割の税率及び適用区分の改正、道府県民税及び市町村民税の所得

割の賦課制限の引下げ、株式等の配当所得並びに証券投資
信託の収益分配に係る特例措置の延長、みなし法人課税を
選択した場合の特例措置の延長、農業生産法人に農地等を
現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の延
長等の改正は昭和六十年四月一日、その他の改正は昭和五
十九年四月一日である。

委員長報告

御報告いたします。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について申し
上げます。

本法律案は、個人の住民税について基礎控除等の所得控
除額を引き上げる等所要の措置を講ずること、法人住民税
の均等割税率の引上げ、自動車税及び軽自動車税の税率
を調整すること、納税環境の整備を図ること、地方道路譲
与税等の譲与時期等の見直しを行うことなどを主な内容と
するものであります。

委員会におきましては、低所得者に対する負担の軽減、
不公平税制の是正、法人事業税のあり方、市町村税源の充
実等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案につい
て提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して志苦委
員、公明党・国民会議を代表して原田委員、民社党・国民
連合を代表して三治委員よりそれぞれ修正案及び原案に反
対、自由民主党・自由国民会議を代表して真鍋委員より修
正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して神谷委員
より修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、修正案は賛成
少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって原案の
とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案には、地方財源の充実等に関する附帯決
議が付せられました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

本法律案は、人口急増市町村の消防施設に係る国庫補助
率の特例措置について、所要の調整措置を講じつつ、昭和
六十三年度まで延長することを主な内容とするものであり
ます。

委員会におきましては、消防の当面する諸問題について

質疑を行いました。

質疑を終局し、日本共産党提出の修正案について趣旨説明があり、討論の後、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、消防力の強化等に関する附帯決議が付せられました。

以上、御報告いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五九、 二、二四 内閣提出

二、二八 衆本会議趣旨説明

三、二三 参本会議趣旨説明

四、二五 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和五十九年度以降交付税及び譲与税配付金勘定において新たな借入れ措置を原則として行わないこととしたことに伴い、これに代わつて当分の間、地方交付税の総額について、法律の定めるところにより、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。（昭和五十九年度にあつては千七百六十億円を加算。）

二、既往の交付税及び譲与税配付金勘定の借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金（五兆八千二百七十七億六千三百万円）については、当該借入金を国の一般会計へ帰属させるとともに、残余の同勘定の借入金（五兆六千九百四十一億千五百万円）については、今後これに係る利子を含めて地方が負担することとし、あわせて当該借入金の償還期間を昭和六十六年度から昭和七十五年度までに変更することとする。

三、昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額（所得税、法人税、酒税の三三パーセント等）から各年度における交付税及び譲与税配付金勘定の借入金減少額と利子の支払に充てるため必要な額との合算額を減額した額とする。

(一)～(三)の措置により、昭和五十九年度分の地方交付税の総額は、八兆五千二百二十六億六千五百万円と見込まれている。

四、一により、昭和五十九年度の特例措置として加算される千七百六十億円のうち三百億円に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の両年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億円ずつ減額することとする。

五、基準財政需要額の算定方法を改正し、生活保護基準の引上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債振替後の所要経費の財源を措置するとともに、昭和五十八年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

ただいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、地方交付税法等の改正案は、地方交付税の総額について、交付税特別会計における新たな借入れ措置にかえて、当分の間、法律により必要な特例措置を講ずること、昭和五十九年度分の総額の特例措置として千七百六十億円を加算すること、加算額のうち三百億円は後年度の交付税総額から減額すること、昭和五十九年度分借入金限度額のうち約二分の一を国の一般会計に帰属させるとともに、残余の額は地方の負担とし、償還期間を変更すること、各種の制度改正等に伴う行政経費に係る単位費用を改めること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公共団体手数料規定の合理化法案は、大麻取締法外八法律に定める国の機関委任事務に係る申請等手数料について、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して質疑を行いましたところ、地方財政の健全化方策、借入れ制度の変更に伴う財源保障、給与の適正化指導、手数料の引上げ基準等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその

間、地方交付税制度について参考人の意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

両案の質疑を終局し、まず地方交付税法等の改正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表し佐藤委員、公明党・国民会議を代表して原田委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して小西委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して真鍋委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては交付税総額の確保を図ること等の附帯決議が行われました。

次いで、地方公共団体手数料規定の合理化法案について採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公務員等共済組合の年金額を改定する法案について御報告いたします。

本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容を参酌し、引上げ措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げること

と等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、共済制度の当面の改善措置、年金制度の一元化、年金額改定の実施時期等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党提出の修正案について提案理由の説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)
(衆議院送付)

五九、 二、二八 内閣提出

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内とする特例措置の適用期限

を五年延長し、昭和六十三年度までとするとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を七分の三以内とすることを主な内容とするものである。

委員長報告

地方税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

(閣法第三八号)(衆議院送付)

五九、三、一三 内閣提出

四、二五 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、次の法律に定める地方公共団体の行う国の機関委任事務に係る手数料について、経済情勢等の変化に対応し、費用負担の適切な調整に資するため、その額を実費を勘案して政令で定めることとするよう規定の合理化を図ろうとするものである。

一、大麻取締法(免許申請等手数料)

二、狂犬病予防法(登録申請手数料)

三、家畜商法(免許申請手数料)

四、漁船法(登録申請等手数料)

五、水洗炭業に関する法律(登録申請手数料)

六、建築基準法(確認申請等手数料)

七、建築士法(免許申請等手数料)

八、宅地造成等規制法(許可申請手数料)

九、都市計画法(開発許可申請手数料)

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四六号)(衆議院送付)

五九、三、二一 内閣提出

五、一五 衆修正

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方公務員共済組合制度の改正

(一) 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員等共済組合法に基づき年金について、恩給等における措置を参酌し、地方公務員等共済組合法の施行日前（昭和三十七年十二月一日前）の期間に係る年金額については恩給の措置に準じて昭和五十九年三月分以後、同法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じ、約二パーセントそれぞれ引き上げる。

(二) 退職年金等の最低保障額の引上げ

1 普通恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び障害年金の最低保障額を引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による障害年金及び遺族年金の最

低保障額を引き上げる。

(三) その他

1 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を四十五万円に引き上げる。

2 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の対象に、都市職員共済組合の短期給付に係る事業を加える。

二、地方団体関係団体の職員及び地方議会議員の年金制度の改正

地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度の改正に準じ所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について増額改定を行う。

三、実施期日

前期の措置は、昭和五十九年四月一日から実施する。

ただし、一の(二)の措置は同年三月一日から、一の(三)の2の措置は昭和六十年四月一日から、それぞれ実施する。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）
（衆議院送付）

五九、 四、二四 内閣提出

七、 六 衆修正

七、 一一 参本会議趣旨説明

八、 八 参可決

要旨

本案は、最近における風俗環境及び少年非行の実態等にかんがみ、従来風俗営業、深夜における飲食店営業の規制等について都道府県の条例に委ねられていた事項を法律事項として改正措置を講ずるとともに、風俗関連営業等の規制、風俗環境の浄化等のため所要の改正を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律」に改める。

二、新たに目的規定を設け、本法律の目的を、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の業務の適正化を促進する等の措置を講ずることとする。

三、風俗営業に関して次のように規定を整備する。

(一) スロットマシン、テレビゲーム機等射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもので、国家公安委員会規則に定める遊技設備を備えるゲームセンター等の営業（旅館業等における施設を除く。）を新たに許可対象営業とする。

(二) 営業の許可、許可の基準、許可手続、許可証、許可証の揭示義務、相続等について規定し、欠格事由として、暴力団員、覚せい剤中毒者等を規定する。

(三) 営業所における構造・設備基準の維持、営業時間の制限、照度の規制、騒音・振動の規制、広告及び宣伝の規制、料金の表示、十八歳未満の年少者の立入禁止の表示、遊技料金等の規制、営業所管理者の選任等風俗営業者の遵守すべき事項等について規定するとともに

に、風俗営業者に係る禁止行為について所要の整備をはかる。

四、遊技機について、設置機の規制及び認定、型式の規格検定制度、指定試験機関に関する規定を新設する。

五、遵守事項違反に対する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の行う指示について規定し、営業許可の取消し、営業の停止等の規定を整備する。

四、風俗関連営業を規制し、次のような規定を設ける。

(一) 個室付浴場業、モーター営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等を風俗関連営業とする。

(二) 風俗関連営業について、営業等の届出、営業の禁止区域、営業時間の制限、風俗関連営業者の禁止行為、公安委員会の指示、営業の停止及び廃止、停止処分を受けた営業所における標章のはり付け等について規定する。

五、深夜における飲食店営業の規制等について次のように規定を整備する。

(一) 営業所における構造・設備基準の維持等深夜飲食店営業者の遵守事項について規定を整備するとともに、

深夜の範囲を現行の午後十一時以降から午前零時以降に改める。

(二) 飲食店営業における十八歳未満の年少者の業務の従事及び客としての立入りについて、所要の規制を行う。

(三) 深夜におけるバー、酒場等の酒類提供飲食店営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)に関して、営業等の届出、営業区域の規制等について規定する。

四、飲食店営業者に対する公安委員会の指示及び営業の停止について規定する。

六、風俗営業者、風俗関連営業者及び深夜飲食店営業者は、営業所ごとに、従業者名簿を備えることとし、また、この法律の施行に必要な限度において、公安委員会は、風俗営業者等に対し、業務に関する報告、資料の提出を求めることができることとし、警察職員は、営業所(客が在室する個室は除く。)に立ち入ることができることとする。

七、公安委員会の委嘱による少年指導委員の制度を設けることとし、その資格要件、職務、守秘義務等について規定する。

八、都道府県風俗環境浄化協会及び全国風俗環境浄化協会

の設置及びその事業内容等に関する規定を新設する。

九、公安委員会による処分の際の聴聞、営業許可等にかかる手数料、風俗営業者団体の届出、法令違反に対する罰則等について、規定を整備する。

十、改正案は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本案は、衆議院において修正されており、修正部分の主な内容は次のとおりである。

一 ゲームセンター等に午後十時以後十八歳未満の者を立ち入らせてはならないとする規定等について、都道府県の条例により、十八歳以下の年齢を定め、その者について、午後十時前の時を定めることができるものとする。

二 風俗営業者又はその代理人は管理者の助言を尊重し、その使用者その他の従業者は管理者の指導に従わなければならないこととともに、管理者の解任について、公安委員会の「命令」を「勧告」に改める。

三 警察職員の立入検査等の規定について、現行法の「立入」に関する規定に即して整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、最近における風俗環境の悪化と少年非行の実態に対処するため、目的規定を新設するとともに、ゲームセンター等の遊技場を風俗営業の許可対象営業とすること、従来都道府県の条例事項とされていた風俗営業及び深夜飲食店営業に対する規制を法律事項として所要の措置を講ずること、個室付浴場、ストリップ劇場その他の性風俗に関する営業を風俗関連営業と規定し、営業の禁止区域の設定その他の規制を行うこと、公安委員会に対する業務報告、警察職員の立入りについて規定すること、遊技機の認定、型式の検定及び試験機関、少年指導委員、風俗環境浄化協会の指定等の制度を設けること、罰則規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府の提案理由及び衆議院の修正趣旨の説明を聴取した後、警察行政の基本姿勢、少年非行の実態と対策、風俗営業の許可、風俗関連営業の規制強化、警察職員の立入り、少年指導委員及び風俗環境浄化協会のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。その間、問題の重要性にかんがみ、青少年問題対策、風

俗環境浄化対策等について、二日にわたり、関係各界の参
考人の出席を求め意見聴取を行うなど、慎重な審査を行
いました。

質疑を終局し、次いで日本共産党提案の修正案について
趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を
代表して佐藤委員より、修正案及び原案に反対、民社党・
国民連合を代表して三治委員より、修正案に反対、原案に
賛成、日本共産党を代表して神谷委員より、修正案に賛成、
原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終え、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否
決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、本法律案の審議経過等を
ふまえ、風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議を
行うとともに、風俗営業等に関する小委員会を設置して風
俗営業等に関する制度及び運用について今後も調査、検討
を行うことといたしました。

以上、御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
56	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案		三二六	受領 四、五	可決 五、一七	可決 五、一八	
4	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案		五九、二一〇	受領 五、三三	可決 五、三三	可決 五、三三	
					付託(予) 五、二一〇	付託 五、二一〇	
					可決 五、三三	可決 五、三九	
					可決 五、三三	可決 五、三三	
					可決 五、一七	可決 四、二〇	
					可決 五、一八	可決 四、三	

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提出 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
6	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外 一 名 (五、四、三〇)	五、四、三	五、四、三〇 議決 議決 議決	五、四、三 議決 議決 議決	
10	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君 外 二 名 (五、二、〇)	五、二	五、二〇 議決 議決 議決	五、二 議決 議決 議決	
17	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	橋本敦君 外 一 名 (七、〇)	七、四	七、〇 議決 議決 議決	七、四 議決 議決 議決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
21	外国人登録法の一部を改正する法律案	稲葉誠一君 外 七 名 (五、四、二二)	五、四、二八	五、四、二八 議決 議決 議決	五、四、二八 議決 議決 議決	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五九、 二、一〇 内閣提出

三、一三 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事の員数を九人増加し千三百三十五人に改める。
- 二、この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を九人増加しようとするものであ

ります。

委員会におきましては、裁判所における事件数の増加と職員の充足状況、司法研修所における指導のあり方とその内容、簡易裁判所の適正配置等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）（衆議院送付）

五九、 三、二八 内閣提出

四、二五 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した

女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 国籍法の一部改正

一、子は、父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする父母両系血統主義を採用する。

二、準正により日本国民の嫡出子の身分を取得した未成年の外国人、日本の国籍を留保しなかつたことにより日本の国籍を失つた者等は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本国籍を取得することができるものとする。

三、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件について、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めるものとし、生計条件、重国籍防止条件等についても、これを緩和するものとする。

四、父母両系主義の採用に伴い増加する重国籍者の発生の防止及びその解消を図るため、外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失うものとし、現行法の

国籍の留保の制度を国外で出生した血統による重国籍者にも適用するものとするとともに、重国籍者は成年に達した後二年以内にいずれかの国籍を選択しなければならぬものとする国籍選択の制度を新設する。

五、経過措置として、改正法施行後三年間は、改正法施行前に日本国民である母から出生した子及びその者の子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得るものとする。

六、経過措置として、改正法の施行の際、現に外国の国籍を有する日本国民は、新設された国籍の選択制度の適用に関しては、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することになつたものとみなすものとし、この場合において、その者は、定められた期間内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に日本の国籍の選択の宣言をしたものとみなすものとする。

第二 戸籍法の一部改正

一、国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍を喪失した場合の届出等に関し所要の規定を設ける。

二、国籍の留保の意思表示は、父又は母以外の法定代理人も、これを行うことができるものとし、その届出の

期間を伸長する。

三、外国人と婚姻をした場合も日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によつて新戸籍を編製するものとする。

四、外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から一定の期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるとともに、氏の変更をした者が離婚をした場合には、離婚の日から一定の期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるとする。

五、戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、父又は母を外国人とする子は、家庭裁判所の許可を得て、その氏をその父又は母の称している氏に変更する旨の届出をすることができるとする。

六、四、五による氏の変更の届出があつたときは、一定の場合を除き、氏の変更をした者について新戸籍を編製するものとする。

七、罰金の上限を相当額に引き上げる。

第三 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみ、また、昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

まず、国籍法につきましては、第一に、出生による国籍の取得について父母両系血統主義を採用すること。第二に、準正による国籍の取得の場合等について、法務大臣に届け出ることによつて日本国籍を取得することができる制度を設けること。第三に、日本人の配偶者の帰化条件について男女の差異を解消するとともに、生計条件、重国籍防止条件等を緩和するなど帰化条件の整備を図ること。第四に、重国籍の増加に対処するため、現行の国籍留保の制度の適用範囲を広げるとともに、国籍の選択制度を新設すること。第五に、改正法施行前に日本人母から生まれた未成年者について、国籍の取得の特例を設けること等であります。

次に、戸籍法につきましては、第一に、国籍法の改正に伴い、国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍の喪失の届出等に関し所要の規定を設けるとともに、国籍の留保の届出についても、その届出の期間を伸長し、届出人の範囲を広げること。第二に、外国人との婚姻の場合についても婚姻による新戸籍を編製すること。また、外国人と婚姻をした者その他について氏の変更の特例を設けると等であります。

委員会におきましては、今回の法改正と憲法との関係、国籍の法的性格、重国籍者及び無国籍者の法的地位、国籍

の留保制度及び選択制度の必要性、沖縄の無国籍児の救済、戸籍における外国国籍の記載、法例の改正等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○外務委員会

条 約 (一二件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
1	北西太平洋のソウイェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソウイェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		五、二二七	五、二二六 受領	付託 委員会 議決 (子)承認	付託 委員会 議決 承認	

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
11	民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件		五、四二〇	五、五八	付託(予)承認 五、四二〇 五、五二〇 五、五二一	付託(予)承認 五、四二〇 五、四二七 五、五八	
12	北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件		五、八	五、八	付託(予)承認 五、八 五、九	付託(予)承認 五、八 五、八	

内閣提出法律案(一件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
13	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五、二三	五、三三	付託(予)承認 五、二三 五、三三 五、三三	付託(予)承認 五、二三 五、三三 五、三三	

<p>北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号) (衆議院送付)</p>	<p>要旨</p> <p style="text-align: center;">五八、二一、二七 内閣提出 一一、二八 衆承認 一一、二八 参承認</p>
---	--

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後六度にわたつて有効期間が延長された北太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、両国の水産当局間の書簡において、ソ連の二百海里漁業水域における明年の我が方の漁獲割当量を七十万トンと定めている。

委員長報告

ただいま議題となりました議定書二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間は、今日まで一年ごとに延長されてまいりまして、いずれも本年末に満了することとなっております。今回の二つの議定書は、

両協定の有効期間を明年末までさらに一年間延長するとともに、明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議することを定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が方の漁獲割当量と我が国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割当量は、それぞれ七十万トン及び六十四万トンとなっております。また、我が方は、ソ連側から要望のあった休養、補給のためのソ連漁船の我が国への寄港について、相互主義の確保等一定の条件のもとで我が国の法令に従い認める用意がある旨を表明しております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五八、一一、二七 内閣提出

一一、二八 衆承認

一一、二八 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名され、その後六度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、両国の水産当局間の書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を六

十四万トンと定めている。また、日本側は、ソ連側から要望のあつた休養、補給のためのソ連漁船の我が国への寄港を相互主義の確保等一定の条件の下で我が国の国内法令に従い認める用意がある旨表明した。

委員長報告

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五九、三、九 内閣提出

四、五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

この協定は、昨年九月六日北京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の租税が軽減される。
- 四、短期滞在者、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。
- 五、二重課税の排除の方法は、それぞれの国内法に従つて、ともに「外国税額控除方式」とする。なお、一定の投資所得等については、我が国において「みなし外国税額控除」を認める。

委員長報告

日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（衆議院送付）

五九、三、九 内閣提出

四、五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とスリ・ランカとの間の定期航空路開設については、一九六六年（昭和四十一年）以来スリ・ランカ側より累次にわたりその旨の希望が表明されてきたが、近年に至り、両国間の貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設するに足る状況になつたと判断されること及び両国間の伝統的友好関係にかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉を行うこととし、交渉の結果、昨年九月協定案文について最終的合意に達したので、本年二月この協定の署名が行われたものである。

この協定は、我が国とスリ・ランカとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営につい

ての手續及び条件等を規定するとともに、兩國の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めてい
る。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照
日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件（閣条第五号）（先議）

五九、 三、一六 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

我が国と諸外国との郵便為替の交換は、一般的には、万国郵便連合（U P U）の郵便為替及び郵便旅行小為替に關する約定によつて規律されている。しかし、マレーシアはこの多数国間の約定の締約国ではないので、同国との間で

郵便為替を直接交換するためには、二国間の約定を新たに締結する必要がある。このため両国間で交渉を行った結果、昨年十一月十八日にこの約定の署名を行ったものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国間において郵便為替を常時交換する。

二、郵便為替の種類及び交換方式は、両国郵政庁間の合意により定める。

三、郵便為替の金額は、払渡国の通貨をもつて表示し、郵便為替一口の金額の限度は、両国郵政庁間の合意により定める。

四、両国の郵政庁は、この約定に基づく業務に対して徴収する諸料金をそれぞれ定めるとともに、徴収した料金の一定の割合に相当する金額を他方の郵政庁に支払う。

五、両国郵政庁間の決済は、両国の郵政庁が合意する条件で行う。

六、この約定の実施を確保するために必要な事項は、両国郵政庁間の合意により定める。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務

委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、マレーシアとの国際郵便為替の交換に関する約定は、我が国とマレーシアとの間で郵便為替を直接交換するため、交換の方式、表示通貨、料金等について定めたものであります。

次に、ペルーとの文化協定は、戦後我が国が諸外国と締結した文化協定とほぼ同様の内容のものであります。我が国とペルーとの間で学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における各種の交流を奨励し、便宜を与えること等を規定したものであります。

次に、国際電気通信条約及び選択追加議定書は、一九七三年の国際電気通信条約及び選択追加議定書にかわるものであります。条約は、国際電気通信連合の機構、業務等について定めるほか、国際電気通信業務の運用に関する基本的事項を規定しており、選択追加議定書は、条約当事国間の紛争を義務的仲裁に付することができるようにするための手続を定めたものであります。

次に、中国との租税協定は、我が国と中国との間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相手国の租税の免除、配当、

利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従って二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、スリ・ランカとの航空協定は、我が国とスリ・ランカとの間の定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業の運営路線を定めたものであります。

委員会におきましては、文化交流の進め方、医師の免許等の国際的互換性、留学生の受け入れ態勢、国際電気通信連合の経費の分担、中国への企業進出と技術移転等の諸問題につき熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

以上五件のうち、マレーシアとの国際郵便為替の交換に関する約定、ペルーとの文化協定並びに国際電気通信条約及び選択追加議定書の三件は去る十七日に、また中国との租税協定及びスリ・ランカとの航空協定の両件は昨十九日に、それぞれ質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第六号）（先議）

五九、三、二七 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十七年六月、鈴木前総理大臣がペルーを訪問した際に締結交渉の開始を合意し、その後交渉の結果、本年三月十五日にリマにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国政府は、(一)学者、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育研究機関の間の協力、(三)新聞、ラジオ、テレビ、映画等の交流、(四)青少年、スポーツ団体等の交流及び(五)観光旅行を奨励し、あるいは容易にする。

二、各国政府は、(一)自国の大学等における相手国の歴史、文化等の教育・研究、(二)出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、セミナー等の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等の理解及び(三)相手国の国民等により製作

された著作物の翻訳、出版等を奨励し、あるいは容易にする。

三、各国政府は、他方の国の国民に対し、(一)修学等のための奨学金等の供与及び(二)博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

四、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。

五、両国政府は、この協定の実施を確保するため、随時協議を行う。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照
千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第七号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

要旨

この協定は、国連貿易開発会議の一次産品総合計画の対象産品十八品目の一つである熱帯木材に関する商品協定として、昨年十一月にジュネーブで開催された国連主催の交渉会議において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、この協定の目的は、「研究及び開発」、「市場情報」、「生産国における加工度の向上」並びに「造林及び森林経営」の分野における生産国と消費国の協力の促進を通じ、熱帯木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もつて生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することにある。

二、この協定の運用と実施の監視のために国際熱帯木材機関を設立する。機関の最高機関は全加盟国で構成される国際熱帯木材理事会とし、その下に常設委員会及び事務局を置く。常設委員会として「経済情報及び市場情報に関する委員会」、「造林及び森林経営に関する委員会」並びに「林産業に関する委員会」の三つを設置する。「研

究及び開発」は各常設委員会の共通の任務とする。

三、機関に、運営勘定と特別勘定とを置く。運営勘定は協定の運用に要する費用を支弁し、加盟国の分担金によつて賄われる。特別勘定は「研究及び開発」等に関する事業に係る費用を負担し、その資金は一次産品のための共通基金の第二勘定、地域金融機関及び国際金融機関並びに任意拠出の三つから調達することができる。

四、理事会は、「研究及び開発」、「市場情報」、「生産国における加工度の向上」並びに「造林及び森林経営」の分野におけるすべての事業計画案を検討し、同時に、関連する委員会が提出する勧告を検討した後、一定の基準に基づき、特別多数票による議決でこれを承認する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、千九百八十三年の国際熱帯木材協定は、研究開発等の事業の実施を通じて熱帯木材生産国の輸出収入の安定を図ることを目的とするものでありまして、国際熱帯木材機関の設立、事業活動を実施するための手続等について定

めております。

次に、出版物の国際交換に関する条約並びに国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約は、いずれも昭和三十三年の第十回ユネスコ総会で採択されたものでありまして、前者は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の国際交換を奨励し、かつ容易にすることを目的とし、後者は、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換を促進することを目的として、それぞれ対象とする出版物の範囲、国の交換当局の任務、運送費の負担、関税上の便益等について定めております。

委員会におきましては、森林の保護とこれに対する我が国の協力の問題、出版物の国際交換の今後の進め方等につき熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）（先議）

五九、三、二七 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

この条約及び選択追加議定書は、一九八二年（昭和五十七年）十一月にケニアのナイロビで開催された国際電気通信連合の全権委員会議において、一九七三年の国際電気通信条約及び選択追加議定書に代わるものとして作成されたものである。この条約は国際電気通信連合の基本的文書であつて、一九七三年の条約に対し主として次のような改正が加えられている。

一、連合の目的に開発途上国に対する技術援助の促進及び提供を加えるとともに、連合の経費に開発途上国のための技術協力及び技術援助に関する費用を加えたこと。

二、全権委員会議の間隔は六年を超えてはならないとした

こと及び全権委員会議の任務に国際諮問委員会の委員長
の選挙を加えたこと。

三、管理理事会の理事国の数を三十六から四十一に増加し
たこと。

四、事務総局長及び事務総局次長の再選は一回に限ること
としたこと。

五、宇宙無線通信のための周波数及び対地静止衛星軌道の
使用に当たり開発途上国の特別な必要性等を考慮する規
定を加えたこと。

六、連合の経費の分担等級に、新たに四十単位等級、三十
五単位等級、四分の一単位等級及び後発開発途上国等の
ための八分の一単位等級を加えたこと。

また、選択追加議定書は前記条約関係から生ずる紛争を
義務的仲裁に付することができるようにするものであつて、
旧議定書に比し実質的な改正は行われていない。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關す
る約定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

出版物の国際交換に關する条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第九号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の
出版物の国際交換を奨励しかつ容易にすることを主たる
目的として、一九五八年（昭和三十三年）十二月にパリで
開催された第十回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）
総会で採択されたものであつて、主な内容は次のとおりで
ある。

一、教育的、法律的、科学技術的、文化的又は情報的な性
質を有する書籍、新聞、定期刊行物等の出版物及び「国
家間における公の出版物及び政府の文書の交換に關する
条約」が対象とする出版物は、この条約の適用上、交換
されるべき適当なものとみなすことができる。もつとも、
この条約は、秘密の文書等については適用しない。

二、締約国は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の交換の発展及び調整に関する任務を国の交換機関又は中央交換当局に委任することができる。

三、交換資料の送付は、関係当事者間で直接に又は交換当局を通じて行うことができる。送付が交換当局を通じて行われる場合には、締約国は、目的地までの送付の費用を負担するが、海上運送については、到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支払う。

四、締約国は、自国の交換当局に対し、この条約に基づいて輸出入される資料について関税を免除し、かつ、通関手続等に関し最も有利な待遇を与える。

五、締約国は、この条約の運用に関する年次報告をユネスコに送付する。ユネスコは、この条約の運用に関する調書を作成して公表する。

六、ユネスコは、締約国からの要請に基づき、その計画及び資力の範囲内で技術上の援助を与える。

委員長報告

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるとの件（閣条第一〇号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換を促進することを主たる目的として、一九五八年（昭和三十三年）十二月にパリで開催された第十回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、議会の文書等の立法上の文書、統治機関による行政上の出版物等が、国の政府当局の命令及び経費で作成される場合には、公の出版物及び政府の文書とみなされるが、この条約の適用上、締約国は、交換資料とする公の出版物及び政府の文書を決定することができる。もつとも、この条約は、秘密の文書等については適用しない。

二、締約国においては、国の交換機関又は中央交換当局が交換の任務を遂行する。締約国は、国の交換機関又は中央交換当局に対し、交換すべき資料の入手に必要な権限及び交換の任務の遂行に十分な資力を与える。

三、交換のための公の出版物及び政府の文書の目録及び数量は、締約国の交換当局の間で合意する。

四、交換資料の送付は、交換当局又はその指名する受取人に対して直接行うことができる。送付を行う交換当局は、目的地までの送付の費用を負担するが、海上輸送については、到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支払う。

五、締約国は、自国の交換当局に対し、この条約に基づいて輸出入される資料について関税を免除し、かつ、通関手続等に関し最も有利な待遇を与える。

六、締約国は、この条約の運用に関する年次報告をユネスコに送付する。ユネスコは、この条約の運用に関する調書を作成して公表する。

七、ユネスコは、締約国からの要請に基づき、その計画及び資力の範囲内で技術上の援助を与える。

委員長報告

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めの件（閣条第一一号）（衆議院送付）

五九、 四、二〇 内閣提出

五、 八 衆承認

五、一一 参承認

要旨

民間航空機貿易協定は、民間航空機及び同部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とし、東京ラウンドの一環として一九七九年（昭和五十四年）四月に作成されたものであつて、附属書において、無税又は免税の対象となる産品の表を掲げている。

今回の改正は、協定に基づき設置された民間航空機貿易に関する委員会において附属書の内容を拡大することにつき検討が行われた結果、本年三月二十二日に決定されたもの

であつて、CCCN（関税協力理事会品目表）四桁ベースで、油圧用パイプ、熱交換器、蓄電池、光学用品等九品目を新たに追加し、原動機、ポンプ、自動データ処理機械等既存の十三品目の対象範囲をこれらの部分品をも含むものに拡大するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間航空機貿易に関する協定附属書の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

民間航空機貿易協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とするもので、東京ラウンドの一環として作成されたものであります。附属書において関税撤廃の対象となる産品の表を掲げております。

今回の改正は、その対象となる産品として油圧用パイプ等新たに九品目を追加し、また原動機等既存の十三品目について、対象範囲をこれらの部分品をも含むものに拡大するものであります。

委員会におきましては、この改正が我が国にもたらす利

益、航空技術の開発に対する政府の助成、この改正が我が国航空機産業の自主的發展に及ぼす影響等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第一二号）（衆議院送付）

五九、五、八 内閣提出

五、八 衆承認

五、九 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十三年）に締結された日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲の

手続及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る五月七日に署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ます漁獲量は四万トンとし、禁漁区、漁期、漁具等についての規定に従つて漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。その場合、相手国は、漁船又は乗組員をその所属国にできる限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権は漁船の所属国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、

違反に対する取締りの手続等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国の年間総漁獲量は四万トンとなっております。

委員会におきましては、さけ・ます資源の回復と漁獲量の確保、操業水域の転換、漁業協力費の算定基準、今後の北洋さけ・ます漁業等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）

五九、 二、二二 内閣提出

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、東南アジアのブルネイ及びカリブ海にあるセント・クリストファー・ネイヴィースにそれぞれ大使館を設置する（前者は実館とし、後者は兼館とする予定である）。
- 二、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、ジュネーヴにある軍縮委員会日本政府代表部の名称を軍縮会議日本政府代表部に変更する。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、東南アジアのブルネイ及びカリブ海にあるセント・クリストファー・ネイヴィースにそれぞれ大使館を設置すること、軍縮委員会日本政府代表部の名称を軍縮会議日本政府代表部に変更すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、我が国とブルネイとの関係、外交実施体制の強化、在外勤務の環境整備等の問題のほか、

日中首脳会談、日米農産物交渉等の当面する外交上の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○大蔵委員会

内閣提出法律案(一八件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
10	租税特別措置法の一部を改正する法律案		三三	受領 三三 (予) 三九 可決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	本会議で趣旨説明聴取 三九
9	法人税法の一部を改正する法律案		三三	受領 三三 (予) 三九 可決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	本会議で趣旨説明聴取 三三
7	石油税法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三三 (予) 三三 可決 四六 可決 四〇	付託 三三 議決 四六 可決 四〇	付託 三三 議決 三三 可決 三三	本会議で趣旨説明聴取 三三
6	物品税法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三三 (予) 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 修正 三三 修正 三三	衆議院へ回付 四三 衆同 意 四三
5	酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三三 (予) 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 修正 三三 修正 三三	本会議で趣旨説明聴取 三三
3	昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案		二八	受領 五八 五九 可決 六六 可決 六七	付託 五九 議決 六六 可決 六七	付託 三〇 修正 四七 修正 五八	本会議で趣旨説明聴取 五九、五九
1	農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案		五九、二八	受領 五九、二三 (予) 五九、二八 可決 五九、二三 可決 五九、二四	付託 五九、二八 議決 五九、二三 可決 五九、二四	付託 五九、二八 議決 五九、二三 可決 五九、二三	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
76	塩専売法案		四、一六	受領 七、一七	可決 八、二 可決 八、三	可決 四、二七 可決 七、一三 可決 七、一七	本会議で趣旨説明聴取 七、一〇
75	日本たばこ産業株式会社法案		四、一六	受領 七、一七	可決 八、二 可決 八、三	可決 四、二七 可決 七、一三 可決 七、一七	
74	たばこ事業法案		四、一六	受領 七、一七	可決 八、二 可決 八、三	可決 四、二七 可決 七、一三 可決 七、一七	
71	株券等の保管及び振替に関する法律案	先議	四、一七	送付 四、一〇	可決 四、一七 可決 四、二〇	可(予) 四、一七 可決 五、九 可決 五、一〇	
54	調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案		三、二七	受領 五、一〇	可(予) 三、二七 可決 五、二七 可決 五、二八	可 四、一六 可決 五、八 可決 五、一〇	
51	特許特別会計法案		三、二七	受領 四、二三	可(予) 三、二七 可決 四、二七 可決 四、二〇	可 三、二七 可決 四、一六 可決 四、二三	
50	各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案		三、二七	受領 四、二三	可(予) 四、五 可決 四、二七 可決 四、二〇	可 三、二七 可決 四、一六 可決 四、二三	
32	関税率法等の一部を改正する法律案		三、二九	受領 三、三〇	可(予) 三、二九 可決 三、三二 可決 三、三一	可 三、二九 可決 三、三〇 可決 三、三〇	
11	所得税法等の一部を改正する法律案		五、二三	受領 五、二九	可(予) 五、二九 可決 五、三二 可決 五、三三	可(予) 五、二九 可決 五、三六 可決 五、三九	本会議で趣旨説明聴取 五、三九

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
42	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (八、二)	八、二	八、二	(予) 八、二 可決 八、七 可決 八、八	可決 八、二	
41	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (七、二)	七、三	七、三	(予) 七、三 可決 七、七 可決 七、二〇	可決 七、三	
11	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	伊藤茂君 十三名 (三、三〇)	四、四		(予) 四、四	四、四 継続審査	
10	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	伊藤茂君 十三名 (三、三〇)	四、四		(予) 四、四	五、四、四 継続審査	
1	昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五、二、八)	五、二、八	五、二、八	(予) 五、二、八 可決 五、二、九 可決 五、二、二〇	可決 五、二、八	

78	たばこ消費税法案		四、六	受領 七、二七	七、三〇	可決 八、二 可決 八、三	四、二七	可決 七、三三 可決 七、二七	本会議で趣旨説明聴取 七、二〇
77	たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		四、六	受領 七、二七	七、三〇	可決 八、二 可決 八、三	四、二七	可決 七、三三 可決 七、二七	

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五九、 二、 八 内閣提出

二、 二二 衆可決

二、 二四 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、昭和五十八年度において一般会計から百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れる。

二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定に決算上の剰余が生じた場合において、再保険金支払基

金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れる。

委員長報告

ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金として、同年度において一般会計から百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同勘定に繰り入れる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、共済掛金算定の基礎、米の需給計画及び消費拡大策のあり方、果樹共済への地域別加入状況と促進策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)

五九、 二、 八 内閣提出

三、 三〇 衆本会議趣旨説明

五、 八 衆修正

五、 九 参本会議趣旨説明

六、 二七 参可決

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れ等の停止、日本電信電話公社及び日本専売公社の臨時国庫納付金の納付、特例公債についての借換債の発行の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額(六兆四千五百五十億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十九年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

二、国債費定率繰入れ等の停止

昭和五十九年度における国債償還財源の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。(本措置による繰入れ停止の金額は約一兆六千二百二十七億円である。)

三、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付

日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当す

る金額を、昭和六十年三月末日までに国庫に納付しなければならぬ。

四、日本専売公社の臨時国庫納付金の納付

日本専売公社は、通常の専売納付金及び昭和五十八、五十九兩年度において納付することとなつてゐる特例納付金のほか、昭和五十九事業年度において、前事業年度の損益計算上生じた利益のうち三百億円に相当する金額を、昭和六十年三月末日までに国庫に納付しなければならぬ。

五、特例公債の償還のための起債の特例

(一) 昭和五十一年度から昭和五十八年度までの各年度における特例公債発行の根拠となつた各法律中、当該年度発行の特例公債について借換債を發行しないと規定を削除する。

(二) 特例公債の借換えについては、国の財政状況を勘案して、できるかぎり行わないよう努めることとともに、借換えを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われてい

る。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、依然として厳しい現下の財政状況のもとで、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置をそれぞれ定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、既発債を含め一括して特例公債の借換債を發行することとした財政運営上の政策転換の理由、本案を五十九年度財源確保の法案と借換債発行のため法案に二分できない理由、特例公債依存財政脱却目標年次である六十五年度までとその後における財政状況の見通

し、減債基金制度維持についての対応、具体的な中期財政計画提出の必要性、公債の発行、管理についての歯どめの具体策、財政法上の日銀引受け禁止の精神の尊重等について総理、大蔵大臣並びに財政当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員、参議院の会を代表して青木茂委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎純三理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、特例公債依存財政から昭和六十五年度までに脱却するための手順と方策を具体的に明らかにすべきであること、公債償還、減債基金への繰入れの見直しと償還計画を明示すること及び特例公債、建設公債別の発行、消化状況等を報告すること、日本銀行に係る両公債

別の保有状況等について報告すること等を含む三項目についての附帯決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共同提案として竹田四郎理事より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付)

五九、二、一〇 内閣提出

二、二二二 衆本会議趣旨説明

三、一三三 参本会議趣旨説明

三、二二七 衆可決

四、一〇 参修正

四、一二 衆同意

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情、酒税の負担

状況等にかえりみ、酒税の従量税率の引上げ等を行うほか、清酒製造業の経営基盤の安定に資するための措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、酒税の従量税率について、その税率をビール、ウイスキー類特級、清酒特級及び合成清酒については十九・五パーセント程度、清酒一級については十七・八パーセント程度、清酒二級については十四・八パーセント程度、しようちゆう乙類及びウイスキー類一級については二十・四・七パーセント程度、甘味果実酒、ウイスキー類二級、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒については二十九・七パーセント程度、しようちゆう甲類及び果実酒については三十四・五パーセント程度をそれぞれ引き上げる。

なお、この引上げ幅を通常の容器一本当たりの税額に換算すると、清酒特級百七十九円程度、ウイスキー類特級二百六十一円程度、ビール二十五円程度などとなる。

二、清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引き下げるほか、免税酒類の表示制度を廃止する等制度の整備合理化を行う。

三、清酒製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒

造組合中央会は、昭和五十九年七月一日から六十四年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対し、給付金を給付するとともに、これに係る納付金を清酒製造業者から徴収することができるとするほか、同中央会は、近代化事業基金を設け、その基金の運用益をもつて近代化事業の運営に必要な経費にあてることとする。なお国は、同基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができよう措置する。

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三千二百億円である。

修正要旨

本法律案の施行期日について、原案において「昭和五十九年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告

申し上げます。

まず、酒税法等改正案は、最近における酒税の負担状況等に顧み、酒税の従量税率の引上げ及び制度の整理合理化を行うほか、清酒製造業の経営基盤の安定等に資するための措置を講じようとするものであります。

次に、物品税法改正案は、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、録音用磁気テープ等の物品を新たに課税対象に加えるとともに、小型乗用自動車等の税率を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

次に、石油税法改正案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等に顧み、今後における原油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、石油税の税率引上げ及び課税対象の追加等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら三法律案に対する質疑を行うとともに、昭和五十九年度税制改正に関して参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

三法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、自由

民主党・自由国民会議の岩崎純三理事より、酒税法等改正案及び物品税法改正案に対し、二法律案の施行期日を「公布の日」に改め、これに伴う所要の規定を整備する修正案がそれぞれ提出されました。

続いて二修正案及び三原案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷金保委員、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、いずれも二修正案及び修正部分を除く三原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して大坪健一郎理事より二修正案及び修正部分を除く三原案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、酒税法等改正案、物品税法改正案に対する修正案及び修正部分を除く二原案並びに石油税法改正案について採決の結果、酒税法等改正案及び物品税法改正案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定し、また石油税法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、酒税制度について酒類の消費の実態に即しその税負担のあり方を引き続き検討すること等

六項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

物品税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送

付）

五九、 二、一〇 内閣提出

二、一二 衆本会議趣旨説明

三、一三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

四、一〇 参修正

四、一二 衆同意

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情、国民消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等にかえりみ、物品税の課税対象の追加及び税率の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、録音用又は録画用の磁気テープ、全自動以外の電気洗

濯機、ビデオディスクプレーヤー、コンパクトディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加える。

二、小型乗用車及びカーキラー等の税率を一パーセント、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・五パーセントそれぞれ引き上げる。

三、テレビの難視聴解消に資することとなる衛星放送受信用テレビジョンチューナーについて五年間の課税の特例措置を講ずるほか、物品税の納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行う。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三百四十億円（租税特別措置法の改正を含めた物品税全体では、約三百五十億円）である。

修正要旨

本法律案の施行期日について、原案において「昭和五十九年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の修正を行うものである。

委員長報告

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

石油税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五九、 二、一〇 内閣提出

二、一二 衆本会議趣旨説明

三、一三三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

四、一〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等にかえりみ、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、石油税の税率引上げ及び課税対象の追加等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税率の引上げ

原油及び輸入石油製品の税率を四・七パーセント（現行三・五パーセント）に引き上げる。

二、課税対象の追加等

ガス状炭化水素（液化したものを含み、本邦において石油精製等により得られるものを除く。）を課税対象に追加し、その税率を一・二パーセントとする。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約六百七十億円である。

委員長報告

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）

五九、 二、一二 内閣提出

二、二四 衆本会議趣旨説明

三、九 参本会議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、現下の財政事情等にかえりみ、法人税の延納制度を廃止するとともに、課税の公平に資するため帳簿書類の備付制度を設けることとする等、所要の措置を講じようとするものである。

なお、法人税の延納制度の廃止による租税の増収見込額は、昭和五十九年度約七百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法一部改正案は、法人税の延納制度を廃止するほか、課税の公平を一層推進する等のため、所要の改正を行おうとするものであります。

租税特別措置法一部改正案は、現下の厳しい財政事情に顧み、二年間の臨時措置として法人税の税率の引上げ及び欠損金の繰戻しによる還付制度の適用停止を行うとともに、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するための措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化を進める等、所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

所得税法等一部改正案は、最近における所得税負担の状況等にかんがみ、その負担の軽減を図るため、人的控除の引上げ、給与所得控除の拡充及び税率の見直し等により、初年度約八千七百億円に上る所得税減税を実施するとともに、課税の公平を一層推進するための措置を講じようとするものであります。

関税率法等一部改正案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら四法律案に対する質疑を行うとともに、昭和五十九年度税制改正に関して参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

四法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、法人税法及び所得税法等両改正案に対し、納税環境整備等に係る規定を削除することを内容とする両修正案がそれぞれ提出されました。

これら両修正案に対する質疑はなく、四原案及び両修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表

して竹田四郎理事より、両修正案及び法人税法、租税特別措置法、所得税法等改正の三原案に反対、関稅定率法等改正案に賛成、自由民主党・自由国民會議を代表して藤井孝男理事より、兩修正案に反対、四原案に賛成、公明党・国民會議を代表して塩出啓典理事より、兩修正案、関稅定率法等改正案を除く三原案に反対、日本共産黨を代表して近藤忠孝委員より、四原案に反対、兩修正案に賛成、民社黨・国民連合を代表して栗林卓司委員より兩修正案及び法人税法、租税特別措置法、所得税法等改正の三原案に反対、関稅定率法等改正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、兩修正案及び四原案について順次採決の結果、近藤委員提出の兩修正案はいずれも賛成小數をもって否決され、四法律案はいずれも多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法、租税特別措置法及び所得税法等の三改正案並びに関稅定率法等改正案に対して、それぞれ附帶決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

五九、 二、二一 内閣提出

二、二四 衆本會議趣旨説明

三、 九 参本會議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、臨時措置として法人税の税率の引上げを行うとともに、租税特別措置の整理合理化、中小企業の設備投資等の促進をはかる等、所要の税制上の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、法人税の税率引上げ等

法人税率を二年間の臨時措置として、普通法人については一・三%、中小法人、公益法人、協同組合等については一%、それぞれ引き上げるとともに、法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度について、解散等の特別な場合

を除き、その適用を二年間停止する。

二、設備投資促進のための措置

エネルギー利用効率化設備又は電子機器利用設備を取得した場合について、二年間限りの措置として、一定の要件の下で、取得価額の百分の三十の特別償却と取得価額の百分の七の特別税額控除とのいずれかの選択を認める。

三、土地、住宅税制の改正

一定の要件に該当する民間の再開発事業に係る買換え等の課税の特例を設けるほか、年間所得金額が五百万円以下の個人が、父母等から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、二年間限りの措置として、住宅取得資金のうち五百万円までの部分について、五分五乗方式により税額を計算する特例を設ける。

四、既存の租税特別措置の整理合理化

海外投資等損失準備金の積立率及び廃棄物再生処理用設備の特別償却割合等の引下げ、省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却制度等の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

五、普通乗用自動車等の物品税の軽減税率を二十二・五%

から二十三%に引き上げる。

その他、同居特別障害者及び同居老親等扶養親族の特別控除額の二万円引上げを行うとともに、住宅取得控除、中小企業の貸倒引当金の特例等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じてその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

五九、 二、二二 内閣提出

二、二四 衆本会議趣旨説明

三、 九 参本会議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、所得税負担の軽減を図り、課税の公平を一層推進する等のための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ三十三万円（現行二十九万円）に引き上げるとともに、給与所得控除について、四十パーセント及び三十パーセントの控除率の適用対象となる給与収入の範囲をそれぞれ一割拡大し、最低控除額についても五十五万円（現行五十万円）に引き上げる。これにより、給与所得者の課税最低限は、夫婦二人の場合で二百三十五万七千円となる。

二、税率構造の見直しについては、最低税率を十・五パーセント（現行十パーセント）に、最高税率を七十パーセント（現行七十五パーセント）に改めるとともに、税率適用区分の数を十五（現行十九）に縮減する。

三、特別な人的控除については、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除及び寡婦（寡夫）控除をそれぞれ二十五万円（現行二十三万円）に、特別障害者控除を三十三万円（現行三十一万円）に引き上げる。

四、配偶者控除、扶養控除の適用要件である配偶者等の給与所得等の所得限度額を三十三万円（現行二十九万円）

に引き上げることとし、いわゆるパート主婦の控除対象配偶者となりうる年間給与収入を八十八万円以下とする。その他、白色申告者の専従者控除を四十五万円（現行四十万円）に、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を十五万円（現行十万円）にそれぞれ引き上げるほか、個人年金保険料等について所得控除を設ける等所要の措置を講ずる。

五、課税の公平を一層推進するため納税環境の整備を図る見地から、前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額が三百万円を超える者等の記帳制度及び事業所得等に係る総収入金額が五千万円を超える者の総収入金額報告書の提出制度等を設けるほか、過少申告加算税、課税処分取消訴訟における証拠の申出等につき所要の整備を図る。

六、災害被害者の負担を軽減するため、所得税の減免を受けられることができる災害被害者の所得限度額及び所得税の軽減又は免除の対象となる所得限度額を、それぞれ五割引き上げる。

なお、今次改正による所得税減税規模は初年度約八千七百億円と見込まれている。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）（衆議院送付）

五九、 二、二九 内閣提出

三、三〇 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち、鉱工業品に係る実行関税率の段階的引下げを一年分繰り上げて実施する。また、主要関係国の関心の深い半導体、再生木材、香水、バナナ等の関税率の撤廃又は引下げを行うとともに、これに伴い、入国者が携帯して輸

入する香水に課される簡易税率を引き下げる。

二、鉱工業品に対する特惠関税の適用限度額等の拡大を図るため、適用限度額等の算定方式を変更するとともに、特惠関税の便益をより多くの開発途上国へ均てん化するための措置を講ずる等所要の改正を行う。

三、昭和五十九年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び各種の減免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百二十億円である。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案（閣法第五〇号）（衆議院送付）

五九、 三、二七 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、各種手数料等の額の適正化を図るとともに、費用負担の適切な調整に資するため、各種手数料等の規定の合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されている特許料等の金額及び限度額の引上げを行う。

二、特許法等工業所有権に関する四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九法律の規定に基づき各種の手数料等で、所要の経費に係る実費により算出できるものについては、これらの実費を勘案してその額を政令で定めることができることとする等の規定の合理化を行う。

三、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、特許法等工業所有権に関する四法律の一部改正については、昭和五十九年八月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う手数料等の増収見込額は、昭和五十九年度約七十八億円である。

委員長報告

株券等の保管及び振替に関する法律案の委員長報告参照

特許特別会計法案（閣法第五一号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、近年における特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化・複雑化に対処するため、コンピュータ化を中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特許特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本特別会計は、特許等工業所有権に関する事務に係る経理を行うことを目的とし、通商産業大臣が管理する。

二、本特別会計の歳入は、郵政事業特別会計からの特許印

紙に係る受入金（特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に係る特許料、登録料及び手数料）、一般会計からの繰入金等とし、歳出は、事務取扱費、施設費等とするほか、本特別会計の予算及び決算の作成・提出並びに一般会計からの繰入れ、剰余金の繰入れ、借入金及び一時借入金の借入れ、余裕金の預託等、本特別会計の経理に關して必要な事項を定める。

三、本法律は、昭和五十九年七月一日から施行し、これに伴い必要な経過規定を設けるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律施行に伴い、昭和五十九年度特許特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ二百五十一億三千四百萬二千円が計上されている。

委員長報告

株券等の保管及び振替に関する法律案の委員長報告参照

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、調和ある対外経済関係の形成を図るため、国際復興開発銀行等に対する出資の額の増額に應ずるための措置を講ずるとともに、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化を行うほか、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際復興開発銀行に対し、従来の出資の額のほか、一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができることとする。

二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、五千

三百二十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができることとする。

三、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同銀行に対し、従来の出資のほか、予算で定める範囲内において、出資することができることとする。

四、証券取引法の一部改正

外国会社に係る有価証券報告書の提出期限を、事業年度経過後三か月以内から、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内とすることとする。

五、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

(一) 対内不動産投資の届出につき、内容の審査等を要するものを大蔵大臣が定めるものに限ることとする。

(二) 対内直接投資に該当する行為につき、上場会社等の株式の取得者と特別の関係にあるものの規定を整備することとする。

(三) 非居住者である個人等による株式取得の特例措置を廃止することとする。

六、日本輸出入銀行法の一部改正

輸入金融の貸付相手方に外国法人を加えるほか、余剰金の運用方法として、外国通貨をもつて表示される預金等を加えることとする。

七、外貨公債の発行に関する法律の一部改正

財政法第四条第一項ただし書等の規定により発行する外貨公債につき、発行地の法令又は慣習によることのできることとする等、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、調和ある対外経済関係の形式を図るため、昭和五十八年十月に策定された総合経済対策のうち、国際復興開発銀行等に対する増資、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止等の施策を講ずることとし、関係

法律を一括して改正しようとするものであります。

委員会におきましては、対外経済援助についての基本的なあり方、発展途上国の累積債務問題の打開策、我が国の金融・資本市場の開放策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

株券等の保管及び振替に関する法律案（閣法第七一号）（先議）

五九、 四、 七 内閣提出

四、 二〇 参可決

五、 一〇 衆可決

要旨

本法律案は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券等の集中保管及び口座振替を行う保管振替機関等に関する必要な事項を定めるとともに、保管振替機関が保管する株券等に表示されるべき権利の譲渡、

その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象株券等の範囲

証券取引所に上場されている株券等又は流通状況がこれに準ずる株券等で、主務大臣（大蔵大臣及び法務大臣）が指定したものとす。

二、保管振替機関の指定及び監督

主務大臣は、株券等の保管振替事業を適正かつ確実に行うことができる認められる公益法人を指定するとともに、保管振替事業の検査を行う等必要な監督を行う。

三、株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(一) 株主は株券を証券会社等に預託し、証券会社等はこれを更に保管振替機関に預託する。保管振替機関に預託された株券は、保管振替機関名義に書き換えられた上で集中保管する。

(二) 株主が保管振替機関に預託した株式を売買した場合や担保に供した場合、株券の実際の受渡しに代え、保管振替機関や証券会社等における帳簿の上での振替を

行う。

(三) 発行会社は、保管振替機関名義の株券については、実質株主の氏名、株式数等を記入した実質株主名簿を作成する。実質株主はこの実質株主名簿の記載に基づき、発行会社に対し配当金の受領、議決権の行使等ができる。

四、株券以外の有価証券の保管及び振替

株券以外の有価証券の保管及び振替については、株券の保管及び振替と同様に取り扱う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、本院先議の株券等の保管及び振替に関する法律案は、我が国証券市場における株券その他の有価証券の保管及び受渡しを抜本的に合理化し、株券等の流通の円滑化を図るため、株券等の保管及び振替を行う保管振替機関に關し、必要な事項を定めるとともに、同機関が保管する株券等に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとするもので

あります。

次に、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されている特許料等の金額または限度額について、所要経費の増加等を勘案して、それぞれ必要な額の引上げを行うとともに、これら四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九法律の規定に基づく各種の手数料等で、所要の経費に係る実費により算出できるものについて、その額をこれらの実費を勘案して政令で定めることができることとする等の規定の合理化を行おうとするものであります。

次に、特許特別会計法案は、近年における技術開発の進展に伴う特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化、複雑化等に対処するため、コンピュータを中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、これを一般会計と区分して経理しようとするものであります。

委員会におけるこれら三法律案に対する質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案に対する討論はなく、三法律案を順次採決の結果、株券等の保管及び振替に関する法律案及び各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案は多数をもって、特許特別会計法案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、特許特別会計法案に対し、「特許等工業所有権の理念及び公共性が損なわれることのないよう十分配慮すること」等、四項目にわたる附帯決議案が竹田四郎理事より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

たばこ事業法案（閣法第七四号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、臨時行政調査会の基本答申の趣旨に沿って、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れについては、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）が、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当該契約面積から生産された葉たばこは会社が全量買入れる。

なお、会社が当該契約を締結しようとするときは、あらかじめ、耕作面積及び価格について、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重しなければならない。

二、会社の製造する製造たばこについては、品目別の庫出価格の最高額について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

三、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとす

る者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。また製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者も、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

四、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、

当分の間、大蔵大臣の許可を受けなければならない。な

お、たばこ専売法の規定により日本専売公社の指定を受けている製造たばこの小売人は、小売販売業者とみなす。

五、製造たばこの小売定価については、その品目ごとに大

蔵大臣の認可を受けなければならない。小売販売業者は、大蔵大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。

以上のほか、喫煙と健康の関係に関する注意文言の表示の義務付け、製造たばこの広告に関し必要な指導等、所要の規定の整備等を行う。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、たばこ専売法及び製造たばこ定価法は同日をもつて廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員

会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

たばこ事業法案は、開放経済体制に即応して、外国たばこの輸入を自由化し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し、所要の調整を行おうとするものであります。

日本たばこ産業株式会社法案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに製造たばこの製造を独占させるとともに、その販売等の事業を経営させようとするものであります。

塩専売法案は、日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該会社を実施させることとし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の整備を行おうとするものであります。

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

たばこ消費税法案は、たばこ専売制度を廃止することとなったことに伴い、専売納付金制度にかえてたばこ消費税制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、五法律案を一括して質疑を行い、経営形態の民営化を原則とする臨調答申と今次制度改革との相違点、今次のたばこ事業改革を恒久的な措置とする点についての確認、たばこの輸入自由化が国内たばこ産業に与える影響及び国際競争力強化策のあり方、新会社の経営の自主性確保に当たっての公的関与のあり方及び近代的労使関係の確立・維持の方途、新会社の政府保有株式の公開の具体的時期、財務状況の見通し、事業範囲の拡大及び葉たばこ過剰在庫解消のあり方、国内塩産業の自立化への方途と時期的めど、喫煙が健康に及ぼす影響とこれについての関係機関の認識等について総理、大蔵大臣並びに関係

当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取し、さらに地方行政委員会、農林水産委員会、商工委員会と連合審査会を開く等慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、五法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎純三理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、五法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五法律案に対し、今次改革が従来の専売制度及び公社制度を抜本的に変革するものであることにかんがみ、新制度移行に当たっては、新会社に対する公的関与を極力排除し、新会社の経営の自主性を発揮できるように政府は十分配慮すべきであること等、七項目にわたる附帯決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共

同提案として竹田四郎理事より提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

日本たばこ産業株式会社法案（閣法第七五号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を経営させようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、会社は、たばこ事業法第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業

を經營することを目的とする株式会社とする。

二、会社の株式については、たばこ産業の置かれた状況等にかんがみ、本則で発行済株式の総数の二分の一以上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務を政府に課すこととしており、さらに、政府がその保有する株式を処分するに際しては、国会の議決を経なければならないこととする。

三、会社は、製造たばこの製造、販売及び輸入の事業のほか、これらに附帯する事業及び会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができることとする。また、当分の間、右の事業のほか、塩専売法で定めるところにより塩専売事業を行うこととする。

四、取締役及び監査役の選任及び解任の決議、事業計画等は、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととする。等会社の監督について所要の規定を設けることとする。なお、本法律は、公布の日から施行することとする。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

塩専売法案（閣法第七六号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、日本専売公社が日本たばこ産業株式会社法
案に基づいて日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）に
改組されることに伴い、公社が行つてゐる塩専売事業を会
社に実施させることとし、このために必要な措置を講ずる
ほか、塩田製塩を前提とした現行諸規定について見直しを
行う等塩専売制度の整備改善を図るため、塩専売法の全部
を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりで
ある。

一、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規
定を新たに設ける。

二、国に専属する専売権能を会社に行わせることとし、そ

のために、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委
員会の設置、塩専売事業のたばこ事業との区分経理等、
塩専売事業を実施する上での公共性を担保するための措
置を講ずる。

三、「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」
に規定されている諸措置のうち、今後なお必要と認めら
れる買入数量の割当制度や販売の特例制度を本法律案に
取り入れた上、当該臨時措置法を廃止する。

四、国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で、本法律
案について検討を加え、所要の措置を講ずる検討規定を設
ける。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行すること
とし、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委員会
の設置、塩専売事業のたばこ事業との区分経理等、塩専売事
業実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例規定等は
公布の日から施行する。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
案（閣法第七七号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法の二法律を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係六法律について、規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法の一部改正

日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）についても、共済制度を適用し、経営形態変更後の公経済負担は国庫負担とする。

二、たばこ耕作組合法の一部改正

たばこ事業法案第六条により、たばこ耕作組合中央会が棄たばこの価格その他契約の基本的事項を約定することができるとしたことに伴い、たばこ耕作組合にその行為能力を与えることとする。

三、公共企業体等労働関係法の一部改正

会社については労働三法を適用することとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととする。

四、児童手当法の一部改正

会社の負担を一般事業主負担にあらためることとする（全額負担から七割負担へ、残りは国が十分の一、都道府県及び市町村が各十分の〇・五）。

五、身体障害者福祉法の一部改正並びに母子及び寡婦福祉法の一部改正

小売販売業の許可に関し、身体障害者、母子家庭などには特別の配慮をするよう措置しているが、これを引き続き継続するための所要の改正をすることとする。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置については公布の日から施行する。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

たばこ消費税法案（閣法第七八号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、現行の専売納付金制度に代えてたばこ消費税制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とする。

一、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあつては小売定価とし、従量割にあつては本数又は重量とする。

三、税率は、現行の納付金率及び地方たばこ消費税の税率を参酌しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、従価割の税率と従量割の税率はすべての種類の製造たばこについて八対二程度とする。具体的には、紙巻たばこについては、従価割の税率を二十三％、従量割の税率を千本につき五百八十二円とする。

四、申告及び納付については、製造たばこ製造者については移出した月の翌月末日までに申告納付することとし、保税地域から引き取る者については引取りの際に申告納付することとするほか、納期限の延長、納税地等についての所要の措置を講ずる。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法、国税通則法その他の関係法律について所要の改正を行う。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）（衆議院提出）

五九、 二、 八 衆・大蔵委員長提出

二、 八 衆可決

二、 一〇 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交

付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度における租税の減収見込額は、約十一億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十八年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度の租税の減収額は、約十一億円と見込まれております。

委員会におきましては、奨励金依存の水田利用再編対策

の見直し、奨励金の性格と交付の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第四一号）（衆議院提出）

五九、 七、 一一 衆・大蔵委員長提出

七、 一二 衆可決

七、 二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、給与収入のある配偶者の配偶者控除の適用所得要件を緩和する等のため、昭和五十九年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、給与等の収入金額が百四十二万五千円以下である場合

の給与所得控除の最低控除額を五十七万円（所得税法本則五十五万円）とする。これにより、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入の限度額は九十万円（所得税法本則八十八万円）となる。

二、一の措置に伴い、給与所得の金額及び年末調整の際の給与所得控除後の給与等の金額の計算について所要の調整措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度における租税の減収見込額は、約百五億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

さきに政府提案に係る所得税法等の一部改正において、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額が八十八万円に引き上げられたところでありましたが、これは給与所得控除の最低控除額五十五万円に控除対象配偶者の給与所得等の限度額三十三万円を加えたものであります。しかしながら、その後いわゆるパート主婦の問題をめぐ

って関係各党派間において協議が行われたのでありますが、本案は、その結果を踏まえたものであって、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。

その内容は、給与所得控除の最低控除額を二万円引き上げ、五十七万円とする特例等を定めようとするものでありまして、その結果、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額は、八十八万円から九十万円に引き上げられることとなります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和五十九年度約百五億円と見込まれております。

委員会におきましては、本措置を所得税法でなく租税特別措置法の一部改正で行った理由、パート収入と内職収入との税制上の異なる取り扱いについての見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第四二号）（衆議院提出）

五九、 八、 一 衆・大蔵委員長提出

八、 二 衆可決

八、 八 参可決

要旨

本法律案は、最近における揮発油類似品（炭化水素油と揮発油以外のものとを混和した一定の規格の炭化水素油）の流通状況等にかんがみ、特別措置として揮発油類似品に揮発油税及び地方道路税を課税しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発油類似品及び保税地域から引き取られる揮発油類似品について、これを揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

二、揮発油とみなされる揮発油類似品のうち、塗料の製造用等の用途に供されるものとして一定の規格を有するものについては、免税とする。

三、本法律は、昭和五十九年十二月一日から施行すること

とし、同日において一定数量以上の揮発油類似品を所持する製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最近、フェル等と称するいわゆる代替ガソリン、すなわち、ベンゼン、トルエン、キシレン等と灯油とを混合した揮発油類似品が、自動車用燃料として各地で販売され、量的にも相当拡大する傾向にあります。この揮発油類似品は、通常のガソリンに比べ比重が重いことから、揮発油税法において比重〇・八〇一七以下と定義されている揮発油には該当せず、揮発油税及び地方道路税の課税対象外とされております。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、揮発油税制度等の円滑な維持に資するため、この揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する等の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律は本年十二月一日から施行することとし、

法施行日において一定数量以上の揮発油類似品を所持する販売業者等に対して手持品課税を行うこととしております。

委員会におきましては、本法律案を議員立法として会期末に提出した理由と背景、代替ガソリンの生産コスト及び小売価格の実態、石油販売業界の経営実態と構造改善の必要性、石油代替エネルギーとしてのアルコール燃料開発の状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
62	著作権法の一部を改正する法律案		三、三〇	受領 五、八	(予) 四、二七 可決 五、二七 可決 五、二八	四、三 可決 四、二七 可決 五、八	
59	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案		三、九	受領 四、二七	(予) 三、三〇 可決 五、一〇 可決 五、二一	三、三〇 可決 四、二五 可決 四、二七	
25	日本育英会法案		三、五	受領 七、六	(予) 七、六 可決 七、二六 可決 八、一	四、三 修正 七、四 修正 七、六	本会議で趣旨説明聴取 七、六
12	国立学校設置法の一部を改正する法律案		五、二二	受領 五、四五	(予) 五、二三 可決 五、四、七 可決 五、四、二〇	五、二二 可決 五、四、四 可決 五、四、五	衆承諾 三、元 衆へ内閣修正要求 五、三、六

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院へ提 出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
16	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	柏谷照美君 外 一 (七 六)	七 〇		七 六 継続審査	(予) 七 〇	
11	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保亘君 外 二 (五 五 二)	五 五 六		五 五 二 継続審査	(予) 五 五 六	

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院へ提 出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
9	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西績介君 外 二 (三 二 九)	四 四		(予) 四 四	四 四 未了	
8	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場昇君 外 二 (三 二 九)	四 四		(予) 四 四	四 四 未了	
7	公立幼稚園の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君 外 二 (三 二 九)	四 四		(予) 四 四	四 四 未了	
6	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤誼君 外 二 (五 三 二 九)	五 四 四		五 四 四 (予)	五 四 四 未了	

35	34
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
木島喜兵衛君 外 二一名 (五二二)	木島喜兵衛君 外 二一名 (五二二)
五二八	五二八
(予)	(予)
五二八 未	五二八 未
了	了

<p>国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)(衆議院送付)</p> <p>五九、 二、二二 内閣提出</p> <p>三、二八 衆へ内閣修正要求</p> <p>三、二九 衆承諾</p> <p>四、五 衆可決</p> <p>四、一〇 参可決</p> <p>要旨</p> <p>本案の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>一、次の大学に大学院を設置すること。</p>	<p>北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学</p> <p>二、長崎大学に医療技術短期大学部を併設すること。</p> <p>三、熊本大学の体質医学研究所を廃止すること。</p> <p>四、国立大学共同利用機関として、国立遺伝学研究所を設置すること(文部省所轄研究所の改組転換)。</p> <p>五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和五十九年度の定員を一万八千八百十二人に改めること。</p> <p>なお、この法律の施行期日を公布の日に改める等の内閣修正が行われた。</p>
--	--

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、まず第一に、北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学にそれぞれ大学院を設置するとともに、長崎大学に医療技術短期大学部を併設しようとするものであります。

第二に、熊本大学の体質医学研究所を廃止して医学部に統合するとともに、文部省の所轄研究所である国立遺伝学研究所を改組転換して国立大学共同利用機関として設置するほか、昭和四十八年度以降に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院の設置のあり方、研究所における改組転換の手續及び研究所員の処遇、新高等教育計画の内容と実施方針、第三セクター方式など大学の設置形態の多様化、医学部定員削減の是非など医師養成の見直し、大学における非常勤職員の採用のあり方、共通一次テストの改善などの諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本育英会法案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

四、一三 衆本会議趣旨説明

七、 六 参本会議趣旨説明

七、 六 衆修正

八、 一 参可決

要旨

本法律案は、国家及び社会に有為な人材の育成並びに教育の機会均等を図る観点から、日本育英会について、有利子貸与制度を創設する等学資貸与制度を整備改善するとともに、組織、財務等の全般にわたる規定の整備等を図るため、現行の日本育英会法の全部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本育英会（以下「育英会」という。）は、法人とすること。

二、役員

育英会に、役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこと。

三、評議員会

育英会に、会長の諮問機関として、十五人以内の評議員で組織する評議員会を置くこと。

四、業務

1 育英会は、次の業務を行うこと。

(1) 学資の貸与

(2) 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導

(3) 修学に必要な施設の設置及び経営

(4) 右の(1)、(2)及び(3)の業務に附帯する業務

2 右に掲げる業務のほか、文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができること。

五、学資の貸与

1 学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）

とすること。

2 第一種学資金は、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、右の2の規定による認定を受けた者以外の者のうち、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 前記2の規定による認定を受けた者のうち、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、右の3の規定にかかわらず、第一種学資金に併せて第二種学資金を貸与することができること。

六、教育又は研究の職に係る特例

大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、修業後政令で定める年数以上継続して学校その他の施設の教育又は研究の職にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができること。

七、財務・会計及び監督等

1 育英会は、文部大臣の認可を受けて、日本育英会債券を発行することができる。また、これに伴って、政府は、育英会の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができること。

2 政府は、第一種学資金の貸与業務に要する資金を無利息で貸し付けることができるとともに、第一種学資金の返還免除相当額の償還を免除することができること。

3 その他育英会の財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けること。

八、関係法律について所要の整備を行うこと。

なお、衆議院において、本案の施行期日を公布の日に改める（学資金の貸与等に関する規定は昭和五十九年四月一日から適用）等の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、国家社会に有為な人材の有成と教育の機会均等に資す

るため、日本育英会の学資貸与事業に関し、無利子貸与制度を整備するとともに、新たに有利子貸与制度を創設するほか、日本育英会の組織、財務会計等の全般にわたる規定の整備を行うなど、日本育英会法の全部を改正しようとするものであります。

なお、衆議院において、本法の施行期日を公布の日に改めるとともに、学資金の貸与に関する規定は昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、本法施行に至るまでの奨学生の救済措置の当否と本法案提出の仕方、奨学事業の基本理念と育英会の名称の妥当性、有利子貸与制度の是非と今後の運営方針、奨学生選考基準のあり方、奨学生採用率の国公立と私立との格差の是正、民間や地方公共団体が行う育英奨学事業の奨励策、大蔵大臣との協議を要する業務等の範囲の適否などについて熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われ

ました。

討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、無利子貸与制度を育英奨学事業の根幹とし、その充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討することなどを内容とする自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）（衆議院送付）

五九、 三、二九 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定の退職年金等の額を昭和五十九年四月分（昭和三十七年一月一日前の期間に係るものについては、昭和五十九年三月分）から約二％引き上げること。

二、旧私学恩給財団の年金の額についても、前記一に準じて引き上げること。

三、既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和五十九年三月分から引き上げるほか、遺族年金については同年八月分以後、更にその額を引き上げること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の月額を、昭和五十九年四月から引き上げること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和五十九年四月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、長期・短期経理の状況と今後の見通し、特例適用期間中の国庫補助減額分の補てん予定、年金制度一元化との関係、運営体制の見直し、宿泊・保養施設の整備方針、保健・医療事業の拡充策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して久保委員より、年金額の改定時期を三月に繰り上げる旨の修正案が提出されました。

討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案を賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本私学振興財団及び都道府県からの助成の拡充等に関する各派共同提出に係る附帯決議案を全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）（衆議院送付）

五九、三、三〇 内閣提出

五、八 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、著作物等のレンタル業及びコピー業の普及にかんがみ、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の適正な保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸与に関する著作者等の権利の創設

1 著作物（映画を除く。）の複製物を公衆へ貸与する権利を著作者に認め、その許諾を得なければ公衆へ貸与することができないこと。ただし、当分の間、書籍又は雑誌（主として楽譜で構成されているものを除く。）の貸与については、著作者の許諾を要しないこと。

2 実演家又はレコード製作者にも商業用レコードを公衆へ貸与する権利を認め、政令で定める期間（発売後一月以上二月以内）は実演家、レコード製作者の許諾を得なければ公衆へ貸与することができないこととするとともに、当該期間経過後も報酬は支払わなければならないこと。

3 実演家又はレコード製作者の報酬請求権は文化庁長官が指定する団体によつてのみ行使することができることとするともに、許諾に係る使用料を受ける権利も当該団体により行使することができること。

4 報酬又は使用料の額に関して前記3の団体と貸レコード業者との間で協議が調わない場合には、文化庁長官の裁定を求めることができること。

5 著作物等（映画を除く。）の複製物を非営利かつ無料貸与する場合には、著作者、実演家又はレコード製作者の許諾を要しないこと。なお、視聴覚ライブラリーなど営利を目的としない施設で映画を無料で公衆に貸与する場合には、著作者の許諾は要しないこととするが、相当な額の補償金を支払わなければならないこと。

二、自動複製機器による複製の制限

1 公衆の利用に供することを目的として設置されている自動複製機器（当分の間、文献複写機を除く。）を用いて複製する場合は、私的使用のための複製であっても著作者等関係権利者の許諾を得なければならないこと。

2 自動複製機器を用いて私的使用のために複製する本人については罰則を適用しない（民事責任は問いうる。）こととするが、営利を目的として複製機器を関係権利者の権利の侵害となる複製に使用させた者については、罰則を適用すること。

三、その他

1 その他関係規定の整備を行うこと。
2 この法律は、昭和六十年一月一日から施行すること。
3 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法を廃止し、それに伴う経過措置を定めること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作物、実演またはレコードの複製物の貸与に関してその著作者、実演家またはレコード製作者の権利を創設するとともに、私的使用のための複製について公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行った後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウェアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国

民連合の各派共同で提出され、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一〇件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
49	身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案	先議	三二七	送付 四二〇	三二七 可決 四一九	三二七 可決 四二〇	
42	社会福祉・医療事業団法案		三一六	受領 七二七	(予) 四二七 可決 八七	四三 可決 七二五	
40	保健所法の一部を改正する法律案		三二六	受領 七二七	(予) 三二六 可決 八七	四三 修正 七二五	
39	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案		三二六	受領 七二〇	(予) 四二 可決 八二	四三 修正 七一九	
23	雇用保険法等の一部を改正する法律案		三二五	受領 五二七	五二八 修正 七五	三九 修正 五二五	衆議院で趣旨説明聴取 衆へ回付 七六 衆同意 七六
22	健康保険法等の一部を改正する法律案		五九、二二五	受領 五九、七二三	五九、七二六 修正 五九、八四	五九、四三 修正 五九、七二三	衆議院で趣旨説明聴取 衆へ回付 八六 衆同意 八七

本院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
83	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案		五二四	受領 七二七	八一 継続審査	六二六 修正 七二四 修正 七二七	本会議で趣旨説明聴取
67	医療法の一部を改正する法律案		四四		(子) 四二七	四三 継続審査	
63	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案		四三	受領 七二七	(子) 四三 修正 八七 修正 八八	四三 可決 七二五 可決 七二七	衆回八 衆同八
58	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	先議	五九、三六	送付 五九、四二七	五九、四二〇 可決 五九、四二四 可決 五九、四二七	五九、三六 (子) 五九、八一 五九、八二 可決	

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
1	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外一名 (五九、三六)	五九、三九		五九、三六 未了	五九、三九 (子)	

衆議院議員提出法律案（七件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日 本院へ	参議院 委員会 託議決 本院 議決	衆議院 委員会 託議決 本院 議決	備考
13	短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案	外藤田高敏君 四名 (三三〇)	四、二		付(予)四二 委員会 託議決 本院 議決	付(予)四二 委員会 託議決 本院 議決	
12	原子爆弾被爆者等援護法案	外森井忠良君 六名 (三三〇)	四、五		付(予)四五 委員会 託議決 本院 議決	付(予)四五 委員会 託議決 本院 議決	
5	短時間労働者保護法案	外平石磨作太郎君 四名 (五、三三)	五、三三		付(予)五三三 委員会 託議決 本院 議決	付(予)五三三 委員会 託議決 本院 議決	

18	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案	外対馬孝且君 三名 (七二四)	七、五		付(予)七二四 委員会 託議決 本院 議決	付(予)七二四 委員会 託議決 本院 議決	
5	育児休業法案	外本岡昭次君 三名 (四一〇)	四、〇		付(予)四一〇 委員会 託議決 本院 議決	付(予)四一〇 委員会 託議決 本院 議決	
4	男女雇用平等法案	外中野鉄造君 一名 (三二九)	四、二		付(予)三二九 委員会 託議決 本院 議決	付(予)三二九 委員会 託議決 本院 議決	撤回 五、七三
3	戦時災害援護法案	外片山甚市君 五名 (三〇)	三、九		付(予)三〇 委員会 託議決 本院 議決	付(予)三〇 委員会 託議決 本院 議決	
2	公衆浴場法の一部を改正する法律案	外糸久八重子君 五名 (三〇)	三、九		付(予)三〇 委員会 託議決 本院 議決	付(予)三〇 委員会 託議決 本院 議決	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日 出月日	参議院 付委員会 託議決 議本院 議決	衆議院 付委員会 託議決 議本院 議決	備考
16	母子保健法の一部を改正する法律案	平石磨作太郎君 外 四 名 (五、四、三)	五、四、三	五、四、三 (予)	五、四、三 議本院 議決	備考
17	児童福祉法の一部を改正する法律案	平石磨作太郎君 外 四 名 (四、三)	四、三	四、三 (予)	四、三 議本院 議決	備考
40	男女雇用平等法案	多賀谷貞稔君 外 七 名 (七、三)	七、六	八、一 (予)	七、六 議本院 議決	備考
44	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	多賀谷貞稔君 外 四 名 (八、二)	八、六	八、六 (予)	八、六 議本院 議決	備考

国会の議決を求めるの件（二七件）

番号	件名	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 付委員会 託議決 議本院 議決	衆議院 付委員会 託議決 議本院 議決	備考
1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）					
2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）					

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

四、 三 衆本会議趣旨説明

七、 一三 衆修正

七、 一六 参本会議趣旨説明

八、 六 参修正

八、 七 衆同意

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、健康保険法の一部改正に関する事項

1 被用者保険本人の一部負担金制度の改定

被用者保険本人の一部負担金については、昭和六十年四月一日以後においても国会で承認を受ける日までの間は、なお引き続き一割とすること。この場合の一部負担金の額は、都道府県知事に届け出た保険医療機関等における医療費の額が千五百円以下のときは百円、千五百円以上二千五百円以下のときは二百円、二千五百円以上三千五百円以下のときは三百円とす

ること。（政府原案は現在十割となつてゐる本人の給付率を、昭和六十年年度までは定率九割、同六十一年度からは定率八割に改めることとなつており、定額負担の規定はない）

2 療養費制度の改定

高度の医療を提供すると認められる特定承認保険医療機関において療養を受けた場合や、保険医療機関において特別の病室の提供等厚生大臣の定める療養を受けた場合に特定療養費を支給すること。

3 保険医療機関の指定等の見直し

保険医療機関等の不正、不当を排除するため、診療内容が適切を欠くおそれがあるとして、重ねて厚生大臣等の指導を受けている保険医療機関等については、その再指定を行わないことができることとし、また、不正請求による処分を逃れるために保険医の登録を取り下げる等の場合については、再登録等を行わないことができること。

4 標準報酬の改定

標準報酬月額の下限を現行三万円から六万八千円とするとともに、上限については現在政令で定められて

いる四十七万円までの等級を規定すること。（上限は政令改正によりさらに七十一万円に引き上げられる予定）

5 日雇労働者の健康保険体系への取入れ

日雇労働者健康保険制度を廃止し、日雇労働者を健康保険の日雇特例被保険者とするとともに、その給付内容及び保険料については、一般の被保険者と実質的に均衡のとれたものとなるように定めること。

なお、国庫補助については現行と同様の水準を確保するほか、累積赤字については借入れをすることができるとし、その償還を一般会計からの繰入れにより行うことができるようにすること。

6 任意継続被保険者制度の特例

任意継続被保険者制度の特例を設け、五十五歳以上で被用者保険の資格を喪失した者については、六十歳に達するまでの間又はそれ以前で国民健康保険の退職被保険者となるまでの間、二年を超える場合でも資格を有することができるものとする。（衆議院修正により追加）

7 健保組合の行う退職者に対する医療給付

健康保険組合等が自ら当該組合の被保険者であった退職者について医療の給付を実施できるとし、当該組合の退職者医療制度に対して拠出すべき療養給付費拠出金について所要の調整を行うものとする。（衆議院修正により追加）

8 政府管掌健康保険における附加給付の実施

政府管掌健康保険等の事業主及びその被保険者により構成する法人等で社会保険庁長官の承認を得たものは、その被保険者本人の一部負担金について附加的な給付を行うことができるものとする。（衆議院修正により追加）

二、船員保険法の一部改正に関する事項

一部負担金、療養費、標準報酬、退職者給付拠出金等の事項につき、健康保険法と同様の改正を行うものとする。

三、国民健康保険法の一部改正に関する事項

1 退職者医療制度の創設
被用者年金の老齢（退職）年金受給権者等であつて七十歳未満の国民健康保険加入者及びその被扶養者を対象に、市町村が国民健康保険事業の一部として事業

を行い、給付率は、退職者本人は入院・外来八割、家族は入院八割・外来七割とすること。

なお、この医療給付に要する費用の負担は、退職者及びその家族の支払う国民健康保険の保険料と現役の被用者及び事業主が負担する拠出金により賄うこと。

2 国庫補助方式の改定

市町村に対する国庫補助を現行の医療費の百分の四十五から医療給付費の百分の五十へと変更するとともに、国庫補助の財政調整機能を強化すること。

四、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に関する事項
社会保険診療報酬支払基金の主たる事務所に特別審査委員会を新設し、極めて高額な診療報酬請求書等について重点的な審査を行うこと。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなつてゐるが、退職者医療の拠出金等に関する重要事項について社会保険審議会の意見を聴くこと等については公布の日から、また、標準報酬等級の改定については昭和五十九年十月一日から施行すること。

2 政府は、新健保法の施行後の医療費の動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて社会保険各法の被扶養者及び国民健康保険の被保険者の給付割合を八割とするよう必要な措置を講ずるものとする。 (衆議院修正により追加)

修正要旨

一、高額療養費に関する法律条文の修正

高額療養費制度については、医療費負担の家計に及ぼす影響を考慮して、その支給要件等を政令で定めることとすることを法文上明記すること。

二、高額医療費融資制度の創設

高額療養費制度により償還されるまでの間の当座の高額の医療費支払いに充てるため、保険者が融資制度を実施することができることとし、その根拠規定を設けること。

三、保険者による予防活動の促進

被保険者等の健康の保持増進を促進するため、保険者による健康相談、健康診断等の事業に関する規定を

明確化すること。

四、傷病手当金と障害年金との支給調整

傷病手当金の受給者が同一の傷病により障害年金の受給要件に該当することとなつた場合において、傷病手当金の額が障害年金の額を上回るときは、その差額を傷病手当金として支給するものとする。

五、任意継続被保険者の保険料前納制

被保険者の選択により、任意継続被保険者の保険料について前納ができるものとする。

六、五人未満事業所等の適用拡大

法人の事業所であつて、五人未満の従業員を使用するもの等について、政令で定めるところにより、六十年一度以降段階的に健康保険の適用を拡大すること。

委員長報告

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、一部負担金制度の改正とその一部負担金が一定額以下の場合の定額制導入、療養費制度の改

正、日雇労働者健康保険の対象者に対する健康保険制度の適用、国民健康保険の被保険者である退職被保険者等を対象とした退職者医療制度の創設と特例退職被保険者制度の導入、国民健康保険の国庫補助制度の改定、その他給付の公平化に関する措置等であります。

委員会におきましては、参考人、公述人からの意見聴取、地方行政委員会、大蔵委員会及び運輸委員会と連合審査を行うとともに、中・長期の医療政策とその財源対策、被用者保険本人の給付率の引下げの家計への影響、疾病予防と健康増進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し佐々木理事より、高額療養費に関する規定の法文上の明記、傷病手当金と障害年金との支給調整などを内容とする修正案が提出され、提案者に対する質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より、原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修

正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告いたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

三、 九 衆本会議趣旨説明

五、 一七 衆修正

五、 一八 参本会議趣旨説明

七、 六 参修正

七、 六 衆同意

要旨

本法律案は、最近の経済社会情勢の変化に伴い雇用構造が変化していること等にかんがみ、失業者の生活安定、就職促進を図りつつ、雇用保険制度・船員保険制度失業部門の効率的運営を進める等の見地から、保険給付内容の改善整備、雇用保険被保険者の範囲の合理化、船員保険失業部

門の費用負担の改正等を行うものである。

なお、衆議院において、雇用保険について、基本手当日額表の百分の六十を超える給付率とする範囲の拡大、個別延長給付の充実、六十五歳以上の者の任意加入制度の創設等の修正が、また、船員保険失業部門についても、雇用保険に準じた修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険法等の改正

1 基本手当日額表における百分の八十以内で百分の六十を超える率を乗ずる賃金日額の範囲を、現行の二千六百七十円以上四千四百四十三円以下から三千二百十円以上七千七百五十円以下（政府原案では、三千二百十円以上七千九百円以下）に拡大するとともに、賃金日額の最低額を百分の二十、最高額を百分の十それぞれ引き上げること。

2 賃金のうち臨時に支払われるもの及び三か月を超える期間ごとに支払われるものは、賃金日額の算定基礎としないこと。

3 一定の年齢以上の定年等により離職した者については、申し出た期間（離職の日の翌日から一年を限度と

する) だけ支給の期間を延長すること。

4 所定給付日数は、現行では、受給資格に係る離職の日における受給資格者の年齢に応じたものとされているが、これを年齢の区分ごとに被保険者であった期間に応じたものとする。

なお、特定不況業種離職者等で就職が困難な受給資格者であつて、改正に伴い所定給付日数が減少するものについては、改正前の所定給付日数に達するまでの者の給付日数を延長することができること(衆議院修正による追加)。

5 正当な理由のない自己都合退職者等の給付制限の期間を、一か月以上三か月以内(現行一か月以上二か月以内)の間で公共職業安定所長の定める期間とする。

6 高年齢継続被保険者(六十五歳以上の被保険者)が失業した場合に、基本手当に代えて一時金である高年齢求職者給付金を支給すること。

なお、六十五歳定年等により離職した者には、高年齢求職者給付金に代えて基本手当を支給すること(衆議院修正による追加)。

7 六十五歳以上の者が新たに適用事業に雇用される場合には、被保険者としないうこと(短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者を除く)。

なお、六十五歳以後に雇用される者は、政令で定める日までに、公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者となることができるものとし(この者の保険料は免除しない)、その者が失業したときには基本手当の五十日分の高年齢求職者給付金を支給すること(衆議院修正による追加)。

8 日雇労働求職者給付金の日額を現行の三段階から四段階とするともに、印紙保険料の日額も現行の三段階から四段階とすること。

9 受給資格者が安定した職業に就いた場合において、就職の日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の二分の一以上で、一定の要件に該当するときは、再就職手当を支給すること。

二、船員保険法の改正

1 雇用保険法の改正に準じた改正を行うこと。

2 失業に係る保険料率を千分の五引き上げること。

3 厚生大臣は、社会保険審議会の議を経て、失業に係

る保険料率を千分の二を増減した率の範囲内で変更できること。

4 船舶所有者ごとに算定する船舶所有者の都合による離職者の割合に応じ、千分の五の範囲内において、船舶所有者負担の特別失業保険料を徴収すること。

三、施行期日

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行すること。ただし、雇用保険の日雇労働求職者給付金の改善については、同年八月一日から、船員保険の特別失業保険料の徴収については、昭和六十年十月一日から施行すること。

修正要旨

本法律の施行期日を一月繰り下げ、昭和五十九年八月一日に改めるとともに、これに伴う所要の修正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、最近における経済社会情勢の変化に

伴い雇用構造が著しく変化していること等にかんがみ、雇用保険制度の効率的な運営を進める等の見地から、基本手当の日額の引上げ、賃金日額の算定方法の変更、所定給付日数の決定基準としての被保険者であった期間の追加、特定不況業種離職者等に対する個別延長給付制度の導入、高年齢者に対する失業した場合の給付金制度及び早期に再就職した者に対する手当制度の創設等、保険給付の内容を整備するとともに、雇用保険の被保険者の範囲の合理化及び六十五歳以上の高年齢者の任意加入制度を導入すること等であります。

また、船員保険制度失業部門についても、雇用保険と同様の趣旨の改正を行うほか、保険料率の引上げを図っております。

委員会におきましては、雇用政策及び雇用保険の長期展望、雇用保険における保険料及び失業給付額算定方法のあり方、中高年齢者を中心とした雇用就業対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し佐々木理事より、施

行期日を一月繰り下げ八月一日に改めることなどを内容とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、雇用保険制度の適切な運営による財政の確立、保険料率の引上げの回避、必要な国庫負担の確保などを内容とする附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）（衆議院送付）

五九、 三、一六 内閣提出

七、二〇 衆修正

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十万二千四百円から十万四千四百円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万七千七百円から三万八千四百円に引き上

げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万五千百円から三万五千八百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万二千六百円から一万二千八百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、この法律による各種手当の引上げについては、昭和五十九年六月一日から

適用すること。（成立が同年六月一日を経過したため、衆議院において遡及修正）

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び議決案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、国家補償の見地に立った被爆者対策、被爆者の実態調査及び死没者調査の実施、高齢被爆者の在宅対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し被害の実態に即応した援護対策の拡充等内容をとする附帯決議が全会一致をもって付されて

おります。

次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）外十六件について申し上げます。

各件は、三公社四現業の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・三九%相当額に千百七十円を加えた額の内資をもって引き上げること等を内容とする本年五月十二日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。

保健所法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五九、 三、一六 内閣提出

七、二七 衆修正

八、 八 参可決

要旨

本法律案は、保健所が本格的な高齢化社会において、地域ごとの多様な保健需要に十分対応し、自主的、弾力的な保健所運営を行えるよう、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式を従来の定率負担金方式から定額交付金方式に改めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、保健所運営費のうち、人件費等については保健所運営費交付金として交付することに改め、その他の経費及び保健所の施設又は設備に要する経費については引き続き定率により負担すること。

- 二、保健所運営費交付金は、各地方公共団体の人口及び面積を基礎とし、地理的事情その他の特別の事情を考慮して政令で定める基準に従って決定すること。

- 三、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。（成立が同年四月一日を経過したため、衆議院において遡及修正）

委員長報告

社会福祉・医療事業団法案の委員長報告参照

社会福祉・医療事業団法案（閣法第四二二号）（衆議院送付）

五九、 三、一六 内閣提出

七、二七 衆可決

八、 八 参可決

要旨

本法律案は、昨年三月の臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、特殊法人の整理合理化を図り、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上に資するため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

一、目的

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設・病院等の設置等に必要な資金の融通等を行い、もつて社会福祉の増進、医療の普及・向上を図ることを目的とすること。

二、法人格等（役員、評議員会等）

1 社会福祉・医療事業団は、法人とすること。

2 事業団に、理事長一人、副理事長一人、理事四人以

内及び監事二人以内を置くものとし、そのほか、非常

勤理事二人以内を置くことができるものとする。

3 理事長の諮問機関として評議員会を置くこととし、

業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、理事長に意見を述べることが出来るものとする。

三、業務

社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施に関する業務を行うほか、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通、社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導等の業務を行うものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十年一月一日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会福祉・医療事業団法案の主なる内容は、医療

金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とし、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導の業務を行わせること等であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主なる内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給すること等であります。

次に保健所法の一部を改正する法律案の主なる内容は、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式を従来の定率負担方式から定額交付金方式に改めることであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、社会福祉事業振興会と医療金融公庫統合によるメリット、戦後処理問題としての一般戦災者の取扱い、保健所強化のための具体策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず、社会福祉・医療事業団法案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、遺族年金等の再度の引上げの施行期日について、公布の日と改め、八月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、保健所法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、以上三法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（先議）

五九、 三、二七 内閣提出

四、二〇 参可決

六、二一 衆可決

要旨

本法律案は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行っている納付金関係業務を政府が行うこととした上で、これを身体障害者雇用促進協会に実施させるとともに、身体障害の実情にかんがみ、その範囲の一部を政令で定めることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納付金関係業務についての改正

1 労働大臣は、納付金関係業務（身体障害者雇用調整金・報奨金・助成金の支給、身体障害者雇用納付金の徴収に係る業務）を身体障害者雇用促進協会に行わせること。

2 協会は、労働大臣と同様に納付金関係業務に関する

権限を行使すること。

3 協会の役員は、刑法等の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

4 協会に、会長の諮問に応じて業務運営に関する重要事項を審議する評議員会を置くこと。

5 協会は、納付金関係業務に係る経理については、他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならないこと。

6 労働大臣は、協会又はその役員に対し、業務の管理・執行について違反の是正を命ずることができること。

二、身体障害の範囲についての改正

政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを、身体障害の範囲に加えること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。ただし、身体障害の範囲についての改正については、昭和五十九年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行っている納付金関係業務を政府が行うこととした上で、これを身体障害者雇用促進協会に実施させるとともに、身体障害の実情にかんがみ、その範囲を、従来、法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること等であります。

委員会におきましては、心身障害者の雇用確保対策、納付金関係業務の身体障害者雇用促進協会への移管に伴う業務体制の整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、身体障害者の雇用率達成指導の強化等を含むとする附帯決議が全会一致をもって付されており、御報告いたします。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

（先議）

五九、三、二八 内閣提出

四、二七 参可決

八、二 衆可決

要旨

本法律案は、近年における身体障害者福祉の理念を踏まえ、身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、身体障害者福祉の理念に関する規定の整備

「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律上明確にすること。

二、身体障害者の範囲の拡大

身体障害者の範囲を従来法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること。

三、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備

1 肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設及び内部障害者更生施設を統合して身体障害者更生施設とすること。

2 身体障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう設備に配慮するとともに日常生活に必要な便宜を供与する小規模な生活施設として身体障害者福祉ホームを設けること。

3 地域福祉対策の中核となる身体障害者福祉センターに関する規定を設けること。

四、身体障害者更生相談所の機能の充実
身体障害者更生相談所の機能について、専門的な相談に応ずること等をその業務に加えること。

五、身体障害者更生援護施設における費用徴収に関する規定の整備
身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること。

六、施行期日
この法律は、昭和五十九年十月一日から施行すること。

ただし、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する改正については、昭和六十一年四月一日か

ら施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律上明確にすること、身体障害者の範囲を、従来法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること、身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定を整備するとともに、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、法の理念、目的、身体障害者の範囲、更生援護施設費用徴収のあり方、今後の身体障害者対策の取り組み姿勢等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、身体障害者の「完全参加と平等」

の実現に努めること等を内容とする附帯決議が全会一致を
もって付されております。

以上、御報告いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣
法第六三号）（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

七、 二七 衆可決

八、 八 参修正

衆同意

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図
るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、
戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置
を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項
症の場合現行の三百九十五万五千円を昭和五十九年三

月分から四百三万八千円、同年八月分から四百六万八
千円に増額するとともに、扶養親族加給の額について
も引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給
法に準じて引き上げ、現行百三十二万円を昭和五十九
年三月分から百三十四万六千円、同年八月分から百三
十七万円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平
病死）した場合に係る遺族年金等の額について、現行
の三十万七千円を同年三月分から三十一万二千四百円、
同年八月分から三十一万四千八百円に引き上げること
等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、
遺族年金の増額に準じて、現行の十万二千円を昭和五十
九年三月分から十万四千百六十円、同年八月分から十万
六千百六十円に引き上げること。

三、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正
に関する事項

昭和五十四年に特別給付金として交付された国債の最

終償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、引き続き特別給付金として、二万円、二年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年三月一日から適用すること。ただし、障害年金、遺族年金等の再度の増額については同年八月一日から、併発死に係る遺族年金等の三度目の増額及び三については同年十月一日から施行すること。

修正要旨

本法律案中「昭和五十九年八月一日」施行となつてゐる戦傷病者戦没者遺族等援護法等による障害年金、遺族年金等の再度の増額については、これを公布の日から施行し、同年八月一日から適用すること。

委員長報告

社会福祉・医療事業団法案の委員長報告参照

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（閣議第一号）外一六件（いずれも衆議院送付）

五九、 五、二二 内閣提出

七、二七 衆議決

八、 三 参議決

要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（閣議第一号）
同（国鉄動力車労働組合関係）（閣議第二号）
同（全国鉄施設労働組合関係）（閣議第三号）
同（鉄道労働組合関係）（閣議第四号）
同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（閣議第五号）
同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（閣議第六号）
一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係

法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

一、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千二百二十五円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（閣議第七号）

同（日本電信電話労働組合関係）（閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会との裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日

以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百五十円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（閣議第九号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百五十円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第一〇号）

同（全日本郵政労働組合関係）（閣議第一一号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千五十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（閣議第一二号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

（閣議第一三号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（閣議第一四号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（閣議第一五号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百二十五円の原資をもつて引き

上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、月額四千二百三円を原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千七百七十円を加えた額四千百円を原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）（閣議第一七号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千七百七十円を加えた額四千五百二十円を原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
26	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案		五九、二二七	受領 五九、四一九	付託 （予） 可決 五九、四二六 可決 五九、四二七	付託 （予） 可決 五九、四二六 可決 五九、四二七	
27	国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案		二二七	受領 四一九	（予） 可決 四二六 可決 四二七	（予） 可決 四二六 可決 四二七	
28	国有林野法の一部を改正する法律案		二二七	受領 四一九	（予） 可決 四二六 可決 四二七	（予） 可決 四二六 可決 四二七	
33	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案		二二九	受領 四一九	（予） 可決 四二六 可決 四二七	（予） 可決 四二六 可決 四二七	
43	肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案 右により「肥料価格安定等臨時措置法」の題名を「肥料価格安定臨時措置法」に改正	先議	三二二	送付 四二〇	三二二 可決 四二七 可決 四二〇	（予） 可決 四二七 可決 四二〇	参衆 同より 意七二二 七二三 七二二
44	地力増進法案		三二二	受領 四二七	（予） 可決 五二〇 可決 五二一	（予） 可決 五二〇 可決 五二一	
45	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の変更に関する法律等の一部を改正する法律案		三二二	受領 七二三	（予） 可決 七二三 可決 七二三	（予） 可決 七二三 可決 七二三	

65	64	番号
土地改良法の一部を改正する法律案	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案	件名
		提出
四三	五九、四三	提出月日
受領 五二七	受領 五九、五二七	本院に受領又は(衆)へ送付月日
(予) 四一	(予) 九、四二五	付託委員会
可決 七三	可決 五九、七三	議決委員会
可決 七六	可決 五九、七六	本院議決
四三	五九、四二八	付託委員会
可決 五二五	可決 五九、五二五	議決委員会
可決 五二七	可決 五九、五二七	本院議決
		備考

衆議院議員提出法律案 (三件)

30	29	28	番号
農民組合法案	総合食糧管理法案	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案	件名
外安井吉典君 八名 (五九)	外安井吉典君 八名 (五九)	外安井吉典君 八名 (五九、五九)	提出者 (月日)
五二四	五二四	五九、五二四	予備送付月日
			提出月日
(予) 五二四	(予) 五二四	五九、五二四 (予)	付託委員会
			議決委員会
			本院議決
五二四	五二四	五九、五二四	付託委員会
継続審査	継続審査	継続審査	議決委員会
			本院議決
			備考

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）

五九、 二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、農林水産大臣は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定することができることとする。

二、都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画を変更し、その区域内の特に整備を必要とする森林を要整備森林として定め、実施すべき造林等の施

業の方法及び時期等を定めなければならないこととする。

三、都道府県知事は、森林法の規定に基づき、要整備森林について地域森林計画に従つて施業すべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないときは、その者に対し、都道府県知事の指定する者と要整備森林又はその立木についての権利の移転又は設定につき協議すべき旨を勧告することができることとする。

四、要整備森林について地域森林計画に定める施業の方法等に従つて実施される立木の伐採については、森林法の規定による個別の伐採の許可は要しないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林野関係三案の主な内容について申し上げます。

保安林整備臨時措置法改正案は、最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るための措置を講じようとするものであります。

国有林野法改正案は、最近における森林をめぐる諸情勢の変化及び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るため、国有林野に分収育林制度を導入しようとするものであります。

国有林野事業改善特別措置法改正案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、参考人の出席を求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、改善計画変更の理由、改善目標達成の見通し、国有林野事業に対する財政措置のあり方、組織機構の簡素化と地域サービスとの関係、森林資源の現況と整備の目標、要整備森林の性格、特定保安林指定の基準内容、分収育林制度導入の理由、森林施業計画の認定状況、費用負担者の保護等についてであります。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本社会党村沢理事より、国有林野事業改善特別措置法改正案に対して修正案が提案

されました。

続いて、討論に入り、日本社会党上野委員から、修正案に賛成、原案に反対、保安林整備臨時措置法改正案及び国有林野法改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議川原理事から、修正案に反対、三法律案に賛成、日本共産党下田委員から、国有林野法改正案及び国有林野事業改善特別措置法改正案に反対の討論がなされました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、保安林整備臨時措置法改正案は全会一致をもって、国有林野法改正案及び国有林野事業改善特別措置法改正案は多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、各党派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、農業水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置法改正案の主な内容について申し上げます。

本法律案は、最近における農林水産業の動向、本法制定以来の物価の上昇等にかんがみ、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設として沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、災害復旧事業費補助の対象とする一

カ所の工事の費用の最低額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の主な内容は、採択限度額の引き上げに伴う非補助災害復旧事業対策、沿岸漁場整備開発施設を補助対象としたことの理由、その今後の取り扱い、農林水産業における防災事業の推進方策、災害関連事業の拡充策等についてであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党下田委員から修正案が提出されました。

続いて、討論に入り、下田委員から原案に反対の討論がなされました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各党派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）

五九、二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、あらためて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定めようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、現在、昭和五十三年度以降十年間となつている改善期間を、昭和五十九年度以降十年間に改め、この間について新たな改善計画を定めることとする。

二、新たな改善期間における新たな財政措置として、今後急増することが見込まれる退職手当の財源に充てるため、借入金を行うことができることとする。

三、二の借入金については、その利子の財源に充てるため、

改善期間において、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰入金を行うことができることとする。

四、政府は、改善期間において、二の借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国有林野法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）（衆議院送付）

五九、 二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における森林をめぐる諸情勢の変化及

び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るため、国有林野に分収育林制度を導入しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、分収育林契約の締結

農林水産大臣は、国有林野について、樹木の共有持分の対価及び育林費用につき国以外の者に負担を求め、伐採時における収益を国とその費用負担者とが分収することを内容とする分収育林契約を締結することができるものとする。

二、分収育林契約の内容

分収育林契約においては、契約の目的たる国有林野の所在、対象とする樹木の態様、契約の存続期間、費用負担者の持分の割合、費用負担者が支払うべき額、育林の方法、伐採の時期等を定めなければならないこととする。

三、収益の分収

分収育林契約の目的たる樹木からの収益は、分収育林契約に定められた当該樹木に係る持分の割合により、国と費用負担者とが分収することとする。

四、民法の特例

分収育林契約の安定性を確保するため、その契約の対象となつている樹木については、民法第二百五十六条の共有物の分割請求の規定の適用を除外することとする。

五、分収育林契約の存続期間

分収育林契約の存続期間は、当該契約の対象となる樹種の伐期等を考慮して六十年を超えることができないこととする。

六、分収育林契約の解除

農林水産大臣は、国又は公共団体において分収育林契約の対象である国有林野を公共の用に供する必要が生じたときは、分収育林契約を解除することができることとする。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）（衆議院送付）

五九、二、二九 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近の農林水産業の動向、法律制定以来の物価の上昇等により、本法の災害復旧制度が実態に一部そぐわなくなつてきていることにかんがみ、災害復旧制度の改善と運営の合理化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設に、沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、共同利用施設の所有主体として営利を目的としない法人を追加する。

二、災害復旧事業の対象とする工事の費用の最低額を、一箇所当たり十万円から三十万円に引き上げる。

三、災害にかかつた箇所が連続している場合において、一箇所の工事とみなすことができる間隔を、五十メートル以内から百メートル以内に拡大する。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）（先議）

五九、 三、二一 内閣提出

四、二〇 参可決

七、一二 衆修正

七、一三 参同意

要旨

本法律案の主な内容は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる諸情勢にかんがみ、肥料の価格安定を図るため、肥料価格安定等臨時措置法が廃止するものとされている期限を昭和六十四年六月三十日まで五カ年延長することとし、あわせて題名を「肥料価格安定臨時措置法」に改めるとともに、日本硫安輸出株式会社の解散に伴う同株式会社に係る規定の整理等を行うとするものである。

衆修正要旨

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が本年七月一日施行され、農林水産省設置法及び通商産業省設置法が改正されたことに伴い、本案中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める規定の適用条項につき所要の整理を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる厳しい状況にかんがみ、本法が廃止するものとされている期限を五カ年延長して、昭和六十四年六月三十日までとし、あわせて法律の名称を肥料価格安定臨時措置法に改めるとともに、日本硫安輸出株式会社の解散に伴い、失効または空文化している同株式会社に係る規定の整理等を行うとするものであります。

委員会におきましては、関係者五名を参考人として招き、その意見を聴取するとともに、本法の延長理由とその果た

してきた役割、特定産業構造改善臨時措置法に基づく化学肥料工業における構造改善対策の実施経過とその見通し、構造改善による合理化メリットの農業者への均てん、肥料価格交渉の実態と生産コストの正確な把握、構造改善の推進に伴う雇用、地域経済及び中小企業に及ぼす影響、肥料輸出と内需の優先確保、輸送体系の変化に対応した流通改善対策、世界肥料需給の現状と見通し、肥料援助の促進、本法失効後における肥料価格安定対策の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員から本改正案に反対の旨の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、最上理事から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各会派共同提案に係る「肥料価格の安定を図るため、特定肥料の価格取り決めに当たっては、化学肥料工業の構造改善による合理化メリットが今後とも適正に反映されるよう指導するとともに、農業及び化学肥料工業の健全

な発展に資するよう価格取り決め交渉の公正と実効を期すること。」など、六項目の附帯決議案が提案され、採決の結果、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地力増進法案（閣法第四四号）（衆議院送付）

五九、三、二一 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

二、地力増進基本指針の策定

農林水産大臣は、農業者及びその組織する団体が地力の増進を図るための技術的な指針としての地力増進基本指針を定めなければならないこととする。その主な内容は、土壌の性質の基本的な改善目標、土壌の性質を改善するための資材の施用、耕うん整地など地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項等である。

三、地力増進地域制度

(一) 地力増進地域の指定要件は、地域内の農地がおおむね不良農地から成り、かつ、その地域の農地の面積が一定以上であり、その不良農地について営農上の方法により地力を増進することが技術的、経済的に可能であることとする。

(二) 都道府県は、地力増進地域を指定したときは、その地域について地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするため対策調査を行うものとする。

(三) 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進対策指針を定めなければならないものとし、その主な内容は、当該地域に係る土壌の性質及び改善目標、地力の増進に必要な営農に関する事項等である。

四、都道府県は、地力増進対策指針に即し、地域内の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言、指導等を行うとともに、必要に応じ土壌の性質の改善状況調査を行うものとする。

また、都道府県知事の行う勧告、立入調査について規定する。

四、土壌改良資材の品質表示の適正化に関する措置

農林水産大臣は、一定の土壌改良資材につき、原料、用途、施用方法等の品質に関し表示すべき事項及び表示に際して製造業者等が遵守すべき事項を定めることのできるものとし、表示の基準を遵守しない製造業者等に対しては、表示事項を表示すべきこと等を指示し、その指示に従わない者については、その旨を公表することができるとする。

また、これらの措置によつて表示の基準が遵守されない場合には、更に強制力の強い命令を発動することができるとするほか、本法の施行に必要な限度での報告の徴収、立入検査について規定する。

五、その他

施行期日、耕土培養法の廃止等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における土壌管理の実態、その他の農業情勢に対処して、地力の増進を図るため、地力増進基本指針の策定及び地力増進地域制度について定めるとともに、土壌改良資材についての品質表示制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、地力保全基本調査によって明らかとなった地力低下の実情とその原因、畑作における連作障害への対応策、地力増進地域の指定要件、土壌改良資材の品質表示制度の運用方針、地力増進対策の実施状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、北理事から、各会派の共同提案による五項目にわたる附帯決議案が提案され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五九、三、二一 内閣提出

七、一一 衆修正

七、一三 参可決

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員等共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十八年度の国家公務員給与の上昇率、平均二・〇

パーセントを基準として、旧法組合員期間に係るものについては昭和五十九年三月分から、新法組合員期間に係るものについては同年四月分から引き上げる。

二、最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十九年三月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げる。

三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万五千円から七万七千円に、上限を四十四万円から四十五万円にそれぞれ引き上げる。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和五十九年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定措

置を講ずるほか、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、年金財政の将来見通しと、財政基盤の強化、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金一元化問題、年金額改定の内容とその実施時期、恩給に準じた年金改定の是非等でありますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、上野委員より、日本社会党を代表して、新法組合員期間に係る年金の額の改定実施時期を一カ月繰り上げ、三月から実施することを内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を徴しましたところ、反対する旨の発言がありました。続いて原案並びに上野委員提出の修正案を議題とし、討論に入りましたところ、下田委員より、日本共産党を代表して、原案及び上野委員提出の修正案に対し反対する旨の発言があり、順次採決の結果、上野委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本修正案に対し、各会派共同提案による五項目の

附帯決議を全会一致で行いました。

以上、御報告いたします。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案閣
法第六四号（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

五、 一七 衆可決

七、 六 参可決

要旨

本法律案は、農村における兼業化、混住化等が進展したことに伴う土地、水利用に関する非農業部門からの影響力の強まり、住民意識の多様化が進行する下で、農業構造の改善の促進に特に留意しつつ農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の整備拡充

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

の内容に、①農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進、②①と相まつて推進する農業従事者の安定的な就業の促進、③農業構造の改善を目的とする生活環境の整備に関する事項を新たに追加する。

また、必要な地域については、農業の振興とあわせて林業の振興との関連について定める。

一、交換分合制度の拡充

農用地区域における林地等の農用地開発適地の開発及び農業振興地域整備計画で定められた生活環境施設等の用地を生み出すための交換分合制度を新たに設ける。

三、協定制度的新設

農業振興地域内の土地所有者等は、市町村長の認可を受けて、一定の農業用施設の用に供することを予定する土地の区域及び当該農業用施設の用に供しないことを予定する区域を定めることを内容とする協定を締結することができるとする。この協定については、協定事項に応じ、協定参加者の土地の承継人に対する協定の適用、協定の成立後における一定の範囲内の土地の土地所有者等の一方的意思表示による協定への参加等について定める。

また、農業用排水施設等の受益者又は利用者は、当該農業用排水施設等の適正な維持運営の方法等を定めた協定を締結し、市町村長の認定を受けることができることとする。

四、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農振法改正案は、農業構造の改善の促進に特に留意して、農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備基本方針等の内容の整備拡充、交換分合制度の拡充及び農業用施設の適切な配置等に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、土地改良法改正案は、土地改良事業の施行を通ずる農用地と非農用地の整序、農業用排水の汚濁の防止による優良農用地の保全を図るため、換地制度における非農用地創出手法の改善、農業用排水路等の管理に関する土地

改良区の協議請求制度の拡充、農業集落排水施設整備事業の実施手続に関する規定を整備するとともに、土地改良事業の効率的な推進を図るため、一定の土地改良事業に係る同意徴集手続の簡素化等を行うほか、土地改良区の総代会設置要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては両法律案を一括して議題とし、六月二十二日に静岡県下で現地調査を行うとともに、六月二十八日には四名の参考人を招いて、その意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、農業基本法制定以降における構造政策の展開過程とその評価、耕種農業における生産性向上の目標、優良農用地確保のための方策、農業従事者の就業安定化への取り組み方、協定制度創設の理由と今後の運用方針、第三次土地改良長期計画の全体像及び計画事業量の達成見通し、土地改良区を行う農業集落排水整備事業と地方自治体との関係、都道府県知事による裁定制度の具体的運用方針、換地制度の改正による非農用地生み出しの効果等についてであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して下田委員から両法律案に反対の旨の討論があり、順次採決の結果、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農振法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会の各会派共同提案による七項目の附帯決議を多数をもって行いました。また土地改良法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の会の各会派共同提案による六項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

五、 一七 衆可決

七、 六 参可決

要旨

本法律案は、近年における農業、農村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業部門と非農業部門との間の土地、水に関する円滑な利用調整を図ること等により、良好な農業生産環境を確保し、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良区の農業用排水施設の適正な管理を確保するための措置

(一) 土地改良区は、農業用排水施設の管理に関する市町村等との協議が調わなかつた場合等には、当該施設の管理方法及び管理費の分担について都道府県知事の裁定を求めることができることとする。

(二) 土地改良区が附帯事業として行う農業集落排水施設整備事業の実施手続を明確化する。

二、換地制度の改正

共同減歩の対象用地に、農業者の生活上又は農業経営上必要な施設で、農業構造の改善を図ることを目的とするものの用地を加えることとする。

また、一筆の一部不換地と同様の措置をとることがで

きるよう、事業参加者の申出又は同意による特別の減歩方式を導入する。

三、土地改良事業の効率的推進を図るための事業実施手続の改正

土地改良区が行う土地改良施設の更新事業であつて、その従前の機能の維持を図ることを目的とする等一定の要件に該当するものについては、同意の徴集を要しないこと等としている。

また、土地改良区が管理する土地改良施設の更新事業等について、国又は都道府県が行うべきことを申請することができるとし、この場合にも施設の機能維持を目的とするものについては同意徴集手続の簡素化を図ることとする等の改正を行うこととする。

四、土地改良区の総代会設置要件の緩和

土地改良区が総代会を設置することができる要件を、組合員が「二〇〇人を超える場合」に引き下げる。

五、都道府県土地改良事業団体連合会の事業内容の充実

地方連合会の行う事業について、土地改良事業及び附帯事業に関する技術的な指導を行うことができる旨を明定する。

六、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

委員長報告

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○商工委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
21	輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案		五、二四	五、三〇 受領	付託 可決 (予)	付託 可決 五、三〇	
30	繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案		二、二八	四、五 受領	可決 四、二七	可決 四、二〇	
34	機械類信用保険法の一部を改正する法律案		三、一	四、五 受領	可決 四、二七 (予)	可決 四、二〇	
57	割賦販売法の一部を改正する法律案		三、二八	四、九 受領	可決 五、一〇	修正 四、八	
66	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案		四、三	四、三 受領	可決 四、二四	可決 四、二七	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ 付月日	出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
14	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	高杉勉忠君 外(五、六二〇)名	五、七二		付託 未了	付託 (予)	

衆議院議員提出法律案（九件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
2	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	長田武士君 外 四名 (五九、三二)	五、三、二		五、三、二 (予)	五、三、二 継続審査	
4	割賦販売法の一部を改正する法律案	長田武士君 外 四名 (三三、四)	三、三、二		三、三、二 (予)	三、三、二	撤回 五、四、一八
14	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	長田武士君 外 四名 (四、二)	四、五		四、五 (予)	四、五 継続審査	
23	武器等の輸出の禁止等に関する法律案	後藤茂君 外 九名 (四三、二)	四、二、四		四、二、四 (予)	四、二、四 継続審査	
26	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	長田武士君 外 四名 (五、七)	五、二、一		五、二、一 (予)	五、二、一 継続審査	
31	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	小沢和秋君 外 一名 (五、二)	五、二、八		五、二、八 (予)	五、二、八 継続審査	
32	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	小沢和秋君 外 一名 (五、二)	五、二、八		五、二、八 (予)	五、二、八 継続審査	
33	大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案	小沢和秋君 外 一名 (五、二)	五、二、八		五、二、八 (予)	五、二、八 継続審査	

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
後藤 八 茂君
(八二) 名

八六

八六
(予)

八六 継続審査

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案
(閣法第二二号)(衆議院送付)

- 五九、 二、二四 内閣提出
- 三、二九 衆可決
- 四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、発展途上国等における累積債務の増大等により、輸出貨物の代金等の回収に伴う危険が増大し、また、発展途上国等の債務の繰延べの実施による保険金の支払いが急増している状況等にかんがみ、輸出保険制度の機能充実に資するものとして、その主な内容は次のとおりである。

一、輸出保険法の一部改正

- (一) 輸出代金保険の付保率及びてん補率の上限を百分の九十五から百分の九十七・五に引き上げるものとする。
 - (二) 輸出手形保険の付保率及びてん補率を百分の八十から百分の八十二・五以内とするものとする。
 - (三) 利用実績のほとんどない委託販売輸出保険及び海外広告保険を廃止する。
- 二、輸出保険特別会計法の一部改正
- 当分の間、借入金に係る債務を弁済する場合に、一定の範囲内において借入金ができるようにするため、借入金規定を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正

する法律案は、発展途上国における債務繰延べの実施により保険金の支払いが急増しておりますので、輸出代金保険及び輸出形保険のてん補率の引き上げを行うとともに、輸出保険特別会計に借入金の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、累積債務問題の見通し、運用部資金借り入れの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の橋本委員より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律案は、機械類信用保険事業の業務量の増大に対処するため、政付が行っております機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫に行わせること、及び機械類信用保険特別会計を廃止して、その権利義務を中小企業信用保険公庫に受け継がせるものであります。

また、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、繊維工業の構造改善を一層推進するため、本法の

廃止期限を昭和六十四年六月三十日まで五年間延長するとともに、新たに繊維工業構造改善事業協会の業務を追加する措置を取り入れようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、機械保険の利用状況、繊維工業構造改善の進捗状況、繊維製品の輸入急増に対する対応策等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、以上の二法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五九、二、二八 内閣提出

四、五 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、繊維工業の構造改善を引き続き推進するため、繊維工業に対する従来の助成措置を延長するとともに、新しい情勢に対応する助成措置を追加しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法が廃止するものとされる期限（本年六月三十日）を五年間延長し、昭和六十四年六月三十日までとする。
- 二、繊維工業構造改善事業協会の業務として、新たに、繊維事業者に対して技術指導を行う者の養成及び研修の業務並びに新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及の業務を追加する。

委員長報告

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

（衆議院送付）

五九、三、一 内閣提出

四、五 衆可決
四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、機械類信用保険事業の業務量の増大が見込まれる状況にかんがみ、所要の規定の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機械類信用保険業務の中小企業信用保険公庫への移管
- 二、機械類信用保険業務は、中小企業信用保険公庫が行う。
- 二、機械類信用保険運営基金
中小企業信用保険公庫に機械類信用保険運営基金を設け、機械類信用保険特別会計の廃止に際し政府から出資があつたものとされた金額をもつてこれに充てる。
- 三、機械類信用保険業務に係る経理
機械類信用保険業務に係る経理については中小企業信用保険公庫の従来の業務に係る経理と区分する。
- 四、機械類信用保険特別会計法の廃止等
機械類信用保険特別会計法を廃止し、機械類信用保険業務に関し国が有する権利義務は、中小企業信用保険公庫が承継する。

五、施行期日

この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

委員長報告

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（衆議院送付）

五九、三、二八 内閣提出

四、一二 衆本会議趣旨説明

四、一九 衆修正

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、近年、急速に多様化、拡大化している割賦販売等に係る取引において、消費者とのトラブルが増大していることにかんがみ、購入者の保護を一層図るとともに、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図ろうとするもので

あつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義規定の改正

実質的に割賦販売であるいわゆるリボルビング方式による販売を「割賦販売等」に含めるほか、指定商品の購入毎に立替払いの契約が結ばれる個品割賦購入あつせんを「割賦購入あつせん」に含め、法の規制対象とする。

また、指定商品の対象となるものに耐久性を有しない商品を含める。

二、割賦購入あつせん条件等の表示、書面の交付等

新たに、割賦購入あつせんに対して、取引条件の表示、書面の交付、クーリングオフ、契約の解除の制限等の購入者保護の規定を設ける。

三、割賦購入あつせん業者に対する抗弁

割賦購入あつせんを利用した購入者は、商品瑕疵等の販売業者に対して主張できる事由をもつて、割賦購入あつせん業者からの代金の支払請求を拒むことができるものとする。

四、過剰与信の防止、信用情報の適正な使用

割賦販売業者等は、購入者がその支払能力を超えて商品の購入を行うことがないように、正確な信用情報に基づ

き販売活動を行うよう努めるとともに、これら信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的に使用してはならないものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、クーリングオフの認められる期間を現行の四日から七日に延長するほか、所要の附則の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案改正の主な点は三点あります。第一は、法の規制対象を拡大すること。第二は、クレジット会社が割賦購入のあっせんを行った商品に欠陥がある場合などには、クレジット会社からの代金支払請求を拒絶することができるようにすること。第三点は、購入契約を締結した後これを撤回できる、いわゆるクーリングオフの期間を従来の四日から七日に延長することなどであります。これは消費者保護が目的でございます。

委員会におきましては、役務関連取引の適正化、銀行系

クレジット会社が進出することによる中小クレジット団体への悪影響などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、高杉理事より、一括払いの購入あっせんであるマンスリークリア方式などによる信用販売についても政府は適切なる対策をとるべきであるという四項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

四、 一二 衆可決

四、 二七 参可決

要旨

本法律案は、近年、中小企業の事業協同組合、商工組合等を取り巻く経済、社会環境が大きく変化したことに伴い、組合の機能に対する組合員の要求が多様化したこと、また、組合員の世代交代が円滑に行われることが望まれていることにかんがみ、組合機能を充実、強化し、併せて組合制度の改善を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、債務保証事業の範囲の拡大

組合が行うことのできる債務保証事業を拡大し、組合員の事業活動に係る債務の保証についても行えるようにする。

二、企業組合制度の改正

従事比率、組合員比率を一定の要件に該当する組合について緩和するとともに、員外監事の導入を認める。

三、組合員の出資口数に係る限度の特例

一 組合員当たりの出資口数の限度を、一定の要件に該当する場合に緩和する。

四、協業組合制度の改正

組合員の後継者が、組合員の生前に持分を譲り受ける

ことができるようにする。

五、その他

組合事業の利用者の範囲の特例を設けるほか、火災共済協同組合制度の改正、中小企業団体中央会の事業の追加を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、これについて商工委員会で審査をいたしましたその経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、事業協同組合、商工組合等の債務保証事業の範囲を拡大し、組合員の出資口数の限度に特例を設けるなど、組合機能の強化を図ろうとするものでございます。

委員会においては、保証拡大の前提となる組合の担保能力の充実、出資口数限度の緩和による弊害防止などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	付託委員会	議決	本院	衆議院	議決	本院	備考
84	船員法の一部を改正する法律案		五、二四	受領 八、二	(予) 七、五	継続審査	可決 七、三〇	可決 八、二			
70	案 港湾運送事業法の一部を改正する法律案		四、五	受領 六、六	六、七	可決 七、二	可決 七、二	可決 四、七	可決 六、三	可決 六、六	本会議で趣旨説明聴取 六、七
61	道路運送法等の一部を改正する法律案		三、二九	受領 七、七	(予) 七、七	可決 八、二	可決 八、三	可決 六、三	可決 七、四	可決 七、七	
35	関西国際空港株式会社法案		五、三二	受領 五、二〇	五、二一	可決 五、二六	可決 五、二七	五、四、五	可決 五、八	可決 五、二〇	本会議で趣旨説明聴取 五、二一

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
24	地域交通整備法案	小林恒人君 外六名 (五、四、五)	五、四、七		付託 五、四、七 (予)	衆議院 委員会 託議決 五、四、七 継続審査	
25	交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案	吉原米治君 外六名 (四、二、五)	四、七		付託 四、七 (予)	衆議院 委員会 託議決 四、七 継続審査	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
2	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件	五、二、三	五、五、〇	付託 五、二、三 (予)	衆議院 委員会 託議決 五、五、五 承認	

関西国際空港株式会社法案（閣法第三五号）（衆議院送付）

五九、三、二 内閣提出

四、五 衆本会議趣旨説明
五、一〇 衆可決
五、一一 参本会議趣旨説明

要旨

本案は、関西国際空港の設置及び管理等を行わせるため、関西国際空港株式会社を設置しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことを目的とする株式会社とする。

二、関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するとともに、空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣の定める基本計画に適合するものでなければならない。

三、政府は、会社の発行済総株式の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

四、会社は、一の目的を達成するため、関西国際空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理を行うほか、空港の機能を確保し、利用者の利便に資するための空港

ターミナル施設等の諸施設、空港と陸岸との間の連絡橋等の建設及び管理等を行う。

五、政府は、会社の行う事業の公共性にかんがみ、会社に対する無利子貸付け、債務保証、税制特例等の助成措置を講ずる。

六、その他、利益配当の特例、国庫納付金、会社に対する監督、会社の設立手続等について所要の規定を設けるとともに、関西国際空港を空港整備法の第一種空港とする等関係法律の規定の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました関西国際空港株式会社法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、第一に、関西国際空港株式会社は、関西国際空港の設置、管理等を効率的に行うことを目的とする株式会社とすること。第二に、関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するとともに、空港及びその航空保安施設の設置、管理は、運輸大臣の定める基本計画に適合するものでなけ

ればならないこと。第三に、政府は会社の発行済総株式の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は自治大臣の承認を受けて会社に出資することができること。第四に、会社は、関西国際空港及びその航空保安施設の設置、管理を行うほか、空港の機能を確保し、利用者の利便に資する諸施設及び連絡橋の建設、管理等を行うこと。第五に、政府は、会社の行う事業の公共性にかんがみ、無利子貸付け、債務の保証、税制上の特例等の助成措置を講ずるとともに、利益配当の特例、国庫納付金、監督等について所要の規定を設けること等でございます。

委員会におきましては、現地調査を行い、参考人の意見を聴取し、また、地方行政、建設及び環境特別委員会との連合審査会を開催するなど熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党瀬谷理事より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成、日本共産党橋本委員より反対、公明党・国民会議桑名理事より賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、瀬谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る会社の運営に当たっては地元の意向が十分反映できる仕組みを整備すること等六項目を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第六一号）（衆議院送付）

五九、三、二九 内閣提出

七、二七 衆可決

八、三 参可決

要旨

本案は、陸運行政に係る地方事務官制度を廃止しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、道路運送法、道路運送車両法等に基づく運輸大臣又は地方運輸局長の権限を都道府県知事に委任する制度を廃

止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができること。

二、運輸大臣は、地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、地方運輸局の陸運支局又は陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することができること。

三、陸運事務所の職員を運輸事務官等とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました道路運送法等の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、陸運行政に係る地方事務官制度を廃止しようとするもので、その主な内容は、陸運関係事務に係る運輸大臣等の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、運輸省の地方支分部局の長に委任することができることとするともに、陸運事務所を運輸省の地方支分部局とすること及びこれに伴い従来の陸運事務所の職員を運輸事務官とすること等であり、委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

す。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）（衆議院送付）

五九、四、五 内閣提出

六、二六 衆可決

六、二七 参本会議趣旨説明

七、一三 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とすること。

二、一般港湾運送事業者が、コンテナ埠頭等の施設において自らの統括管理の下に一定量以上の港湾運送を行う場合には関連事業者に下請させることを認めるものとする

こと。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展にかんがみ、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とするとともに、一般港湾運送事業者に係る下請に関する規制の弾力化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、現地調査を行い、参考人の意見を聴取する等熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党目黒委員より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成、公明党・国民会議桑名理事より反対、民社党・国民連合伊藤委員より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る港湾運送事業の基盤の充実強化と雇用の安定確保等四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）（衆議院送付）

五九、二、二二 内閣提出

五、一〇 衆承認

五、一八 参承認

要旨

本件は、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び新潟海運監理部並びに陸運局を廃止し、北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
80	日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		四一六	受領 七、〇	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	九、七、五 本会議で趣旨説明聴取
73	電気通信事業法案		四一〇	受領 七、〇	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	
72	日本電信電話株式会社法案		四一〇	受領 七、〇	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	付託 七、五 議決 七、五 議決 七、五 議決 七、五	
37	電波法の一部を改正する法律案		五、三、二	受領 五、五、〇	(予)可決可決 五、五、七 五、五、八	付託 五、三、二 議決 五、五、九 議決 五、五、九 議決 五、五、〇	

国会の承認を求めるの件(一件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件		五、三、二	受領 五、三、七	(予)承認 五、三、三 五、三、三	付託 五、三、二 議決 五、三、三 議決 五、三、三	

NHK決算(二件)

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員会議決	本会議決	付託	委員会議決	本会議決	
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五八、三、二三		議決					
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	(第九十八回国会) 五九、三、一七	五九、三、一七	議決		五九、三、一七			

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)

五九、二、一〇 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、区域外通話地域間距離が六〇キロメートルを超え三二

〇キロメートルまでの中距離通話料について、現行の一五秒乃至五秒ごとに一〇円であるものを、一五・五秒乃至七秒ごとに一〇円に引き下げるとともに、その距離段階別区分を四段階に統合(現行は六段階)しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、

区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超え三百二十キロメートルまでの中距離通話料につきまして、現行の十五秒ないし五秒ごとに十円であるものを、十五・五秒ないし七秒ごとに十円に引き下げるとともに、その距離段階区分を六段階から四段階に統合しようとするものであります。

委員会におきましては、遠距離通話料の値下げ報道をめぐる問題、料金決定原則の早期確立、今後の電話料金体系のあり方、電話の福祉施策、V A Nの振興対策等の諸問題につきまして質疑が行われました。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

五九、 三、 二 内閣提出

五、 一〇 衆可決

五、 一八 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、船舶局の運用要件等を整備し、あわせて我が国内外の国際化の進展にかんがみ、外国人等にも電波利用の途を開く等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国際航海に従事する旅客船及び総トン数三百トン以上の貨物船の無線局について、二千百八十二キロヘルツの無線電話遭難周波数の送信装置の有効通達距離を定めるとともに、百五十六・八メガヘルツの無線電話遭難周波数での無休聴守を義務付けるものとする。

二、陸上移動局等一定範囲の無線局につき、相互主義を前提として外国人、外国法人、外資系法人等にもその開設を認めるものとする。

三、電波法関係手数料について、上限額の法定規定を廃止し、実費の範囲内で具体的金額を政令で定めるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて社会経済活動の国際化の進展にかんがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも一定範囲の無線局について免許を与えることができることにするとともに、電波法関係手数料について、上限額の法定制を改め、実費の範囲内で政令で定めることができるようにするものであります。

委員会におきましては、放送衛星「ゆり二号a」の故障とその対策、手数料の政令委任と今後の改定見直し、無線局免許の外国性排除の緩和理由等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より本案に反対の意見が表明され、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五九、 二、二二 内閣提出

三、二七 衆承認

三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、最近の経営状況にかんがみ、財政基盤を強化するため、五十九年度以降三カ年の経営見直しに基づき、受信料の月額を平均一五・五%引き上げるとともに、受信料体系を訪問集金及び口座振替の二本立て料金制に改め、訪問集金の料金は普通契約につきまして六百八十円、カラー契約につきいて一千四十円とし、口座振替の料金は訪問集金より

も五十円割り引くことといたしております。また沖縄県につきましては、本土に対しそれぞれ百四十円軽減する特例措置をとっております。

これに伴い事業収支は百八十七億一千万円の黒字となっておりますが、このうち八十億九千万円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の百六億二千万円を翌年度以降の財政安定化財源として繰り延べ、おおむね今後三カ年間に於ける収支の均衡を図ることにいたしております。

また、事業計画におきましては、その重点を難視聴解消のための衛星放送の開始、広報・営業活動の強化、国際放送の受信改善、業務運営の効率化等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、ニューメディア対応の事業運営、衛星放送とローカル放送対策、国際放送の充実強化、経営委員会のあり方、経営効率化と職員の処遇対策等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党

の堅持、国際放送の充実強化、ニューメディアの基盤整備等四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告いたします。

日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九十八回国会 五八、三、二三 内閣提出

九十九回国会 未了

百 回国会 未了

百 一回国会 五九、七、一三 議決

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十六年度決算に係るもの

でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十六年度末における財産状況は、資産総額二千三百四十二億九千八百万円、負債総額九百三十八億千五百万円、資本総額千四百四億八千三百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千八百十五億七千六百万円に対し、経常事業支出二千六百六十七億九千九百万円であり、差し引き経常事業収支差金は百四十七億七千七百万円となっております、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は百五十二億七百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は七十六億七千七百万円であり、この結果、事業収支剰余金は七十五億三千万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に

執行されたかどうかを初め、ゆり二号aの故障原因の究明と今後の対応策、組織改正等業務の効率化、口座振替制度の利用促進、ロサンゼルス・オリンピックの放送権料などの諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもって、これを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
16	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案		五、二三	五、三二 受領	付託 可決 可決	付託 可決 可決	
17	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案		二、三	受領 四、二	(予)可決 可決	二、三 可決 可決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送來へ提出月日	参議院	衆議院	備考
9	都市緑化促進法案	藤原房雄君 外二名 (五、二、五、四)	五、五、九	付託 可決 可決	付託 可決 可決	
				五、五、四 継統審査	(予)	

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

五九、 一、二二 内閣提出

三、二七 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第一 奄美群島振興開発特別措置法の改正

- 一、この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長することとし、新たに昭和五十九年度を初年度とする五箇年の奄美群島振興開発計画を策定する
- 二、奄美群島振興開発基金について、役員任期を二年とするとともに、内閣総理大臣及び大蔵大臣に提出する事業報告書に監事の意見を付けるものとする。

第二 小笠原諸島振興特別措置法の改正

この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長することとし、現行の小笠原諸島振興計画を五箇年から十箇年に延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発または振興を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を五カ年間延長して、新たに奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興計画の改定を行い、これらに基づく事業を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、奄美群島並びに小笠原諸島における計画に基づく事業の成果と今後の方向、産業、教育文化の振興、交通・生活基盤の整備及び硫黄島問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村田理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民

連合の各会派共同提案の四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）

五九、 二、二二二 内閣提出

四、一二二 衆可決

四、二〇〇 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び下水道を追加するものとする。

二、国が事業費の一部を負担する災害復旧事業に係る一箇所（一箇所）の工事の費用の最低額を都道府県及び指定市にあつては六十万円、指定市を除く市町村にあつては三十万円に

引き上げるとともに、一箇所の工事の範囲を五十メートルに拡大するものとする。

三、災害復旧事業費の剰余金を他の災害復旧事業に使用する場合の主務大臣の認可を廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共土木施設に係る災害復旧事業費の国庫負担制度の改善合理化を図るため、国庫負担対象施設の追加、一箇所工事の採択限度額の引き上げ及び範囲の拡大並びに剰余金使用手続の簡素化等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、大東水害訴訟の最高裁判決と今後の治水行政のあり方、本法施行に伴う地方公共団体の財政負担の増減、改良復旧制度の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。
 なお、村田理事より、各党派共同提案に係る四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議と

することに決定いたしました。
 以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

予算（八件）

番号	件名	提出月日	本院受領月日	参議院	衆議院	備考
1	昭年五十八年度一般会計補正予算(第1号)	五、二八	五、二三	付託 委員会議決 可決 五、二〇 五、二四 五、二四	付託 委員会議決 可決 五、二八 五、二三 五、二三	
2	昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)	二、八	二、三	(予) 二、一〇 委員会議決 可決 二、二四 二、二四	二、八 委員会議決 可決 二、三 二、三	
3	昭年五十九年度一般会計予算	二、八	三、三	(予) 二、八 委員会議決 可決 四、一〇 四、一〇	二、八 委員会議決 可決 三、三 三、三	
4	昭和五十九年度特別会計予算	二、八	三、三	(予) 二、八 委員会議決 可決 四、一〇 四、一〇	二、八 委員会議決 可決 三、三 三、三	
5	昭和五十九年度政府関係機関予算	二、八	三、三	(予) 二、八 委員会議決 可決 四、一〇 四、一〇	二、八 委員会議決 可決 三、三 三、三	

番号	件名	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
6	昭和五十九年度一般会計暫定予算	五、三六	五、三三	付託 可決 可決	付託 可決 可決	
7	昭和五十九年度特別会計暫定予算	三六	三三	(予)可決 三三 三三	(予)可決 三三 三三	
8	昭和五十九年度政府関係機関暫定予算	三六	三三	(予)可決 三三 三三	(予)可決 三三 三三	

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)(関予第1号)
 昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第2号)
 (いずれも衆議院送付)

- 五九、 二、 八 内閣提出
- 二、 一二 衆可決
- 二、 二四 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計補正

予算(第1号)、同特別会計補正予算(特第1号)の二案
 につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御
 報告申し上げます。

一般会計の補正は、歳出につきまして、災害復旧費四千
 四百六十五億円、義務的経費一千四百一十一億円、給与改善
 費五百十二億円など、当初予算作成後に生じた事由に基づ
 き緊要となった事項について経費の追加を行うこととして
 おり、その総額は九千三百二十七億円となっております。

他方、歳出の修正減少として、既定経費の節減一千九百
 七十六億円、地方交付税交付金八百三十二億円等により、

総額四千七百二十八億円の減額を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案して、租税印紙収入二千六百三十億円、昭和五十八年分の所得税減税一千五百億円、合計四千百三十億円の減収を見込むとともに、日本銀行納付金等の雑収入二千二十五億円、建設国債四千四百五十億円、前年度剰余金受け入れ二千四億円など、合計八千七百二十八億円の歳入増加を見込んでおります。

本補正の結果、昭和五十八年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四千五百九十八億円増額され、五十兆八千三百九十四億円となります。

また、特別会計予算については、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十五特別会計について所要の補正が行われております。

なお、総合経済対策を推進するため、一般会計及び六特別会計において、一般公共事業に係る国庫債務負担行為三千九十一億円を追加計上しております。

補正予算二案は、二月八日国会に提出され、十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二十三、二十四の両日、中曽根総理大臣及び関係各大

臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、中曽根総理の公約であり、国民の関心が高い「増税なき財政再建」、これは五十九年度の大増税でつづれ、この方針は破られたのではないか」との質疑があり、これに対し中曽根総理大臣より、「増税なき財政再建の基本理念である徹底した歳出削減を行い、全体として対国民所得比の租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にとらないとの方針は厳守している。不公平税制の是正や自然増収による増収は、増税なき財政再建の範疇に入らない」旨の答弁がありました。

補正予算に関する質疑として、「五十八年分減税を除いて二千六百三十億円もの租税印紙収入の減額補正を行っており、しかも税収の減額補正が三年連続行われた点で、政府に過大見積もりの癖があるのではないか。これとは逆に、日銀納付金が毎年度補正で相当多額に追加計上されるのは、過小見積もりの操作ではないか。また、既定経費の節減額千九百七十七億円は、当初予算計上甘い上に、予算成立後にあらかじめ留保させる等の措置をとっており、真の経

費節減ではないのではないか」等の質疑があり、これに対し竹下大蔵大臣より、「税収の減は、五十八年度当初経済見通しの名目成長率五・六%が、実績見込みでは四・五%程度と伸び悩んだことの影響が大きく、毎月の税収実績を勘案して減額補正を行った。なお、石油税については、だれも予想できなかったOPECの原油価格値下げが税収を狂わせたことも大きい。日銀納付金については、日銀の純益金が内外の金融経済情勢を反映して増減するため、意図的に操作しているわけではない。経費節減は、歳出の追加が必要となった際、まず、既定経費を精査して財源捻出に努めているもので、当初から経費を膨らませるようなこととはない。しかし、御指摘の点は財政当局に対する御叱正と心得、今後の財政運営に当たりたい」旨の答弁がありました。

経済、景気動向について、「政府の五十八年度内需主導による景気回復の方針は、四月と十月の二回にわたる経済対策も実効が上がらず、外需依存型の経済運営に陥っているが、どう反省しているか。内需拡大のために積極的な施策をとるべきではないか」等の質疑があり、これに対し河本経済企画庁長官より、「昨年春ごろからの米国経済の回

復に引きずられ、ようやく世界経済も不況を脱しつつあり、そうした情勢のもとで外需の寄与度が高かった。我が国経済の回復力はなお弱く、昨年十月政府が決めた総合経済対策を現在推進している。第二次石油危機以降四年を経過し、ようやく昨年後半からの景気回復も、地域間、業種間のはらつきが残っており、今後、より一層適切な施策を機敏に進めるよう努めたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して糸久委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十八年度一般会計補正予算（第1号）、同特別会計補正予算（特第1号）の二案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十九年度一般会計予算（閣予第三号）

昭和五十九年度特別会計予算（閣予第四号）

昭和五十九年度政府関係機関予算（閣予第五号）

（いずれも衆議院送付）

五九、二、八 内閣提出

三、一三 衆可決

四、一〇 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

五十九年度予算は、歳出面において行財政の守備範囲を見直し、経費の徹底した節減合理化を行い、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の重点的、効率的配分を行うとともに、歳入面の見直しを行い、初年度八千七百億円の所得税減税を実施するほか、公債発行額は前年度当初発行額より六千六百五十億円を減額することとしておりますが、その内容は既に竹下大蔵大臣から財政演説において説

明されておりますので、これを省略させていただきます。

予算三案は、二月八日国会に提出され、十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十四日から審議に入りました。自来、本日まで審査が行われましたが、その間、三月二日に広島、大分、秋田の三市で地方公聴会、二十九日に中央公聴会を開き、二十四日以降三日間にわたって集中審議を行い、さらに委嘱審査を四月六日、七日、九日の三日間行うなど、終始慎重かつ熱心に審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なもの若干につきまして、その要旨を御報告申し上げます。

まず、政治倫理に関する質疑として、「世論調査の結果によれば、内閣にその熱意が感じられないと言われているが、総理の考えはどうか。田中元総理に対する辞職勧告決議のけじめはどうしているのか。さらに、閣僚の資産公開も、その基準は制約が多く、資産内容が不鮮明で、国民に不評判である」などの質疑があり、これに対し、中曽根総理及び藤波官房長官より、「政治倫理の問題は、第一義的には政治家個人の良心と責任の問題で、謙虚に、みずからをむなしゅうして国民に奉仕するよう行動すべきである

が、個人の自覚にまつべき事柄である。昨年暮れの総選挙で国民から熱いおきゅうを据えられたことを反省して、それ以来諸般の声明を行い、具体的に閣僚の資産公開を実行し、国会に政治倫理協議会をお願いし、自民党においても同様の委員会をつくるなど鋭意努力中である。田中問題のけじめについては、昨年の総選挙で、主権在民による最高、最終の国民の判定を得ており、これも一つのけじめである。資産公開の基本はプライベートに属する事柄で、あくまで本人の意思による発表が筋で、閣僚の申し合わせによって行ったものである。しかし、内容がばらばらではまずいで、外国の例、また従来総理大臣が資産公開した例などを参考に基準をつくったが、御意見、御批判は将来の基準改正の場合に内閣官房で十分参考にしたい」旨の答弁がありました。

外交問題につきましては、三月二十三日から二十六日までの中曽根総理の中国訪問に関連して、「中国首脳との間で話し合われた朝鮮半島の緊張緩和、特に南北対話の環境づくり、中国首脳が提案した北朝鮮への仲介申し出に対する総理の態度、ソ連が極東に配備したSS20に関する日中の情報交換合意の内容、中国側の日本企業進出要請などの

経済協力問題」等につき質疑がありました。

これに対し中曽根総理及び安倍外務大臣より、「朝鮮半島の諸問題は南北両当事者がまず話し合うべき問題で、両当事者が賛成し承認することがすべての前提である。朝鮮半島の平和と安定には日本も重大な関心があり、そのことはアジアの平和、さらに全人類にとっても大事なことで、そうした観点から、関係の国々が環境醸成促進に協力し合うことが適切である。中国側からの善意ある北朝鮮への仲介のお申し出はありがたいが、ラングーンでの韓国要人の爆殺事件で、韓国の北朝鮮に対する不信任は非常に強く、国のメンツもあり、また我が国も制裁措置をとっていることなどを考慮し、当面、政治経済問題では仲介を頼むことはないが、人道上の問題では十分あり得ることを伝えた。極東におけるソ連の軍事力増強に重大な関心を持たざるを得ないことは、昨年の国連総会での安倍外相と呉学謙外相の間で一致しており、当時のSS20の配備百八基が、最近の確実な情報では百四十四基まで増強される状況で、これは日中両国の共通の関心事であり脅威でもあるので、日中で情報の交換を行い、お互いに核軍縮に向け努力していくことにしている。また、日中間の経済協力の促進では、円

借款四千七百億円、輸銀融資は二十億ドルを下回らない額、その他バンクローンなどを中国側に約束した。なお、中国側からの日本企業の進出要請に対しては、民間資本が安心して出ていけるように、そして民衆の生活向上と失業問題の解決に役立つためにも、経済特別区等幾つかの条件整備について助言をした」旨の答弁がありました。

次に、「我が国が国際的に公約した五年間倍増の政府開発援助計画の達成が危惧されているが、国際信用を傷つけ、まずいのではないか」との質疑に対し、「五年倍増の旗を掲げ努力してきたが、円安問題やアジア銀、世銀の増資問題未解決等日本の責任と言えない事情もあって、ドルベースの実績が落ちている。政府は財政難の中で、五十九年度予算では開発援助予算を九・七%とかなりの突出計上を行ったが、今後とも日標達成に一層の努力をしたい」旨の答弁がありました。

さらに、山村農林水産大臣の訪米で、懸案だった日米農産物交渉が妥結したことに伴い、「向こう四年間にわたり毎年六千九百トンの牛肉輸入増が農家に与える影響と保護対策、並びに間もなく始まる豪州との牛肉輸入交渉との絡みをどう考えるか」などの質疑があり、これに対し関係各

大臣より、「日本の国益と農業を守る立場を堅持し、その上に立って対外関係、経済摩擦等の調整を図るため、日米双方が譲歩してようやく妥結にこぎつけた。輸入枠は今後四年間に二万七千六百トンで、毎年度需給状況を考慮し話し合うことにしている。今回の合意が農家に当面大きな悪影響を与えることはなく、今直ちに農家保護の措置は考えていない。しかし、日本農業を取り巻く内外の厳しさに耐えられる足腰の強い農家育成に今後とも一層努力したい。豪州との関係では、対米農産物交渉を豪州の犠牲で解決するようなことは考えていない。国内生産と需給の動向を勘案して交渉に当たる」旨の答弁がありました。

防衛問題に関する質疑として、「超緊縮予算編成の中で防衛費が六・五五%の異常突出となり、三木内閣以来遵守してきたGNP1%以内の枠突破は必至の状況にあるが、総理の認識を聞きたい。防衛費についてGNP1%枠にかわる新基準を示す考えはないか。最近の防衛費の使い方は正面装備調達に偏し、後方支援体制を初め大量の自衛隊員定員不足が生じており、有事の際に防衛目的が達成できないのではないか。さらに、今日我が国国民の防衛意識は低く、これで国の防衛ができるか心配であるが、政府の考えを聞

きたい。アメリカ国防省の発表では、戦艦ニュージャージーを初め攻撃型原子力潜水艦にトマホークが装備され、これら艦船の日本寄港は核の持ち込みになり、非核三原則の国是に反するので、入港を拒否ないしは事前協議の対象にすべきではないか」等の質疑がありました。

これに対し中曽根総理並びに関係各大臣より、「防衛費は防衛計画大綱の水準達成及び防衛力の自主的整備の必要性を初め、防衛費と社会保障関係費の比較で見た主要国との対比、また昭和三十年以降の教育関係費や社会保障費の蓄積との比較などから判断して突出批判は誤りである。

我が国を取り巻く内外の諸情勢を勘案し、防衛を全うするための必要最小限の経費計上である。防衛費の枠は、GNPが年間を通じどのような動きをするか定かでなく、確定的なことは困難であるが、三木内閣の閣議決定の方針は守っていくよう努力中で、その先のことはそのときに考えることにしたい。防衛予算は後年度負担による装備調達の方式があつて、正面と後方が十分バランスをとることは難しいが、本年度も教育訓練等に配慮した。自衛官の充足率を高めることに今後最大限の努力を払いたい。国の防衛は国民の認識、決意の上に成り立つもので、その一部として自

衛隊や自衛力が考えられるが、その根幹部分に足らざるところがあるのは我が国防政策の欠陥で、今後とも改善に大いに努力してまいりたい。トマホークには核、非核の二種類があつて、搭載だけで核兵器保有とは言えない。日米両国は、安保条約を効果的に運用するという基本的立場で相互信頼の上に立っており、一つ一つの船についてチェックや事前の問い合わせなどはやらない。米国は日本の非核三原則を十分承知して行動している。ニュージャージーについては国会の論議を踏まえ、国民の関心も高いので、もし入港になった際は米国政府に非核三原則を確認すると同時に、日本の立場を明確に打ち出し、日米安保条約及び関連取り決めの遵守を確認することにした」旨の答弁がありました。

経済問題に関する質疑としては、「政府は財政再建にこだわり過ぎ、我が国経済を縮小均衡に追い込み、潜在成長力の発揮を不可能としているのではないか。景気が回復傾向にあるとはいへ、地域別、業種別のばらつきや倒産、失業の多い現状から、財政面からの施策が必要ではないか。また、最近の円高傾向等から見て、公定歩合を引き下げ、景気回復の一助にすべきではないか」などの質疑がありま

した。

これに対し中曽根総理及び河本経済企画庁長官より、「五十九年度経済見通しの政府支出の実質寄与度は〇%で、景気浮揚の効果を財政に期待することは大変難しい。しかし、公共事業費では、一般会計の対前年度比減を財投その他で幾らかでもふやすよう配慮と工夫をしている。今日の我が国の状況は、一時的な無理な景気対策を考えるより、景気回復が確実視されている今年度は、高度成長になれた我々の意識転換が必要で、今後必要なときに財政が対応できる体力を取り戻す第一歩となるようにしたい。しかし、この間であっても、民間資金の導入を初め、国有地の有効活用等今までの手法ではない新たな手法で、民間活力による新たな成長を目指した経済運営を行いたい。景気回復に跛行現象が見られるものの、過去三年間の三%台の成長が、世界経済の立ち直りに伴い、四%以上の成長が十分に可能な条件が熟しつつあると思う。予算の成立を待って、地域的な景気回復のおくれにどう対処するか検討したい。政府は、それぞれの時点で経済の状態を的確に判断し、財政、金融政策を機動的に運営していく所存である。円相場については、目下のところ非常に流動的で、円高が定着し

たとまでは判断しにくく、いましばらく様子を見る必要がある。さらに公定歩合政策及びその他の金融政策は、円相場のほか海外の金融政策あるいは金利状況等を十分に勘案しないと、資本の流出から円安の方向に行きかねないので、慎重に対処したい」旨の答弁がありました。

財政問題に関する質疑として、「増減税抱き合わせの五十九年度予算で、対国民所得比の租税負担率が上昇し、増税なき財政再建を言いながら、中期的な財政事情の仮定計算例の膨大な要調整額や、政府税調の課税ベースの広い間接税の検討などから見て、政府は一般消費税ないし大型間接税の導入をねらっているのではないか。また、これまで特例公債の現金償還を毎年度の特例法に規定し国民に公約しながら、今回借りかえ方式に転換したことは許されない。特例国債借りかえに伴う国債消化の問題はないか。これまでの財政再建は、歳出削減が計画どおり進んだのに税収及び歳入が計画を下回ったことが問題で、資本蓄積型税制の見直しが肝要ではないか」などの質疑がありました。

これに対し中曽根総理、竹下大蔵大臣等より、「増税なき財政再建は歳出削減を徹底するのに必要なかんぬきで、これを外すと財政的な乱費も起こり、政府は必死になって

その枠内で努力していく決意である。そのために行財政の守備範囲を見直し、制度施策の根本にまで踏み込んだ改革を行い、個人、企業及び国と地方のそれぞれの役割分担見直しを推進していくことにしている。増税なき財政再建と税負担の関係では、政府は一般消費税を導入する考えはない。国民所得対比の租税負担率については、臨調答申の趣旨に沿い、新しい税目や新たな増税措置を行わないよう心がけ、特に流通の各段階に一度に投網をかけるいわゆる大型間接税は考えず、政府税調答申の物品税等間接税の分野で新たな担税力を求めて、個別的消費税を研究、検討することにしていく。特例国債の借りかえは御指摘のとおりで、国債政策の大きな転換で、五十九年度発行特例国債の借りかえをすることにしたため、五十九年度以降の既発特例国債とも整合性を図ることにした。ただし、財政運営の節度の点で、「償還のための起債は、速やかな減債に努める」との訓示規定を設け、これを念頭に置きながら国債の管理に当たることにしていく。特例国債の借りかえ方式への変更に伴い、資金の偏在的影響が出ることが考えられるので、十分留意して対応していく。財政再建の経過を見ると、歳入面の落ち込みが認められるが、これは特に五十六、五十

七年度の税収が世界経済の停滞により企業活動も消費も予想外に伸び悩んだためと思う。歳入面については、社会経済情勢の変化を踏まえ、資本蓄積を図る趣旨でつくられた租税特別措置の見直しはもちろん、公正適正な税制のあり方に不断の検討と努力をする」旨の答弁がありました。

中曽根総理が提唱する教育改革問題について、「総理の教育改革に関する基本的な考え方、教育改革を審議する臨時教育審議会の構成及び審議の公開並びに中教審との関係、さらに教育改革の実を上げるためには、人を採用する側の企業や国が採用方式を改める必要があるのではないか。制度面の教育改革も必要であるが、より礼儀作法を含む心の改革こそ重要ではないか」などの質疑があり、これに対し中曽根総理及び森文部大臣より、「戦後の教育で生徒が伸び伸び育ち、義務教育も九年に延長される等評価すべき面と、他方、硬直的過ぎる教育体系、入試制度にかかわる偏差値や共通一次のあり方、さらには校内暴力、青少年犯罪の増加等多くの問題がある。将来を展望すると、高度情報化社会に向けての教育のあり方、国際社会で生きていく二十一世紀を担う子供の教育など、審議検討すべき課題が多い。臨時教育審議会は、憲法及び教育基本法のもとに教育

改革を検討することとし、委員の人選は国民全部が納得してくれる人を慎重に選びたい。審議をすべて公開するとなると自由な議論展開に支障もあるので、審議の概要を国民の前に随時明らかにするよう工夫したい。中教審は我が国の教育、学術、文化に関する長い間の議論や積み重ねた蓄積があり、これらを踏まえながら、臨時教育審議会が新しい視点で教育を見直していく考えである。教育改革と就職の点は御指摘のとおりで、この点、企業や官庁の採用方法も、総理の諮問機関という審議会の性格から、幅広い検討が期待できると思う。礼儀作法を初め教える者と教わる者のあり方等の指導は学校でも行っているが、学校教育だけで徹底できるものでなく、社会や家庭にも大きな責任がある。文部省は、五十九年度に学校家庭連携推進校を設け、学校と家庭が一体となって子供たちが正しく育つ体制づくりに努力することになっている」旨の答弁がありました。

最後に、婦人差別撤廃条約の批准を来年に控え、国内条件整備の大きな焦点である男女雇用平等法案に関し、「職場における実質的な平等確保のため、募集、採用、昇進、職業訓練、退職などすべての分野で性差別を禁止し、法律で強制力を持たせるべきではないか。男女雇用平等の確立

には、労働基準法の女性保護規定は原則として廃止し、母性保護に重点を置くべきではないか。婦人少年問題審議会の建議が両論併記となったが、法案取りまとめの労働省の考え方及び法案の国会提出のめど」などについて質疑があり、これに対し坂本労働大臣及び政府委員より、「男女の雇用機会均等、待遇平等の法制整備は、我が国の将来にとって大きな歴史的な転換であり、長い間の男性中心の年功序列、終身雇用制度の修正で、初めから余り厳しいものにしてはかえって目的を達せられないおそれもあるので、漸進的に改革を進める方が賢明である。母性の保護は、女性にとっても子供にとっても大事で、しっかり守っていくが、女性保護規定はややもすると女性が働くときのハンディキャップを背負うことになり、不利となるので、法案作成に当たっては十分気をつけたい。審議会の建議には、一本にまとまった部分と労働者側、使用者側双方の意見が述べられた部分があるが、これまで長い間審議をいただき、その間の経緯や見解は十分承知しているので、よくかみしめて法案作成作業に臨みたい。法案は今国会に提出し、来年の条約批准に全力を挙げたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はそのほか広範多岐にわたって行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十九年度予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十九年度一般会計暫定予算（閣予第六号）

昭和五十九年度特別会計暫定予算（閣予第七号）

昭和五十九年度政府関係機関暫定予算（閣予第八号）

（いずれも衆議院送付）

五九、三、二八 内閣提出

三、二九 衆可決

三、三〇 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、昭和五十九年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運用に支障を来さないよう、四月一日から同十一日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出につきましては、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、既定施策費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は原則として計上しないこととし、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものに限って計上することにしております。また、公共事業費は直轄災害復旧事業費のほか直轄の維持修繕費について、暫定予算期間中の所要額にとどめております。

歳入につきましては、税収及び税外収入の暫定予算期間中の収入見込み額を計上しております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額二百

八十六億円、歳出総額三兆三百九十七億円となっており、三兆百一十一億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることといたしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計の例に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、三月二十八日国会に提出され、昨二十九日衆議院からの送付を待って、本日大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行いました。

以下、質疑の概要を簡単に申し上げます。

暫定予算に関する質疑として、「過去何回かの予算空白では、監獄法に基づいて支給される被収容者作業賞与金が職員互助会による立てかえ払い等で行われており許されない。これらは暫定予算提出を政府が回避しようとするためであるが、五十九年度暫定予算提出を機に今後予算の空白を生じさせない決意を聞きたい。また、暫定予算計上の各経費が四月一日から十一日までとなっているのに、地方交付税交付金だけは四月の概算交付金額を計上したのはなぜか。暫定期間の収支差額三兆百一十億円に比べ五兆六千億円の大蔵省証券の発行限度額は過大ではないか、仮に五十

八年度分を含めた限度額なら二重議決になるのではないかと質疑があり、これに対して中曽根総理大臣並びに関係各大臣より、「予算審議の日程上、暫定予算提出となったことは遺憾であるが、予算の空白を生じさせてはならないと考えている。予算の空白という事態は、財政法上予想外の異例の事態であるが、国政運営上は何らかの措置を講じ支払わねばならないし、支払うことが国民の利益にもなるため、正当な方法ではないが、やむを得ず緊急避難的に行ったものである。暫定予算の提出は、一方で参議院の予算審議権を尊重しつつ、他方、予算の空白なしの成立を強く期待するとの政府の立場から、その調和をどうするかを判断して決めることにしている。歳出予算総額三兆三百九十七億円の六割余が地方交付税交付金で、法律上は四月中の支払いとなっているが、従来四月上旬に交付しており、今回もそれを踏襲している。さらにまた、大蔵省証券の発行限度額は、暫定予算期間中生ずる約三兆円の歳出超過額に対する国庫資金繰りと、五十八年度末に見込まれる二兆五千億円余の大蔵省証券残高を勘案して決めたものである。国会による大蔵省証券の発行限度に対する授權は、発行ベースではなく、残高ベースであり、国庫資金繰りの実態に

も即しており、二重議決にはならない。」との答弁がありました。
 質疑は、このほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決に入り、採決の結果、昭和五十九年度暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（一〇件）

件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院		衆議院		備考
				委員会 託議決	委員会 本会議決	委員会 託議決	委員会 本会議決	
昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		五、三三六	受領 五、五〇	付託(予)承 五九、六二五	議決 五九、六二七	付託(予)承 五九、五九	議決 五九、五二〇	
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		三、三六	受領 五、〇	付託(予)承 六二五	議決 六二七	付託(予)承 五九	議決 五二〇	
昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)		三、三六	受領 五、〇	付託(予)承 六二五	議決 六二七	付託(予)承 五九	議決 五二〇	
昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書		三、三六	受領 五、〇	付託(予)承 六二五	議決 六二七	付託(予)承 五九	議決 五二〇	

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	二二六	受領	五二〇	一三六	承諾	六二五	六二七	一三六	承諾	五九	五二〇
昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	二二六	受領	五二〇	二二六	(予)承	六二五	六二七	二二六	承諾	五九	五二〇
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	五九、二二六			五九、二二六	(予)承			五九、二二六	継続		
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	二二六			二二六	(予)承			二二六	継続		
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	二二六			二二六	(予)承			二二六	継続		
昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	五九、二二六	受領	五二〇	五九、二二六	(予)承	六二五	六二七	五九、二二六	承諾	五九	五二〇

決算その他(七件)

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書	五七、一一、二八 (第九十八回国会)	付託 委員 議決 議決	付託 委員 議決 議決	
		五九、二二六	五九、二二六	
		五九、七九	五九、七二	
		五九、二二六	五九、二二六	
		継続	継続	
		議決	議決	

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託 委員 議決	議決 本 會 議	付託 委員 議決	議決 本 會 議	
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)	五七、一二、二六 (第九十八回国会)	五八、二二、二六	五九、六、二五 議決	五八、二二、二六	五九、五、九 議決	
昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	五八、一一、二八 (第九十八回国会)	二二、二六	七、九 議決	二二、二六	七、二 議決	
昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、二八 (第九十八回国会)	五九、六、二七	七、二 議決	五九、七、三	七、二 議決	五九、六、二七 本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書	一一、二六	一一、二二	一一、二二 議決	一一、二二	一一、二二 議決	
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書	五九、一一、三二	一一、二二	一一、二二 議決	一一、二二	一一、二二 議決	
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、三二	一一、二二	一一、二二 議決	一一、二二	一一、二二 議決	

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その2）

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その2）

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（いずれも衆議院送付）

五八、一二、二六 内閣提出

五九、 五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年度一般会計予備
費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外五件
の予備費関係、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組
入れに関する調書及び昭和五十六年度一般会計国庫債務負
担行為総調書（その2）、以上八件につきまして、決算委
員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上
げます。

まず、予備費関係六件は、財政法の規定に基づき国会の
事後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その
内容は、昭和五十七年一月から同五十八年三月までの間に
おいて使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会
計の予備費関係経費であり、主要な項目として、災害復旧
事業、退職手当の不足補てん、総理大臣の外国訪問、国民
健康保険事業に対する国庫負担金の不足補てん、スモン訴
訟における和解の履行に必要な経費などが挙げられており
ます。

次に、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに
関する調書は、同年度における一般会計の歳入歳出の決算
上生じた不足を補てんするため、決算調整資金から一般会
計に二兆四千九百四十八億円余を組み入れたことについて、
決算調整資金に関する法律の規定に基づき国会の事後承諾
を求めるため提出されたものであります。

次に、昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書
（その2）は、昭和五十六年度に発生した災害の復旧事業
の実施が同五十七年度に及ぶものについて、同五十六年度
においてその事業費の一部補助について債務負担行為を行
ったことについて、財政法の規定に基づき国会に報告され

たものであります。

委員会におきましては、これらの八件を一括して審査をいたしました。が、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件及び決算調整資金からの歳入組入れに関する調書につきましては、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為一件につきましては全会一致をもって異議ないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(いずれも衆議院送付)

五八、一二、二六 内閣提出

五九、五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) 外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院送付)

五八、一二、二六 内閣提出

五九、五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) 外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

九十八回国会 五七、一二、二八 内閣提出

五八、四、二七 本会議報告

未了

九十九回国会 継続審査

百 回国会 未了

百 一回国会 五九、七、一一 議決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十六年度決算は、昭和五十七年十二月二十八日国会に提出され、同五十八年四月二十七日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同五十八年一月二十八日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、この決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査するとともに、政府の施策全般について広く国民的視野からの実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、審査のために委員会を開くこと十一回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、外交、防衛、行政改革、財政再建に関する問題を初め、教育、医療、農作物対策、雇用問題など行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

七月九日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する十一項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒理事、公明党・国民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、ほかに木本委員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党

・自由国民会議を代表して平井理事より、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

- (1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、本院の要請を受け、政府は当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、同院の検査の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実施にあたっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。
- (2) 毎年度、決算検査報告において、国の財政処理にかかわる多くの不当事項等が指摘され、本院でも、常にその改善を求めてきたところであるが、依然として、多くの事項について指摘を受けていることは遺憾である。

政府は、予算の原資が主として国民の税金であることにかんがみ、その執行を一層厳正、かつ、効率的に

行い、いやしくも違法、不当の指摘を受けることのないよう努めるべきである。

- (3) 民法に基づき、主務官庁の許可によって設立される公益法人の中には、財産の運用あるいは収益事業の実施に際し、法人設立の趣意に反するとみられる事態が生じていることは遺憾である。

政府は、法人設立の許可に際しては、その適格性等について十分調査し、慎重に対応することはもとより、既設の法人についても、その活動の状況に常に留意し、真に公益の増進に寄与するものとなるよう指導監督に努めるべきである。

- (4) 来る昭和六十年に「国連婦人の十年」の最終年を迎えるにあたり、婦人差別撤廃条約の批准に向けて、国内法制等諸条件の整備を可及的速やかに実現することが求められている。

政府は、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等、男女同一の教育課程の確保等を一層促進し、眞の男女平等の早期実現に努めるべきである。

- (5) 貸金業規制二法が施行されて半年余を経過したが、サラ金苦による自殺、家出、犯罪は後を絶たず、加え

て自己破産申立て件数が急増するなど、依然として深刻な事態が続いていることは看過できない。

政府は、この種金融の健全化を図るため、関係法律の厳正な運用を行うほか、金利の引下げ、金融機関等から貸金業者等への融資の抑制について一層指導を強めるとともに、都市銀行等一般金融機関が、消費者金融に積極的に取り組める環境を作るなど、利用者の保護に万全を期すべきである。

(6) 東京医科歯科大学医学部の教授選考の際に、選考委員である現職教授が、複数の候補者より現金を收受し、また医療機器の購入にあたって、業者より現金を收受するという不祥事を起こし、これに係わった教官二名が贈収賄容疑で逮捕、起訴され、加えて従来からの教授選等にみられたこの種の学内体質について指摘されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事件が国立大学医学部に対する国民の信頼を損ね、社会に衝撃を与えたことを深く反省し、指摘された問題については、大学当局の自主的、かつ、積極的な改善措置を求め、今後再びこの種事態が発生することのないよう努めるべきである。

(7) 国立予防衛生研究所の職員が、抗生物質の検定成績通知書に虚偽の記載を行ったほか、製薬会社から提出された新薬製造承認申請資料の窃取事件にも加担し逮捕され、一方、国立衛生試験所では、中央薬事審議会の委員を兼ねる部長が、企業から提出された審議資料を他企業に提供し、収賄容疑で逮捕される事件が発生したことは、国民の医薬品行政に対する信頼を裏切ったことであり、極めて遺憾である。

政府は、医薬品行政が国民の健康に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、医薬品の安全確保について一層努力するとともに、職員への綱紀粛正の徹底、関係資料等の文書管理についても、一層厳正を期し、このような事件の再発防止に努め、国民の信頼の回復を図るべきである。

(8) 本年一月に発生した三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災事故は、生産第一主義と保安対策の不備によって発生した人災ともいえる重大事故であり、その後においても、なお、同鉱業所において、事故が繰返し発生していることは、労働者の健康、生命尊重という基本的な視点が十分に生かされていない結果であり、

極めて遺憾である。

政府は、今回の事故の重大性にかんがみ、事故の原因及び保安対策上の基本的な問題の所在を徹底的に究明し、その結果を国民の前に明らかにするとともに、今後の鉱山保安行政を推進するにあたっては、労働者の安全、衛生、保護の各施策を重点的、かつ、有機的に結合させ、さらに一層充実した対策を講ずべきである。

(9) 本院は、郵政省職員による不正行為に対し、これまでしばしば決議を行い、その未然防止を強く求めてきたところであるが、この種犯罪は依然として後を絶たず、とりわけ、先般赤池郵便局において、当該特定郵便局長が、十二年の長期にわたり、巧妙に関係書類を作為し、三億六千万余円を領得した未曾有の不正行為が発生し、改善の実があがっていないことは、極めて遺憾である。

政府は、郵政省職員の不正行為が続発し、その領得金額も年々多額にのぼっていることを深く反省し、この種犯罪の絶滅を期すため、業務考査及び会計監査等の監察を強化するなど、万全の策を講ずべきである。

(10) 近年、いわゆるワンルームマンションの建設が急増し、これに伴い周辺住民との間で、居住環境をめぐる、さまざまな問題が発生している。

政府は、こうしたワンルームマンションの建設に伴う諸問題を解決するため、今後ともその実態把握に努めるとともに、地方自治体や供給業者に対し、適切な指導に努めるべきである。

(11) 特定の地方団体において、長年にわたり国の補助事業及び貸付において、関係書類を作為し、事業費の過大精算、事業の一部不実施、補助あるいは貸付対象外を対象とするなどの不正手段を用い、不当に補助金、貸付金を受け、さらにこれらのうち一部は、請負業者から架空会社を経由して割戻しを受け経理を行うなど、著しく乱脈な町財政が行われていたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止に万全を期するため、地方議会及び監査委員等の自律機能がより一層発揮できるよう、また都道府県による財政運営指導がさらに適切に行われるよう指導に努めるべきである。
以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）

九十八回国会 五七、一二、二八 内閣提出

未了

九十九回国会

未了

百 回国会

未了

百 一回国会 五九、 六、二七 議決

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

九十八回国会 五八、 一、二八 内閣提出

未了

九十九回国会

継続審査

百 回国会

未了

百 一回国会 五九、 七、一一 議決

委員長報告

昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書の委員長報告参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
36	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議長 (五九、五二七)	五九、五二七	五九、五二七	(予) 可決 五九、五二八	可決 五九、五二八	可決 五九、五二七
37	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予) 可決 五二八	可決 五二八	可決 五二七
38	国会職員法の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予) 可決 五二八	可決 五二八	可決 五二七
39	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予) 可決 五二八	可決 五二八	可決 五二七

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第三六号）
（衆議院提出）

五九、五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決
五、一八 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を本年六月から六十二万円（現行六十万円）に引き上げた年額に改定する。
- 2 国庫納付金を、本年六月から歳費月額の百分の九・五（現行百分の九・三）相当額に引き上げる。
- 3 普通退職年金の支給開始年齢を六十歳（現行五十五歳）に引き上げる。
- 4 高額所得者に給する普通退職年金について、その停止年額の限度額を本年七月分から年金額の三割五分（現行二割）に改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、普通退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げ、国庫納付金を歳費月額の百分の九・五相当額に改定するとともに、

昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等所要の改正をしようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の応召・帰郷旅費を廃止し、現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、据え置き措置を本年四月から解除するとともに、国会議員から任命された政務次官等の俸給月額についても同様の解除措置を講じようとするものであります。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案は、昭和六十年三月三十一日から、政府職員等と同様、国会職員の定年を六十歳とし、その他特例措置を設けるとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

本法律案に関しましては、委員会において、民間の定年年齢の動向に応じた定年の再検討並びに職員団体の意向を十分聴取して本法の運用に当たることについて発言があり、事務総長より配慮する旨の答弁がございましたことを申し添えます。

以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、林野庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三七号）（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

- 1 議員の応召帰郷旅費を廃止する。
- 2 現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、本年四月からこの据え置き措置を解除する。

- 3 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の据え置き措置を解除する。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、第九十四回国会で成立した「国家公務員法の一部を改正する法律」と同様、国会職員に昭和六十年三月から定年制度を導入することを主な内容とするもので、その概要は次のとおりである。

一、国会職員の定年は、六十歳とし、政府職員と同様に医師、用務員等については六十五歳の範囲内で特例定年を設ける。

二、勤務の延長及び再任用制度についても政府職員と同様の規定を設ける。

三、施行日に在職する国会職員の定年については、現行の勸奨退職の実情を考慮し、経過規定を設ける。

四、施行期日は、昭和六十年三月三十一日とする。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第三九号（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆議院運営委員長提出

五、一七 衆議院

五、一八 参議院

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 林野庁に国立国会図書館支部図書館を設ける。

2 この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○科学技术特別委員会

内閣提出法律案（一件）

55	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
		日本原子力研究所法の一部を改正する法律案		五、三、六	受領 五、五、二〇	五、五、二 議決 五、六、二 可決 五、七、六	五、四、七 議決 五、五、八 可決 五、五、二〇	五、五、二 本会議で趣旨説明聴取

本院議員提出法律案（三件）

12	8	7	番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ提出月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
				日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	本岡昭次君 外二名 (五、四)	五、六	五、四 未了	五、一、六 科学技术(予)	
				海洋開発委員会設置法案	塩出啓典君 外二名 (四、三)	四、五	四、三 継続審査	四、二、五 科学技术(予)	
				海洋開発基本法案	塩出啓典君 外二名 (五、四、三)	五、四、五	五、四、三 継続審査	五、四、五 科学技术(予)	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
18	地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案	鈴木康雄君 外三 (五、四、二)	五、四、八		五、四、八 (予)	五、四、八 内閣	継続審査
22	日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	大原亨君 外四 (四、二)	四、二〇		四、二〇 (予)	科学技術 四、二〇	未了

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
（衆議院送付）

- 五九、 三、二八 内閣提出
 四、一七 衆本会議趣旨説明
 五、一〇 衆可決
 五、一一 参本会議趣旨説明
 七、 六 参可決

要旨

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本原子力研究所の設立の目的及び業務に原子力船の開発のために必要な研究を行うことを加えること。

二、同研究所に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置くものとする。

三、原子力船の開発のために必要な研究の業務運営は、内閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重し

て定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行わなければならないものとする。こと。

四、日本原子力船研究開発事業団を解散し、日本原子力船研究開発事業団法を廃止すること。

五、その他所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継させるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど所要の規定の整備を行うこととするものであります。

委員会におきましては、原子力船「むつ」の存廃問題と原船事業団の原研への統合理由、統合後の日本原子力研究所の研究開発体制、今後の船用原子炉の研究のあり方、方

法、関根浜新港の建設に伴う漁業補償、土地買収問題等広範にわたり熱心な質疑が行われ、また六月二十二日には、原研東海研究所及び動燃事業団東海事業所に委員派遣を行いました。が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して本岡理事、日本共産党を代表して佐藤委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して古賀理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、原子力船の開発のために必要な研究のあり方等に関する事項等四項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○環境特別委員会

内閣提出法律案（一件）

48	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考	
		湖沼水質保全特別措置法案	丸谷金保君 外二名 (五九、六二五)	五九、三、二七	五九、六、二五	受領	五九、六、二八	五九、七、二八	五九、七、二〇	五九、四、二九 五九、五、二八 五九、六、二五	五九、六、二八 本会議で趣旨説明聴取

本院議員提出法律案（一件）

13	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考	
		湖沼環境保全特別措置法案	丸谷金保君 外二名 (五九、六二五)	五九、六、二七			五九、六、二五			五九、六、二七 （予） 環境	五九、七、二三 撤回

衆議院議員提出法律案（四件）

3	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	福島讓二君 外三名 (五九、三、二)	五九、三、二五	五九、四、二七		五九、三、二五	五九、四、二五	五九、四、二七	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提 付月 日	出月 日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
19	水俣病問題総合調査法案	馬場 昇君 外 二名 (五、四二)	五、四二		五、四二 (予)	五、四二 継続審査	
20	環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案	岩垂寿喜男君 外 二名 (四、三)	四、七		四、七 (予)	四、七 継続審査	
27	湖沼環境保全特別措置法案	岩垂寿喜男君 外 一名 (五、九)	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	

湖沼水質保全特別措置法案（閣法第四八号）（衆議院送付）

五九、 三、二七 内閣提出

四、一九 衆本会議趣旨説明

六、一五 衆可決

六、一八 参本会議趣旨説明

七、二〇 参可決

要旨

本法律案は、近年特に汚濁が著しい湖沼の水質の改善を

図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあることにかんがみ、湖沼の水質の保全を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、湖沼水質保全基本方針の策定

国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めること。

二、指定湖沼等の指定

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を

指定湖沼として定め、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めること。

三、湖沼水質保全計画の策定

都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること等を内容とする湖沼水質保全計画を定めること。

四、指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

1 指定地域内の工場又は事業場に係る排水の排水の規制

従来の濃度規制のほか、都道府県知事は、指定地域内の工場又は事業場について、排水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、水質汚濁防止法の特定施設等の新增設に係る排水がこの規制基準に適合しないと認めるときは、改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができること。

2 みなし特定施設に係る排水の排出の規制

一定規模以下の浄化槽等、湖沼の水質にとつて生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水等を排出する施設として政令で定める施設を水質汚濁防止法の特

定施設とみなし、同法の規定を適用すること。

3 指定施設の設置の届出等

一定規模以下の畜舎等、排水基準による規制により難しいものとして政令で定める指定施設を設置しようとしている者等について、届出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、改善の勧告、さらには、命令をすることができること。

4 汚濁負荷量の総量の削減

人口及び産業の集中等のため、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難な指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずること。

5 湖辺の自然環境の保護

国及び地方公共団体は、指定湖沼の水質の保全に資するよう、緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護に努めなければならないこと。

五、その他

以上のほか、湖沼の水質の保全を図るために必要な指導、援助、関係行政機関の協力等について所要の規定を設けること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、湖沼水質保全基本方針を定める規定等は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました湖沼水質保全特別措置法案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について、水質の保全に関する計画の策定及び汚水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と中公審査との相違点、湖沼保全諸施策に対する財政援助措置、窒素、磷の削減対策、経過措置に関する罰則の定め方等について質疑が行われました。

また、この間、参考人の意見を聴取し、現地へ委員を派遣するなど、慎重に審査を行いました。これらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、本法律案に対し、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、経過措置に関する罰則については本法上明確にしてその範囲内において命令で定め得るようにする内容を内容とする修正案が、次いで、日本共産党を代表して近藤委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに湖沼環境保全基本方針等は環境保全を最優先として策定すること等を内容とする修正案が、また、日本社会党を代表して丸谷委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに水質保全のためには環境保全がその前提であるという観点から諸施策を実施すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、丸谷委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので上田環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としては、反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党を代表して丸谷委員より、同党の修正案に賛成、他の二修正案及び原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して山東委員より、原案

に賛成、三修正案に反対、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、同党の修正案及び同党の修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、日本共産党を代表して近藤委員より、同党及び日本社会党の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議の修正案に反対、民社党・国民連合を代表して中村委員より、原案に賛成、三修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、三修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体として保全するため、現行関係法令等の諸制度を積極的に活用すること等五項目にわたる各党派共同提案による附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）（衆議院提出）

五九、 三、 二 衆・議員提出

四、一七 衆可決
四、二七 参可決

要旨

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下、旧救済法）による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限は、旧救済法による申請時期の区分によりそれぞれ昭和五十九年二月十三日または昭和五十九年九月三十日までとなつている。本法律案は、この期限をいずれも昭和六十二年九月三十日まで、延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は衆議院提出によるもので、その内容は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病

に係る認定の申請者で認定に関する処分を受けていない者が環境庁長官に対して認定を申請することができる期限を、昭和六十二年九月三十日まで延長しようとするものであります。

委員会においては、臨時措置法の存在意義、認定業務のあり方及び患者との信頼の回復策、チッソの経営問題、水俣病問題に対する国の責任、水俣湾へドロ及び汚染魚対策等について質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党近藤委員より反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、認定業務に関し、不作為違法状態を速やかに解消するとともに、法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めることを内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
29	日本体育・学校健康センター法案		五月二六		付託 委員 託議 決	付託 委員 託議 決	文教 未了

衆議院議員提出法律案（二件）

45	15	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日	参議院 委員会 議決 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 議決 本院 議決	備考
半島振興法案	地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置法案			岡田正勝君 外二名 (五、四、五)	五、八、七				
外二階堂進君 外六名 (八、六、七)					八、七				
建設	地方行政			五、八、七	未了				
撤回									五、八、八

82	69	68	60	41	36
公職選挙法の一部を改正する法律案	職業安定法等の一部を改正する法律案	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	教育職員免許法等の一部を改正する法律案	児童扶養手当法の一部を改正する法律案	国民年金法等の一部を改正する法律案
四、七	四、四	四、四	三、九	三、六	三、二
公職選挙法改正調査特委 五、九	社会労働 四、二〇	社会労働 四、二〇	文教 五、八	社会労働 四、九	社会労働 四、七
継続審査	未了	未了	未了	継続審査	継続審査

(4) 本会議決議一覧（議案審議表付）

1	米の需給安定に関する決議案	遠藤 要君 外八名	五月七〇	提出 委員会 託議 決議 本会議 決議	備考
---	---------------	--------------	------	------------------------------------	----

<p>米の需給安定に関する決議案（遠藤要君外八名発議）（決議第一号）</p> <p>五九、七、二〇 提出 可決</p> <p>決議</p> <p>本院は、第九十一回国会において、国民生活安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。</p>	<p>これに従い各般の施策が推進されているが、わが国の食糧需給関係は必ずしも安定しているとはいえない現状にある。特に、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米の需給がひつ迫し、また、韓国産米を加工用に充当するなどの施策は国民の食糧行政に対する不安を招いている。まことに遺憾である。</p> <p>よつて政府は、その責任を厳しく反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう左記の事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。</p> <p>一、五十三年産米について臭素による汚染が問題となつたが、今後、米の安全性については、基準を定めるなど万</p>
--	---

全の措置を講ずること。

一、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による完全自給の方針を堅持すること。

一、国民の主食である米の安定供給を確保するため、食管制度を堅持し、自主流通制度の定着を図り、ゆとりある需給計画のもとに、不測の事態に備え適正な在庫の積増しを行い、備蓄体制の確立に努めること。

一、米の需給事情のひつ迫にかんがみ、今後の需給操作の万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和については弾力的に対処すること。

右決議する。

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

一三一件

従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願（第一五七号外七二件）

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第三〇八号外一〇件）

引揚者在外財産の補償に関する請願（第一八一八号）

旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願（第一八一九号）

傷病恩給等の改善に関する請願（第二七九九号外二七件）

元日赤看護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第四五四七号）

台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願（第五〇八三号外四件）（内閣に送付するを要しないもの）

重度重複戦傷病者に対する恩給法の不均衡是正に関する請願（第五二三三三号外九件）

戦後強制抑留者の補償実現に関する請願（第七四五四号）

○地方行政委員会

五件

地方自治機能の充実、強化に関する請願（第一一号）（意見書付）

住居表示に関する法律改正に関する請願（第三一五号）

地方財政確立に関する請願（第二一六〇号）（意見書付）

地方財政対策に関する請願（第九四五九号）

昭和六十年地方財政対策等に関する請願（第九五八九号）（意見書付）

○法務委員会

八件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第一〇〇八号外七件）

○外務委員会

一三件

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する請願

(第八七二三号)

サハリンの朝鮮人の訪日実現に関する請願(第八八八四号
外一件)

○文教委員会

四六件

障害児教育センターの設置に関する請願(第一三三号)

私学助成の大幅増額に関する請願(第一六〇号外二六件)

教育条件の整備等に関する請願(第二〇九号外二件)

私学の学費値上げを抑え、父母負担の軽減等に関する請願
(第四五四号外一件)

大幅私学助成に関する請願(第五九〇二号外六件)

大幅な私学の助成に関する請願(第七一五七号外一件)

てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願(第八
九九二号外一件)

私学の学費値上げを抑え、父母負担軽減等に関する請願

(第九四二二二号)

私学助成の充実に関する請願(第九五九一号)

○社会労働委員会

二八三件

保育所制度の充実に関する請願(第七号外二四件)

民間保育事業の振興に関する請願(第三一号外二〇件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五二号外三三
件)

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願(第八〇号
外一八件)

学童保育に対する国庫負担の制度化に関する請願(第一一
三号外一件)

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに
関する請願(第五五八号外八件)

在宅重度障害者の介護料に関する請願(第八八四号外二四
件)

重度障害者の終身保養所設置に関する請願(第八八五号外
二三件)

労災重度被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第
八九一号外二三件)

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第八九
四号外二三件)

国立腎^{じん}センター設立に関する請願（第二〇四一号外一三件）
食品の安全確保に関する請願（第二二七六号）
ベーチエット病調査研究班の存続等に関する請願（第四四七四号外四件）

小規模障害者作業所の助成に関する請願（第四五四八号外二七件）

保育料の大幅引下げ等に関する請願（第六〇七二号外二二件）

年金、医療の改善に関する請願（第六六一四号）

保育行政の充実に関する請願（第七八四四号外一件）

保育所の増設等に関する請願（第一〇六〇二号）

現行保育制度の堅持と充実に関する請願（第一〇六三七号）

○農林水産委員会

八件

農業土地基盤の整備拡充に関する請願（第一三一九号）

昭和五十九年度畜産物政策価格及び畜産経営の強化等に関する請願（第一四二六号）

農産物の輸入自由化・枠拡大阻止並びに国民食料の安定確保に関する請願（第二六二六号）

米穀政策の見直しに関する請願（第七九三四号）

食料の安定供給並びに米穀政策の確立に関する請願（第八七一五号）

食糧自給力の維持強化に関する請願（第九五九三号）

昭和五十九年産米の政府買入価格並びに食糧・農業基本政策の確立に関する請願（第九九四〇号）

畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願（第一〇六三八号）

○商工委員会

二件

官公需に関する中小企業者の受注増大に関する請願（第二六二八号）

中小印刷工業の振興に関する請願（第九七五二号）

○逓信委員会

二四件

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（第九〇三号外二三件）（意見書付）

○建設委員会

九一件

常磐自動車道の建設促進等に関する請願（第一三〇二号）

（意見書付）

昭和五十九年度公共事業の上期前倒し執行及び下期事業量の確保に関する請願（第一九〇二号）

第四次全国総合開発計画策定における豪雪地帯振興対策確立に関する請願（第一九〇三号）

町村の実施する公共下水道の整備促進に関する請願（第五九一五号外八七件）

○災害対策特別委員会

二一件

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長等に関する請願（第一〇三四五号）

日橋川、湯川、せせせ瀬川合流地域の水害対策に関する請願

（第一〇六〇一号）（意見書付）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一三七件

北方領土返還促進に関する請願（第一一三七号）

北方領土の返還促進に関する請願（第四三三八号外一三五件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和五十九年

三月二十七日 火曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について藤波内閣官房長官から、防衛庁の基本方針に関する件について栗原防衛庁長官から、総理府関係の施策に関する件及び昭和五十九年度内閣、総理府関係予算に関する件について中西総理府総務長官から、行政管理庁の基本方針に関する件について後藤田行政管理庁長官から、昭和五十九年度防衛庁関係予算に関する件及び昭和五十九年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

五月 十七日 木曜日

「五九中業」策定作業等に関する件、日米防衛首脳会談に関する件、次期防空ミサイル導入問題に関する件、環太平洋合同演習（リムパック84）に関する件、米韓合同軍事演習（チーム・スピリット84）に関する件、防衛費に関する件、米軍艦載機の夜間訓練用基地問題に関する件、公務員制度見直しに関する件、ロング前米太平洋軍司令官の証言と我が国の海峡防備問題に関する件、臨調答申と政府の行政改革実施に関する件、公務員等の災害補償問題に関する件等について栗原防衛庁長官、後藤田行政管理庁長官、内海人事院総裁、政府委員、外務省及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○地方行政委員会

昭和五十九年		
二月二十三日	木曜日	地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について田川国務大臣から所信を聴いた。
三月二十七日	火曜日	昭和五十九年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
四月十九日	木曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
四月二十六日	木曜日	地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について田川国務大臣、政府委員、防衛施設庁、環境庁、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。
七月十二日	木曜日	昭和五十九年度の地方財政計画に関する件について田川自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
八月七日	火曜日	警察行政に関する件について田川国務大臣、政府委員、自治省、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。 風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議を行った。

○法務委員会

昭和五十九年

三月二十七日 火曜日

法務行政の基本方針について住法務大臣から所信を聴いた後、同大臣、政府委員、最高裁判所、警察庁、大蔵省、国税庁、運輸省、外務省及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

七月二十六日 木曜日

全斗煥韓国大統領訪日に関する件、入国管理に関する件、法務省関係予算のシーリングに関する件、ロッキード判決と嘱託尋問のあり方等に関する件、憲法と罰則規定の關係に関する件、再犯事件と矯正政策に関する件、刑務作業の民営に及ぼす影響に関する件、法秩序のあり方に関する件、受刑者の医療問題に関する件、少年犯罪とその防止対策に関する件等について住法務大臣、政府委員、外務省、大蔵省、最高裁判所、運輸省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

八月 二日 木曜日

公職選挙法と違憲判決に関する件、登記所における常直制度に関する件、再審に伴う裁判のあり方に関する件、憲法と罰則規定の關係に関する件、二重国籍者の取扱いに関する件、消費者保護対策に関する件、政治献金に関する件、簡易裁判所の再配置に関する件、難民問題に関する件、少年犯罪とその防止対策に関する件等について住法務大臣、政府委員、人事院、最高裁判所、警察庁、自治省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

昭和五十九年

七月 十七日 火曜日

イラン・イラクに対する武器輸出規制に関する件、日ソ間の信頼醸成措置に関する件、ASEAN 拡大外相会議に関する件、ASEAN 諸国に対する教育援助に関する件、日米安保条約の事前協議制度に関する件、ロンドン・サミットに関する件、全斗煥韓国大統領の訪日に関する件、米国艦船の核搭載トマホーク配備に関する件、外国人登録における指紋押捺に関する件、カンボジア問題に関する件、軍縮と平和に関する件、北朝鮮との関係打開に関する件等について安倍外務大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

七月三十一日 火曜日

ジュネーブ四条約の追加議定書に関する件、外交特権に関する件、安保条約の事前協議と随時協議に関する件、海外在留邦人の保護に関する件、防衛問題に関する件、中東問題に関する件、朝鮮問題に関する件、日ソ関係に関する件、韓国米の輸入に関する件等について安倍外務大臣、政府委員、警察庁、外務省、防衛庁及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和五十九年

二月 九日 木曜日

財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴いた。

二月二十三日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

二月二十四日 金曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について竹下大蔵大臣、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

三月二十八日 水曜日

昭和五十九年度の税制改正に関する件について参考人日本酒造組合中央会企画委員長辻弥兵衛君、ビール酒造組合専務理事都島惟男君、主婦連合会事務局長清水鳩子君、税制調査会会長代理木下和夫君、日本税理士会連合会顧問武田亨君及び日本弁護士連合会事務総長樋口俊二君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月 十九日 木曜日

最近の金融問題等に関する件について参考人日本銀行理事緒方四十郎君、東京大学名誉教授館龍一郎君及び東京銀行会長柏木雄介君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

七月 十七日 火曜日

租税及び金融等に関する件について竹下大蔵大臣、政府委員、郵政省、通商産業省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和五十九年 二月二十八日 火曜日	大学入試制度の改善に関する件について参考人国立大学協会理事飯島宗一君、日本私立大学連盟会長石川忠雄君、全国高等学校校長協会会長増田信君、信州大学学長北條舒正君及び京都市立芸術大学教授佐藤雅彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
三月 八日 木曜日	我が国における留学生受入れの在り方に関する件について参考人日本国際教育協会理事長川野重任君、東京大学工学部国際交流委員会委員長舟久保熙康君、早稲田大学文学部教授古川晴風君、東京大学大学院生ボンチャイ・リムビプーウッド君及び筑波大学研究生デヴィッド・C・ヘンドリックソン君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
三月二十七日 火曜日	文教行政の基本施策に関する件について森文部大臣から所信を聴いた。
四月 十七日 火曜日	昭和五十九年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。 文教行政の基本施策に関する件について森文部大臣、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
四月 十九日 木曜日	文教行政の基本施策に関する件について森文部大臣、政府委員、労働省及び法務省当局に対し質疑を行った。

四月二十六日 木曜日

文教行政の基本施策に関する件について森文部大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

七月 十七日 火曜日

国立大学における機器購入をめぐる不祥事件について森文部大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

七月三十一日 火曜日

国立大学における機器購入をめぐる不祥事件について森文部大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和五十九年

三月二十七日 火曜日

労働行政の基本施策に関する件及び昭和五十九年度労働省関係予算に関する件について坂本労働大臣から所信及び説明を聴いた。
厚生行政の基本施策に関する件及び昭和五十九年度厚生省関係予算に関する件について渡部厚生大臣から所信及び説明を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 十二日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について坂本労働大臣、政府委員、経済企画庁及び通商産業省当

局に対し質疑を行った。

四月 十七日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について渡部厚生大臣、政府委員、警察庁、建設省、労働省及び行政管理庁当局に対し質疑を行った。

六月二十六日 火曜日

食品添加物（アスパルテーム）に関する件、高齢者の特定疾患治療事業適用に関する件、死の判定基準（脳死）に関する件、労災患者の健康保険適用に関する件、私立学校教職員（学校法人三室戸学園）の社会保険適用に関する件、船員保険法失業部門の運営に関する件、飲料水に関する件、乾電池回収に関する件、人工妊娠中絶剤の承認、管理、取扱い等に関する件、精神病院における医師等の不足、措置入院等に関する件、大阪府医師会の一斉休診問題に関する件、交通事故の場合の健康保険と自動車損害賠償責任保険との適用の調整に関する件、差額ベッドに関する件、高齢化社会の進展に伴う老人問題等に関する件、がん対策に関する件、厚生省関係の昭和六十年年度予算に関する件、国立病院、国立療養所の役割に関する件、対がん十箇年総合計画に関する件、覚せい剤事犯とその取締り対策に関する件等について渡部厚生大臣、政府委員、公正取引委員会、文部省、警察庁、自治省、法務省、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和五十九年

二月二十四日 金曜日

昭和五十九年度の農林水産行政の基本施策に関する件について山村農林水産大臣から所信を聴いた。派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

三月 二日 金曜日

昭和五十九年度の農林水産行政の基本施策に関する件について山村農林水産大臣、政府委員、通商産業省、農林水産省、総理府、厚生省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

三月二十三日 金曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について山村農林水産大臣、政府委員、厚生省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

三月二十九日 木曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について山村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

畜産物価格等に関する決議及び蚕糸業の振興に関する決議を行った。

四月 十日 火曜日

日米農産物交渉等に関する件について山村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

四月 十三日 金曜日

当面の農林水産行政に関する件について山村農林水産大臣、政府委員、通商産業省、自治省、厚生省、特許庁当局及び参考人日本中央競馬会理事長内村良英君に対し質疑を行った。

六月二十一日	木曜日	米問題等に関する件について山村農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。
六月二十五日	月曜日	米問題等に関する件について中曾根内閣総理大臣、山村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
七月 六日	金曜日	米の安全性と需給安定に関する決議を行った。
七月 十日	火曜日	米問題等に関する件について山村農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。
七月 十九日	木曜日	昭和五十八年産米生産費について農林水産省当局から説明を聴いた後、昭和五十九年産生産者米価に関する件等について山村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
七月二十五日	水曜日	昭和五十九年産生産者米価に関する件について政府委員から説明を聴いた後、山村農林水産大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

昭和五十九年 三月二十七日	火曜日	通商産業行政の基本施策に関する件について小此木通商産業大臣から所信を聴いた。
------------------	-----	--

四月 十七日 火曜日

経済計画等の基本施策に関する件について河本経済企画庁長官から所信を聴いた。
昭和五十八年における公正取引委員会の業務概略に関する件について高橋公正取引委員会委員長から説明を聴いた。
三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱における災害に関する件について政府委員から報告を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
日韓大陸棚に関する件、石油の国家備蓄に関する件、放射性廃棄物に関する件等について小此木通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

四月 十九日 木曜日

三井石炭鉱業株式会社三池炭業所有明鉱の災害に関する件、植物特許に関する件、絹織物の流通問題に関する件、核燃料廃棄物に関する件、中小企業者の承継税制に関する件、製品輸入の促進に関する件等について小此木通商産業大臣、政府委員、通商産業省、消防庁、警察庁、国土庁、厚生省当局及び参考人元北海道大学教授磯部俊郎君に対し質疑を行った。

七月二十四日 火曜日

リッカー株式会社の和議申請に関する件、電源立地促進対策交付金に関する件、石炭政策に関する件、中小企業対策に関する件、基礎素材産業の再活性化に関する件、テクノポリスに関する件、核燃料の再処理問題に関する件、使用済み乾電池の処理対策に関する件、貿易収支の黒字対策に関する件等について小此木通商産業大臣、河本経済企画庁長官、政府委員、警察庁、大蔵省、文部省、自治省、科学技術庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和五十九年

三月二十九日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について細田運輸大臣から所信を聴いた。

昭和五十九年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月 十九日 木曜日

国鉄経営再建問題に関する件、青函トンネル利用問題に関する件、特定地方交通線存続問題に関する件、自動車貨物輸送問題に関する件、東海道新幹線雪害対策に関する件、国鉄連賃改定問題に関する件、国際技術協力に関する件、港湾再開発に関する件、国鉄の新通信網参入問題に関する件、民間航空路の安全確保に関する件、航空運賃問題に関する件、内航海運の不況対策に関する件等について細田運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、経済企画庁、大蔵省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

五月 十五日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

六月二十八日 木曜日

国鉄問題に関する件について細田運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道当局及び参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長亀井正夫君に対し質疑を行った。

七月 十九日 木曜日

国鉄問題に関する件、青函トンネルに関する件、沖合の人工島に関する件、ペルシャ湾における船舶の安全通航に関する件、石油のタンカー備蓄に関する件、帰省航空便に関する件等について細田運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、大蔵省、会計検査院、外務省

及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

七月三十一日 火曜日

青函トンネルに関する件、足尾線問題に関する件、国鉄問題に関する件、大韓航空機墜撃事件に関する件、小型航空機の安全運行に関する件、函館ドック経営問題に関する件、船員問題に関する件等について細田運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、外務省、運輸省、労働省当局及び参考人日本鉄道建設公団総裁内田隆滋君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

昭和五十九年

三月二十七日 火曜日

郵政行政の基本施策に関する件について奥田郵政大臣から所信を聴き、日本電信電話公社の事業概況に関する件について真藤日本電信電話公社総裁から説明を聴いた。

四月 十七日 火曜日

電気通信政策の基本理念とその確立に関する件、テレトピア構想とニューメディア・コミュニケーション構想の目的及び両構想の協力体制に関する件、自衛隊の通信衛星利用問題に関する件、放送衛星の故障原因とNHKの衛星放送への影響に関する件、郵便輸送システムの改革と労働条件への影響に関する件、有線音楽放送の正常化対策に関する件、INS（高度情報通信システム）の形成の見通しとその料金体系に関する件、キャプテンシステム実用化の準備状況に関する件、郵政省の有事法制研究に関する件、郵便事業の財政状況と料金値上げの見通しに関する件、郵便貯

金資金の自主運用に関する件、郵便貯金特別会計の累積赤字解消の見通しに関する件、景品付き暑中見舞葉書の発行に関する件、第三種郵便物認可要件に関する件、ニューメディア時代に即応した行政機構の整備に関する件、日本電信電話公社改革後における電気通信分野への新規参入の在り方に関する件、日本電信電話公社改革の基本的視点に関する件等について奥田郵政大臣、政府委員、真藤日本電信電話公社総裁、通商産業省、日本電信電話公社、防衛庁、科学技術庁、建設省当局及び参考人日本放送協会放送総局副総局長尾西清重君に対し質疑を行つた。

六月二十八日 木曜日

放送衛星2号aの故障問題とその対策に関する件等について奥田郵政大臣、政府委員、科学技術庁、気象庁当局、参考人宇宙開発事業団理事長大澤弘之君、同事業団理事船川謙司君、通信・放送衛星機構理事長齋藤義郎君、日本放送協会会長川原正人君、同協会技師長矢橋幸一君、同協会専務理事坂倉孝一君、同渡辺伸一君及び同川口幹夫君に対し質疑を行つた。

○建設委員会

昭和五十九年
三月二十七日 火曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について水野建設大臣及び稲村国務大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

五月 八日 火曜日

流域下水道の汚濁対策とモデル事業に関する件、家庭雑廃水の規制に関する件、道路特定財源の道路整備費充当に関する件、木曾三川国営公園の整備に関する件、信濃川河川敷の利用計画に関する件、地価上昇率の経過と今後の動向及び地価の適正化に関する件等について水野建設大臣、稲村国土庁長官、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

七月 十二日 木曜日

下水道管理業務の民間委託に関する件、道路財源問題に関する件、信濃川河川敷に関する件、公団住宅の補修及び環境整備等に関する件、関西国際空港建設に伴う周辺整備に関する件等について稲村国土庁長官、水野建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁大塩洋一郎君及び同公団理事武田晋治君に対し質疑を行った。

七月三十一日 火曜日

昭和六十年年度予算概算要求基準に関する件、建設事業における国際協力に関する件、水資源白書に関する件、硫黄島の振興開発に関する件、地価動向に関する件等について水野建設大臣、稲村国土庁長官、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○決算委員会

昭和五十九年

四月 十六日 月曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

昭和五十九年

二月 一日 水曜日

経済の現状及び将来と国民生活に関する件について参考人日本長期信用銀行常務取締役調査部長竹内宏君、経済評論家高原須美子君、東北大学教授大内秀明君及び国民生活センター理事長小島英敏君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

二月 十五日 水曜日
(技術革新に伴う産業・雇用
構造検討小委員会)

先端技術一般について参考人科学評論家村野賢哉君、新技術開発事業団理事長久良知章悟君及び東京大学教授宮川洋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

二月 十五日 水曜日
(高齢化社会検討小委員会)

高齢化社会の基盤及び高齢化社会の福祉の在り方について参考人厚生省人口問題研究所所長岡崎陽一君、東京大学教授松原治郎君、一橋大学名誉教授馬場啓之助君及び日本社会事業大学教授三浦文夫君から意見を聴いた後、岡崎参考人、松原参考人及び三浦参考人に対し質疑を行った。

二月 十六日 木曜日
(生活条件整備検討小委員会)

都市計画、社会参加及び情報化社会とまちづくりについて参考人神戸大学教授早川和男君、日本情報処理開発協会常務理事中山隆夫君及び未来工学研究所副理事長林雄二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月 十一日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

四月 十三日 金曜日
(技術革新に伴う産業・雇用
構造検討小委員会)

四月二十五日 水曜日
(高齢化社会検討小委員会)

四月二十五日 水曜日
(生活条件整備検討小委員会)

五月 九日 水曜日
(生活条件整備検討小委員会)

五月 十一日 金曜日
(高齢化社会検討小委員会)

七月 四日 水曜日

一九八〇年代経済社会の展望と指針に関する件、最近における産業構造の変化及び産業構造審議会情報産業部会中間答申に関する件並びにマイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

今後の雇用の展望と雇用対策の方向に関する件、老後生活の心理面に関する件及び社会保障の将来展望に関する件について政府委員及び総理府当局から説明を聴いた後、政府委員、総理府及び厚生省当局に対し質疑を行った。

国土・都市・居住空間の形成に関する件について政府委員、国土庁及び建設省当局から説明を聴いた後、政府委員、国土庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

新社会システムとまちづくりに関する件について政府委員、建設省、運輸省、郵政省及び通商産業省当局から説明を聴いた後、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

一九八〇年代経済社会の展望と指針、二〇〇〇年の日本、福祉社会への選択及び自主的社会参加活動の意義と役割に関する件、高齢化社会と建設行政に関する件、高齢化社会と地域政策に関する件及び生涯教育に関する件について政府委員及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員、経済企画庁及び国土庁当局に対し質疑を行った。

技術革新の雇用に及ぼす影響について参考人株式会社日本能率協会総合研究所常務取締役高地高

(技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会)

七月 十八日 水曜日

(技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会)

七月 二十日 金曜日

(高齢化社会検討小委員会)

七月 二十日 金曜日

(生活条件整備検討小委員会)

八月 一日 水曜日

司君及び雇用促進事業団雇用職業総合研究所所長氏原正治郎君から意見を聴いた後、両参考人に
対し質疑を行った。

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について調査報告書(中間報告)を提出することを
決定した。

高齢化社会に関する件について調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

生活条件整備に関する件について調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員
長梶木又三君から、

高齢化社会に関する件について高齢化社会検討小委員長安永英雄君から、

生活条件整備に関する件について生活条件整備検討小委員長亀長友義君からそれぞれ報告を聴いた。
国民生活・経済に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

○外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

昭和五十九年

二月二十二日 水曜日

平和の確保について参考人産業能率大学異文化圏研究所所員前田寿夫君、名古屋大学教授長谷川正安君、杏林大学教授田久保忠衛君及び国連大学学長特別顧問永井道雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月二十五日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

平和の確保に関する件、国際協力に関する件及び資源・エネルギー、食糧問題に関する件について政府委員及び外務省当局から説明を聴いた後、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

五月 十六日 水曜日

国際協力に関する件について参考人海外経済協力基金副総裁青木慎三君、国際協力事業団理事石井亨君、前国際復興開発銀行副総裁服部正也君、法政大学教授力石定一君及び成蹊大学教授広野良吉君から意見を聴いた後、政府委員、通商産業省当局、各参考人及び参考人国際協力事業団青年海外協力隊事務局長野村忠策君に対し質疑を行った。

六月二十七日 水曜日

資源・エネルギー、食料問題について参考人慶應義塾大学教授深海博明君、食料・農業政策研究センター副理事長並木正吉君、元三井金属鉱業株式会社社長尾本信平君及び日本経済新聞論説委委末次克彦君から意見を聴いた後、政府委員、資源エネルギー庁、農林水産省当局及び各参考人に対し質疑を行った。

七月 四日 水曜日	外交・総合安全保障に関する件について安倍外務大臣、栗原防衛厅长官、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。
七月 十三日 金曜日	外交・総合安全保障に関する件について山村農林水産大臣、小此木通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
八月 一日 水曜日	総合安全保障に関する件、平和の確保に関する件、国際協力に関する件及び資源・エネルギー、食料問題に関する件について委員長から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
八月 七日 火曜日	外交・総合安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○科学技術特別委員会

昭和五十九年	三月二十三日 金曜日	科学技術振興のための基本施策に関する件について岩動科学技術厅长官から所信を聴いた。
	四月 十八日 水曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。 科学技術振興のための基本施策に関する件について岩動科学技術厅长官、政府委員、人事院、建設省、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

四月二十七日 金曜日

国際科学技術博覧会に関する件、宇宙開発に関する件、使用済み核燃料の再処理問題に関する件等について岩動科学技術庁長官、政府委員、防衛庁、資源エネルギー庁、国土庁、通商産業省、外務省、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。

五月 九日 水曜日

バイオテクノロジーに関する件について参考人株式会社三菱化成生命科学研究所人間自然研究部長中村桂子君から意見を聴いた後、本件について意見の交換を行った。

○環境特別委員会

昭和五十九年
三月二十三日 金曜日

公害対策及び環境保全の基本施策について上田環境庁長官から所信を聴いた。
昭和五十九年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概況について政府委員から説明を聴いた。

四月 十三日 金曜日

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について上田環境庁長官、政府委員、厚生省、農林水産省、通商産業省、法務省、文化庁、気象庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

六月 二十日 水曜日

八月 八日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について上田環境庁長官、政府委員、林野庁、農林水産省、国土庁、建設省、厚生省、運輸省、文化庁、防衛庁、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

公害及び環境保全対策に関する件について上田環境庁長官に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和五十九年
三月

八日 木曜日

災害対策の基本施策に関する件について稲村国土庁長官から所信を聴いた。

昭和五十九年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

昭和五十九年豪雪による被害に関する件について政府委員から報告を聴いた後、稲村国土庁長官、政府委員、建設省、自治省、厚生省、文部省、林野庁、日本国有鉄道及び消防庁当局に対し質疑を行った。

五月 九日 水曜日

桜島火山周辺地域における降灰及び土石流被害に関する件、激甚災害指定基準見直しに関する件、豪雪被害対策に関する件、防災についての基本施策に関する件、東海地方の地震対策に関する件、地震対策緊急整備事業の進捗状況に関する件、地震予知に関する件、気象業務の充実に関する件等について稲村国土庁長官、政府委員、大蔵省、建設省、消防庁、運輸省、厚生省、文部省、科

学技術庁、気象庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

六月二十七日 水曜日

桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件について政府委員から報告を聴いた。

七月二十日 金曜日

桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件について派遣委員から報告を聴いた。

桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件、地震予知に関する件、地震対策の限時法の延長に関する件、五木村土石流被害に関する件等について稲村国土庁長官、政府委員、国税庁、文部省、資源エネルギー庁、自治省、建設省、林野庁、厚生省、気象庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○選挙制度に関する特別委員会

昭和五十九年

二月二十九日 水曜日

第三十七回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について田川自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

三月九日 金曜日

本小委員会の運営等について協議を行った。

(公職選挙法改正等調査小委員会)

三月二十九日 木曜日

(公職選挙法改正等調査小委員会)

本小委員会の運営等について協議を行った。

四月 十一日 水曜日

(公職選挙法改正等調査小委員会)

比例代表選挙の改善及び参議院選挙区選出議員の定数不均衡是正について協議を行った。

四月二十五日 水曜日

(公職選挙法改正等調査小委員会)

比例代表選挙の改善及び参議院選挙区選出議員の定数不均衡是正について協議を行った。

七月 十八日 水曜日

(公職選挙法改正等調査小委員会)

比例代表選挙の改善及び参議院選挙区選出議員の定数不均衡是正について協議を行った。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十九年

二月二十九日 水曜日

昭和五十九年度沖繩及び北方問題に関しての施策について安倍外務大臣及び中西國務大臣から所信を聴いた。

四月二十七日 金曜日

株式会社琉球セメントに関する件、北方領土返還に関しての日ソの人的交流措置に関する件、廃油ポールによる海洋汚染問題に関する件、日ソ事務レベル協議に関する件、基地周辺における民家の防音施設に関する件、パイナップルの輸入枠拡大に関する件等について中西國務大臣、政府委員、通商産業省、労働省、運輸省、防衛庁、水産庁、海上保安庁、環境庁、防衛施設庁、厚生省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

七月 四日 水曜日

那覇空港の自衛隊機炎上事故に関する件、沖繩の葉たばこ耕作に関する件、北洋サケ・マス漁業者の保護対策に関する件等について中西國務大臣、政府委員、防衛庁、日本専売公社、水産庁、通商産業省、運輸省、防衛施設庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

七月二十五日 水曜日

北方領土返還促進に関する件、日ソサケ・マス漁業交渉の問題に関する件、北方領土への墓参に関する件、北方領土の隣接地域に対する振興基金設立に関する件、沖繩の米軍海兵隊と自衛隊との共同訓練に関する件、沖繩の名護市内におけるダンプ被弾事故に関する件等について安倍外務大臣、政府委員、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十九年

三月二十三日 金曜日

エネルギー対策の基本施策に関する件について小此木通商産業大臣及び岩動科学技術庁長官から所信を聴いた。

昭和五十九年度エネルギー対策関係予算について政府委員、運輸省、文部省及び農林水産省当局から説明を聴いた。

三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱における災害に関する件について政府委員から報告を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

四月 二十日 金曜日
エネルギー対策の基本施策に関する件について小此木通商産業大臣、岩動科学技術庁長官、政府委員、大蔵省、通商産業省及び外務省当局に対し質疑を行った。

八月 一日 水曜日
核燃料廃棄物の処理に関する件、下北半島の核燃料サイクル基地に関する件、石油審議会石油部会の報告に関する件、原子力船むつの安全性に関する件、代替ガソリンに関する件、泊原子力発電所建設に関する件等について岩動科学技術庁長官、小此木通商産業大臣、政府委員、厚生省、外務省、国土庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長吉田登君及び同事業団理事植松邦彦君に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覧

(召集日 58.12.26 現在)

役員	召集日	会期中選任
議長	木村 睦男君	
副議長	阿具根 登君	
常任委員長	内閣	高平 公友君 大島 友治君 (59.8.8)
	地方行政	大河原 太一郎君 金丸 三郎君 (59.8.8)
	法務	大川 清幸君
	外務	後藤 正夫君 平井 卓志君 (59.8.8)
	大蔵	伊江 朝雄君 藤井 裕久君 (59.8.8)
	文教	長谷川 信君 真鍋 賢二君 (59.8.8)
	社会労働	石本 茂君 遠藤 政夫君 (59.8.8)
	農林水産	谷川 寛三君 北 修二君 (59.8.8)
	商工	斎藤 栄三郎君 降矢 敬義君 (59.8.8)
	運輸	矢原 秀男君
	通信	大木 正吾君 松前 達郎君 (59.8.8)
	建設	青木 薪次君 本岡 昭次君 (59.8.8)
	予算	西村 尚治君 長田 裕二君 (59.8.8)
	決算	安恒 良一君 佐藤 三吾君 (59.8.8)
	議院運営	遠藤 要君
	懲罰	小林 国司君 志村 愛子君 (59.8.8)
特別委員長	国民生活	寺田 熊雄君 対馬 孝且君 (59.8.8)
	外交・安保	植木 光教君
	科学技術	高木 健太郎君
	環境	穂山 篤君 粕谷 照美君 (59.8.8)
	災害対策	赤桐 操君 安永 英雄君 (59.8.8)
	選挙制度	松浦 功君 林 達君 (59.8.8)
	沖縄・北方	板垣 正君 堀江 正夫君 (59.8.8)
エネルギー	井上 孝君 田代由紀男君 (59.8.8)	
事務総長	指宿 清秀君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(召集日 58.12.26 現在)

会 派	任 期	① 昭 6 1 . 7 . 7			② 昭 6 4 . 7 . 9		
	議員数	全国区	地方区	計	比 例 代 表	選挙区	計
自由民主党・自由国民会議	136(6)	19(2)	50(1)	69(3)	19(3)	48	67(3)
日 本 社 会 党	43(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	13(1)	22(2)
公 明 党 ・ 国 民 会 議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)
日 本 共 産 党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)
民 社 党 ・ 国 民 連 合	13(1)	3	3	6	4	3(1)	7(1)
参 議 院 の 会	8	3	0	3	4	1	5
新 政 ク ラ ブ	4	0	1	1	1	2	3
各派に属しない議員	4(1)	2(1)	1	3(1)	0	1	1
欠 員	3	3	0	3	0	0	0
合 計	252(18)	50(5)	76(3)	126(8)	50(8)	76(2)	126(10)

※ ()内は婦人議員数

備考 (1) 59.2.6 森田重郎君(新政・埼玉県選出②)新政クラブ退会、
同日自民党・自由国民会議入会